

# 第一百二十回国会 地方行政委員会議録 第五号

平成三年三月七日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 森田 一君

理事 井奥 貞雄君

理事 小坂 憲次君

理事 増田 敏男君

理事 中沢 健次君

理事 石橋 一弥君

理事 齊藤 邦吉君

中谷 元君

長勢 甚遠君

星野 行男君

築瀬 進君

遠藤 登君

吉井 英勝君

北沢 清功君

須永 徹君

河上 要雄君

吉井 英勝君

出席國務大臣

自治大臣 森 吹田 優君

國家公安委員会 吹田 優君

出席政府委員

警察庁警務局長 安藤 忠夫君

自治大臣官房長 森 繁一君

議官 谷口 恒夫君

兼内閣審議官 浅野大三郎君

自治省行政局長 小林 実君

総務省税務局長 湯浅 利夫君

委員外の出席者

地域改善対策室 長 國土庁土地局 土地調査課長 段本 幸男君

本日の会議に付した案件

厚生省主税局税 制第三課長 大武健一郎君

厚生省生活衛生 局水道環境部環 境整備課長 坂本 弘道君

一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号) 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

地方財政に関する件(平成三年度地方財政計画)

固定資産税に係る評価等の適正化に関する件

一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

固定資産税に係る評価等の適正化に関する件

一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

直しを行うこととし、あわせて国有資産等所在市町村交付金等について所要の改正を行う必要があります。以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申します。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、中堅所得者層の税負担の軽減を図ることを主眼に、平成三年度において、所得割の税率の適用区分を改めるとともに、基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び配偶者特別控除の額を引き上げることといったしておられます。また、低所得者層の税負担に配慮するため所得割の非課税限度額の引き上げを行なはか、住所地の都道府県の日本赤十字社の支部に対する寄附金について所得控除を設けること等の措置を講ずることとしていたしております。土地譲渡益課税につきましては、長期譲渡所得に対する税率を引き上げるとともに、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得についての軽減税率の引き下げ等を行なうこととしております。

その二は、事業税についての改正であります。

事業税については、新業等七事業に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置を一年度間延長することといたしております。

事業税につきましては、飲食等に係るものにあっては一万五千円に引き上げる

その三は、特別地方消費税についての改正であります。特別地方消費税につきましては、免税点を飲食等に係るものにあっては一万五千円に引き上げる

ほか、外國の大便等に対する特別地方消費税につ

いて、一定の要件のもとに非課税とする等の措置

を講ずるとともに、道府県から市町村に対し、そ

の収入額の五分の一に相当する額の範囲内における額を交付することといたしております。

その四は、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税についての改正であります。自動車税、軽自動車税及び自動車に係る税率の軽減措置を二年度間延長する等の措置を講じることといたしております。

その五は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。まず、平成三年度から平成五年度までの各年度分の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、評価がえに伴う税負担の調整を図るために、平成三年度評価額の平成二年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とすることとし、特に住宅用地に配慮して適切な負担調整を講ずることといたしております。次に、三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地につきましては、長期営農継続農地制度を平成三年度限りで廃止し、改正後の生産緑地法に基づく生産緑地地区内の農地を除き、平成四年度以降宅地並み課税の対象とし、その場合、市街化区域農地の所有者が計画的な宅地化のための手続を開始し、宅地化のための計画策定等がなされた場合にはおきましては、軽減措置を講ずるとともに、市街化区域農地を転用して新築した貸し家住宅に係る減額措置の延長及び拡充を行うことといたしております。その他、免税点の引き上げ、新築住宅に係る減額措置の適用期限の延長等の措置を講ずることといたしております。

その六は、特別土地保有税についての改正であります。まず、三大都市圏の特定市において、昭和六十一年一月一日以後に取得した土地の保有並びに平成三年四月一日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税につきましては、十年間に限り、免税点を引き下げるとともに、土地自体の利用を主たる目的とする一定の特定施設の用に供する土地を納稅義務の免除の対象としないことといたしております。次に、市街化区域内に所在する土地で、昭和五十七年四月一日以後に

取扱した土地につきましては、当該土地の取得後十年を経過したものについても特別土地保有税を課することといたしております。また、都市計画法に規定する遊休土地転換利用促進地区の区域内に所在する土地で同一の者が一月一日に所有する一団の土地の面積が千平方メートル以上であるものに対しまして、土地に対して課する特別土地保有税のほか、当該土地の時価等を課税標準として課することといたしております。

その七は、国民健康保険税についての改正であります。国民健康保険税につきましては、課税限度額を現行の四十二万円から四十万円に引き上げることといたしております。

第一は、国有資産等所在市町村交付金法の改正に関する事項であります。平成四年度から平成六年度までの各年度分の市町村交付金について、固定資産税の土地の評価がえに伴う負担調整措置等の改正にあわせて、所要の改正を行ふことといたしております。

以上が、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げまして、終わります。

○森田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○湯浅政府委員 ただいまの住民税の減税の内容でござりますけれども、まず税率の適用区分につきまして、従来の五%、一〇%、一五%の適用所得についてそれぞれ見直すというのが一点でござります。それから、基礎控除などの基礎的な控除について、従来三十万円であったものを三十一万円に一万円引き上げる。この二つを行うことによりまして、六千五百億円の規模の減税を行ふといふことでござります。具体的な所得で見ますと、夫婦子供一人の給与所得者の場合を例にいたしまして、五百円から九百万円ぐらいまでの収入の方々に対する軽減額が約二万五千円といふことで、ここの方々の減税の率をなるべく高くするということに力点を置いてやつたところでございます。

○星野委員 ありがとうございます。

○森田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○星野委員 まず、今回提案されております地方

税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案につきまして御質問をさせていた

だときたいと存します。

今回の改正案の第一は、個人住民税につきまし

て約六千五百億円という単年度では過去最大規

模を実現したこと、さらに、固定資産の評価がえ

向上や教育費等の増高等を考えますと、今回の減税はまことに時宜を得たものと考えております

とられていることなど、適正かつ充実した改正案であると評価をいたしておりますが、この土地税が、その概要につきまして今ほど大臣の御説明を

ちょうだいしたわけであります。

個々人で見た場合にどの程度の減税になるのか、具体的な例を示して御説明をちょうだいしたいと思いま

す。

○吹田国務大臣 ただいま先生のお尋ねであります。が、今回のこの住民税の減税の内容は、中堅所得者といふものの層に焦点を絞りまして税の負担の軽減を図ろうということが主眼でございます。

ですが、今回のこの住民税の減税の内容は、中堅所得者といふものの層に焦点を絞りまして税の負担の軽減を図ろうということが主眼でございます。

平成三年度におきましておおむね六千五百億円の規模

の減税をなしておるわけであります。

それをこの中堅所得者層に

倒して実施する、こういうことで中堅所得者層に

対する配慮をしておる、こういうことであります。

残余の問題につきましては政府委員から答弁

させます。

○湯浅政府委員 ただいまの住民税の減税の内容でござりますけれども、まず税率の適用区分につきまして、従来の五%、一〇%、一五%の適用所

得についてそれぞれ見直すというのが一点でござ

ります。それから、基礎控除などの基礎的な控除について、従来三十万円であったものを三十一万

円に一万円引き上げる。この二つを行うことによ

りまして、六千五百億円の規模の減税を行ふとい

ふことでござります。

具体的な所得で見ますと、

各段階にわたりまして国税と地方税を通じて総合

的かつ抜本的に見直しを行う、こういうものであります。

○湯浅政府委員 今回の土地税制の具体的な地方

税の内容でございますが、ただいま大臣の御答弁

りますが、以下、残余につきましては政府委員か

ら答弁をいたさせます。

○湯浅政府委員 今回の土地税制の具体的な地方

税の内容でございますが、ただいま大臣の御答弁

りましたが、方針に基づきまして、まず、固定資

税につきまして平成三年度におきまして評価が

えを進めるわけでござりますが、そのときの税負

担の調整を、激変緩和をとるということで、特に

住宅用地について従来よりもなだらかな負担増に

なるような配慮をするということと、この評価が

えに伴う増収分については、先ほど御質問ござ

いましたように、その全額を個人住民税の減税に充

てます。

また、今回の改正事項には入っておりませんけ

ども、総合土地政策推進要綱というのをことし

の一月二十五日に閣議決定しておりますが、この

中で、固定資産税の評価につきまして、平成六年

度以降の評価がえといふものに焦点を当てまし

て、土地基本法第十六条の趣旨を踏まえて、地価

適正化を推進する。また、平成三年度からは基準地にかかわります路線の公開を行う、こうしたことでも決めていたところでございます。

それから、三大都市圏の特定市の市街化区域農地につきましても全面的な見直しを行いまして、農地は基本的に宅地並み課税をする、それから保全する農地については、これは生産緑地法の改正を前提にいたしまして、この生産緑地の中に入つていただくということ、これによつて農地並み課税にする、こうすることをやつております。

また、特別土地保有税につきましては、三大都市圏の特定市につきまして、免税点の引き下げあるいは免除制度のうち、青空駐車場等について課税の強化を図るということ、それから、都市計画において遊休土地転換利用促進地区として指定された区域内の土地につきまして、時価または取得価格によつて課税を行うということを特別土地保有税でやつております。

それから、個人住民税の譲渡益課税につきましては、所得税とあわせまして長期所有土地の譲渡所得に対する税率の引き上げなどを行うというようことで、全般的な見直しを行つたところでございます。

○星野委員 今回の土地税制の見直し全体につきましても大いに評価できる内容であります。

ただ一点、画竜点睛を欠くと申しますが、た

めがあると思われるが、今まで民間の特定宅地造

成事業につきまして千五百万円控除と軽減税率との選択適用を認めていたのを、軽減税率に一本化

されたことであります。地方ではまだ三・三平方メートル三万円とか五万円の土地が多いわけでありますが、千五百万円控除がなくなると住宅用地の確保が極めて困難になるという苦情を聞きました。これが地方活性化の足を引っ張ることにならなければよいがと心配をしておりますので、問題

点として指摘を申し上げておきます。

次に、特別地方消費税につきましても、多年にわたる市町村の要望にござえ、その収支の五分の一を市町村に交付しております。この制度が創設されることは、市町村財政の強化につながるわけでありまして大変結構なことであります。市町村に交付される特別地方消費税の総額は平年度ベースでおおむねどのくらいになるのか、お聞かせを願えればあります。

○湯浅政府委員 今回の特別地方消費税の改正案をお願いいたしておりますが、これを前提にいたしまして、納税地の市町村に対しまして納税額の五分の一を交付をするという制度にいたしました。これによりまして平成三年度ベースで、平年度ベースでは約百五十三億円の額が関係市町村に交付されるということでございます。

○星野委員 ありがとうございました。

次に、今回土地改良法の一部改正が予定されておりまして、これによりますと、土地改良事業につきまして農家負担を軽減するため、所得税とあわせまして市町村の事業費負担を明確化することになります。これによりまして市町村の負担がどのようになるのか、またこれに対する財政措置がどうなるのか、お尋ねを申し上げます。

○小林(実)政府委員 土地改良事業に関する地方団体の負担に関しましての御質問でございます。

従前の土地改良法では、市町村負担の位置づけが明確でございません。そのため、地方債措置等の対象とすることが難しい事情にございまして、市町村負担といふものを軽減していく、こういう考え方方が次に進んでいかなければならぬ問題だと思っておりますが、頑張るつもりであります。

○星野委員 ただいま大臣から御丁重な御答弁を聞いて、市町村の受益にも着目いたしまして、市町村から負担金を徴収するという仕組みを導入しようとするものでございます。これによりまして市町村負担が明確に位置づけされることになるわけでございます。この今回の改定によりまして、市町村の各間の負担割合といふのは変更するものではありませんで、新たに市町村が負担を生ずるということではなく、負担区分を明確にする、こういうことでございます。

自治省といたしましては、このような改正が行われますので、国営、公団営、それから県営の土地改良事業に係ります地方団体の負担に對しまして、実際の事業量を反映した財源措置、具体的には地方債、それから交付税の事業費補正を行つておるところでございます。

○湯浅政府委員 これによりまして、市町村に交付される特別地方消費税の総額は既に平成二年度から導入済みでございますが、新たに県営、公団営につきましてもそういった措置を講じてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○吹田国務大臣 このことにつきまして、私も土地改良の実は地元で連合会長もやつておりますし、中央の全土連の役員もやつておりますから申し上げるわけじゃありませんが、県の事業、県営事業といふものに對する負担が相当市町村にかかるだけ、こういう形がより一層進められることを願っているのです。これが今回財政的な裏打ちをしていただけるということになりましたことは、この法律が通れば非常にこれから農村地域における環境整備が進んでいくであろう。

ただ一点まだ残つておりますことは、御承知のように団体営が残つておりますが、これはまた今後問題として、できるだけ早晚に農林水産省と

の協議の中でいろいろな問題についての御協議はされて、逐次これが改善されていく、そして地方負担といふものを軽減していく、こう、こういう考え方方が次に進んでいかなければならぬ問題だと思っておりますが、頑張るつもりであります。

○星野委員 ただいま大臣から御丁重な御答弁をちょうだいたしましたが、お話をございましたように、土地改良事業で農道をつくる、あるいは

水路の整備をやる、これはもちろん農業基盤の整備でもござりますけれども、農道は農耕車だけが通るわけではございませんで、一般車も通行いたしますし、一般の方も歩くわけでございます。

あるいは水路は、御案内のようにいろいろな面で、農業用水だけじゃなくて地域の用水としての活用も図られるわけであります。特に雪国では、流雪

の問題でございますが、これはもうお説のとおり

そういう意味で、土地改良によって地域の基盤が整備され、言うなれば町づくりが進んでいく、こういう面があるわけでございますので、私は現下の厳しい農業行政の中で農家の負担を軽減してやらないと農業基盤整備、土地改良もなか

なか進まない、こういう実態があるわけでございますが、それらを兼ね合わせる中で、やはり農家の負担の軽減を図る意味で、市町村がむしろ積極的に負担を共有というか担つていく、そういう中で国からの諸般に対する財政的な支援もやってい

ます。これが、新たに県営、公団営につきましてもそういった措置を講じてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○吹田国務大臣 このことにつきまして、私も土地改良の実は地元で連合会長もやつておりますし、中央の全土連の役員もやつておりますから申し上げるわけじゃありませんが、県の事業、県営事業といふものに對する負担が相当市町村にかかるだけ、こういう形がより一層進められることを願っているのです。これが今回財政的な裏打ちをしていただけるということになりましたことは、この法律が通れば非常にこれから農村地域における環境整備が進んでいくであろう。

ただ一点まだ残つておりますことは、御承知のように団体営が残つておりますが、これはまた今後問題として、できるだけ早晚に農林水産省と

の協議の中でいろいろな問題についての御協議はされて、逐次これが改善されていく、そして地方負担といふものを軽減していく、こう、こういう考え方方が次に進んでいかなければならぬ問題だと思っておりますが、頑張るつもりであります。

○星野委員 ただいま大臣から御丁重な御答弁を

ちょうだいたしましたが、お話をございましたように、土地改良事業で農道をつくる、あるいは

水路の整備をやる、これはもちろん農業基盤の整備でもござりますけれども、農道は農耕車だけが

通るわけではございませんで、一般車も通行いたしますし、一般の方も歩くわけでございます。

あるいは水路は、御案内のようにいろいろな面で、農業用水だけじゃなくて地域の用水としての活用も図られるわけであります。特に雪国では、流雪

の問題でございますが、これはもうお説のとおり

そういう意味で、土地改良によって地域の基盤が整備され、言うなれば町づくりが進んでいく、こういう面があるわけでございますので、私は現下の厳しい農業行政の中で農家の負担を軽減してやらないと農業基盤整備、土地改良もなか

なか進まない、こういう実態があるわけでございますが、それらを兼ね合わせる中で、やはり農家の負担の軽減を図る意味で、市町村がむしろ積極的に負担を共有というか担つていく、そういう中で

国からの諸般に対する財政的な支援もやってい

ます。これが、新たに県営、公団営につきましてもそういった措置を講じてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○吹田国務大臣 ただいまのお説は高等学校等の問題でございますが、これはもうお説のとおり

○星野委員 ありがとうございました。  
ありますて、私どもも、こういったことにつきましても、極めて大事な問題である、特に地方における地域の人材の確保という面から非常に重点を置いておるわけであります。そういう意味からいたしましても、地方公団体みずから公立大学を設置する例也非常に多く見受けられるところでありますし、そういう場合におきまして、自ら省は建設費に対しまして地方債の措置を講ずるとともに、運営費につきましても学科種別あるいは学生数に応じて地方交付税の措置を講じておりますので、御鞭撻をして、今後さらに必要に応じて拡充強化を図つていただきたいと存じます。

質問でございます。  
私が申し上げるまでもなく、教育に関しましては、大学は基本的には國、高等学校が県、それから中学校以下義務教育は市町村というのが基本的な仕組みでございまして、そのような中で、公立大学等につきましては地方団体が設置しているものですから財政措置を講じてきておる、こういうことでござります。

（後略）  
が、私どもいたしましては、私立大学の誘致や運営に関しまして地方団体が過度の財政負担を行うということはどうかなという例もあるわけですが、いまして、一般的にはやはり、私立大学等に対する地方団体の負担につきまして格別の財政措置を行なうということは難しいのではないかということを考えております。私立大学が来ることによりまして周辺の整備を行う、公共団体が行なべき事業があると思いますので、そういった趣旨の事業につきまして財政措置を講ずるということは十分考えていかなければいけない。地域開発といいますか、周辺整備とかということにつきましては留意をしなければいけないというふうに思つておるわけでございます。

次に、市町村合併についてでございます。  
現在三千二百五十近い市町村がございますが、  
人口数百人の村から百万人を超える市まで、その  
規模に大きな違いがあることは御案内のとおりで  
ございます。今後、基礎的な自治体であります市  
町村にできるだけ権限と財源を移譲いたしまし  
て、自主的、主体的に地域の特性を生かした町づくり  
を進めいく必要があると考えますが、そのためには、  
その受け皿としての市町村の適正規模化を図るた  
め市町村合併が必要と考える次第であります。また、交通通信の発達あるい  
は経済の広域化が進展している中で、行政のみが  
従来の区域に固執しておらずしては、時代の変化  
やあるいは地域のニーズに対応し切れない面も出

てくると存じます。そういうことから、市町村合併の推進は時代の要請であると私は考えますが、今後の対応につきまして、大臣のお考えがありますか。したらお聞かせをいただきたいと思います。

○吹田国務大臣 この市町村合併という問題はまさに先生のお説のとおりであります。住民が決定することと、我々中央の役所がこれに対しまして口を挟むものではない、こう思つております。ただ、今日も、広域圏で処理する、共同で処理する方が極めて効率的である、その方が整合性があるという問題につきましては、一部組合やその他の方法で広域的に処理されているわけであります。しかしさるに一步進んで、行政の簡素化あるいはすべての面の合理化ということから考えますと、地域の一体性というものが確保できよう。土地条件であれば、住民の意思によつてこれが促進されることは極めて適切な方法であらうと思います。だから、そういう点につきましては、その際の財政的な援助やその他の問題につきましては、自省としましてはこれは協力していくなければならない、こう思つております。しかまず第一に、やはり今日は、通信網の整備、道路網の整備、そういうものから距離と時間を短縮して住民の接触度というものが高まるような、そういう公共性というものをどんどん事業を取り入れていくことから地域の一体性を図っていくことに主体が置かれるべきであると思つておりますし、その上で町村合併問題というのは住民の御意見によって決定されることであつて、望ましい姿であるといふふうに思つております。

○星野委員 ありがとうございました。大臣のお考えのとおりだと思うわけでありまして、それは地方自治体が自主的に決定することではございませんけれども、御案内の先例としては昭和二十八年の合併促進法でかなり合併が推進をされた、こういう実績もあるわけでございますが、いわゆる行政改革の延長線上にこの市町村合併というものは当然来なければならないと私は思つております。

す。それはいろいろと地域には難しい事情もあります。あります、ある程度そういう誘導策といふのをとつていて、ことが必要だと考えております。そういうことで、今後これは一朝一夕に成るものではございません。ある程度中期的なといふますか、時間がかかる問題だと思りますけれども、方向だけはひとつ御認識をいただき、また御検討を賜りたい、かように思う次第でございます。

あと少し残されておりますが、この地方税法の改正の関連で、私ども豪雪地帯、つまり雪国で大変屋根の雪おろしに苦労しているわけでございました。実は昭和五十九年、六十年、六十一年、この三年間の連続豪雪がございました。新潟県だけではあります、千人以上の屋根雪おろしに関連する死傷者が出ております。ことしも五年ぶりのどか雪で、まあ平年雪程度でありますけれどもどか雪がございまして、それでやはり屋根雪おろしのために亡くなつた方が六人いらっしゃるとこの間県の知事が説明しております。今の非常に科学技術が進歩している中、あるいは経済も発展している中で、いまだにそういう雪おろしによる事故が起きるということは、これは放置できない問題だと思うわけでございます。そのためには雪おろしの要らない住宅づくり、これを私ども克雪住宅というておりますが、その克雪住宅としては大まかに三つのタイプ、一つは高床式の落雪住宅、いま一つは建物を丈夫にして三メートル、四メートルの積雪でも雪おろしをしなくていいという耐雪住宅、それからいま一つは雪を何らかのエネルギーで解かしてしまお融雪住宅、こうあるわけでございますが、それぞれ建設あるいは施設整備のお金がかかりますし、またランニングのコストもかかる、こういうことあります。

そういう意味で、雪国住民の負担の軽減を図つていくことが、道路除雪を進めるとかあるのはなだれの防止策を進めるとか、そういう雪害対策とあわせて必要なことではないか、そういうわけでございます。御案内の高床落雪住宅につき

ましては、高床部分は九〇%、九割免税される。

のか、まずお伺いしたいと思います。

こういう措置をとつていただいておりますし、また融雪装置の取りつけにつきましては、これは不動産取得税の対象から外されている、こういう措置をそれぞれとつていただいておりますけれども、例えば木造耐雪住宅などは一般の住宅より一五%から二〇%近い建設費がかかります、柱を太くしたり丈夫にする関係から。そういう木造耐雪住宅について固定資産税が当然高くなるわけですが、せっかく雪から生活を守るためお金をかけて防衛をする、それにさらにまた追い打ちをかけて税金が余計かかる、負担がかかる、こういうことでは気の毒だと思うわけであります。何かお知恵がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○湯浅政府委員 積雪寒冷地域に所在します家屋の固定資産税などの地方税につきましては、今お説のとおり、高床式住宅でございますとかあるいは融雪設備に対する軽減措置とかということで措置を講じておるわけでございますが、基本的には、家屋の評価におきまして積雪寒冷補正による最高二五%までの減価を行なうということを今やつておるわけでございます。この二五%までの減価というのも、建築関係の専門の学会などに調査研究をしてもらいまして、それに基づいてやつておるというようなことを今やつておるわけでございます。

○星野委員 じゃ、以上で終わります。ありがとうございました。

○森田委員長 谷村啓介君。  
○谷村委員 質問をいたしたいと思います。

まず、新任の大臣に基本的な点をお伺いしたいと思うわけでありますが、一つは、大臣として地方自治、ローカルガバメントといいますか、それについてどのような御認識を持つていらっしゃる

特例的な借金がなお残っているというようなことを理由にしながら、そこに踏み込むということは

ここはしないけれども、今後の検討課題として考えたいというふうなところまで申し述べますが、私は常にそう思つております。

○吹田国務大臣 地方財政のことにつきましては、ただいま先生の大蔵大臣の云々ということでお説ございましたが、少なくとも現在の地方財政というものは、借入残高も六十八兆円を超そ

ういう大きな借り入れを持っておりますし、これの償還というものは今後においても地方財政の上で大きな負担でございます。そういう意味からいたしましても、決してそんなに富裕であるといふことを全部まとめて申し上げられる

今後の経済情勢や地方税の動向には予見しがたい要素が多く考えられると思いますが、さらに財政支出の面では、社会資本の整備充実、いわゆる単独事業もどんどん進めていかなければならぬといふ自主独立の姿がありますから、そういう面からもございますし、社会は高齢化の方向にどんどんど進んでおります。こういった問題等を考えてまいりますと、重要施策が山積しておるわけあります。これらを克服していくこうとしますと、やはり相当な財政支出が必要であります。そういう意味から、楽観できるような状態ではない、こ

のうに私は考えておるわけであります。それでも最大限の努力をし、協力し合つて地方自治の健全な発展ということに努力をしていかなければならぬのではないかというふうに思つてお

りまして、これからの中長期的な財政健全化の問題につきましては、この確保ということについての実現を図つていくために全力を投球していく考え方でございます。その点御理解を願いたいと存じております。

なお、財政責任者もきょうは出席しております

から、残余は御説明させます。

○小林(寒)政府委員 大臣からお答えいただきましたものですから私から特につけ加えることはございませんが、地方財政は三千三百の地方団体の財政の総体でございまして、その中には非常に財

力の弱い団体も多いということを十分認識しなければいけないというふうに思つておるわけでございます。一部税収等が上がりましてこの二、三年間よかつた団体もあるわけでございますが、それを見て全体を律するというようなことはあってはならないというふうに思つております。

○谷村委員 大臣から、あるいは担当の方からの御答弁をいたしましたけれども、私もそうだと思うのですね。ただ問題は、大臣おっしゃるよう

に六十八兆円の借金があるのだというようなことだけで、あるいはその他の今おっしゃったような点があるのではないかと思うのです。今も

大臣がおっしゃいましたけれども、高齢化対策などかその他の社会資本の充実だと、そういう面

も確かにあるわけであります。大きな要因ではございまして、あるいは超過負担の問題等依然解消されていない、あるいは単位費用の見直しとい

うような問題も今の時代にそぐわないような状況になつておるのではないかという気もいたすわけ

であります。ただ問題は、団体間の調整等もございますけれども、今自治省として切り込まなければならぬのは、基準財政需要額のいわゆるトータル的な見方といいますか、そういうものをやはり大胆に見直す時期に来ておるのではないか。今

の需要額では不足しているのですから、これに大胆にメスを入れる、そして理論的な裏づけをつく

りながら地方財政の現状というものを認識をさせ、そういう時期、あるいは過ぎに失しているかもしれませんけれども、今までにそういう時期ではないか、こういうふうに思いますが、いかがで

現行消費税については極めて欠陥の多い税制であることがたびたび指摘され、その認識は野党とも持つておるというところであります。が、国會の税制問題両院協議会でも緊急措置、つまり是正を行うことについては合意に達しているわけであります。ただ具体案については示すまでに至っていないわけであります。が、この欠陥税制といいますが、そういう今の税制がそのまま定着すること

は国会の両院合同協議会におきまして協議がなされておりますので、私どもいたしましては同協議会の動向を見守つていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

○谷村委員 今申し上げましたような点について、ぜひひとつ今後も御留意願いたいというふうに思うのであります。

さて、特別地方消費税についてお尋ねいたしまして、

うことで、消費税ができましたときも、これを特別地方消費税という名称に改めまして、そして消費税と併課をする、税率などは調整をいたしました上で併課をする、こういうことで決められたものでございます。

しかししながら、この税につきましては、最近の宿泊とか飲食などの消費動向を踏まえますと、やはりこのままの税制でいいかどうかという点でい

○湯浅政委員 直間比率の問題につきましては、最初に直接税が何%、間接税が何%というような目標を定めて税制をつくるということではなくて、やはりそれぞれの税制を検討した結果、最終的に直間比率がどうなるかというふうに結果的に示される一つの指標ではないかというふうに考えられるわけでございます。

○谷村委員 大臣の御決意のように私も同感でございますので、せっかくの機会でございます、今おっしゃられたように、そういうた方向でひとつ頑張っていただきたい、こういう気持ちがいたしておるわけであります。

でございますが、地方公共団体が行う財貨サービスの提供につきましては、御質問にもありましたように、一般会計、特別会計を問わず、一部の非課税であるものを除きまして課税されることになつておるわけでございます。公営住宅等の使用料についてもそうでございます。また、公営企業につきましては、事業者といたしまして消費税の納稅義務者となりまして相手方に転嫁すべき立場にあるわけでございます。いろいろ御議論があろうかと思いますが、この消費税の非課税の範囲の問題でございまして、現下の問題につきましては、

○湯浅政府委員 特別地方消費税については、ただいま御指摘のように、さきの改革におきまして、従来の料理飲食等のものから特別地方消費税に改められざります。ただ、この税は、御案内の団体の行政サービスとの関連が非常に、保健衛生でございますとか環境整備などの開発整備というような、地元も非常に深い関係のある重要な税

つきまして  
税制の抜本  
消費税とい  
たわけでござ  
とおり地方  
に深い、特  
備あるいは  
域振興との  
であるとい

あります。地方財政官白書に出ている数値を見ても、昭和六十三年度では国税が直接税七三・二%、間接税が二六・八%となつており、直間比率の是正と当時は騒がれたわけでござります。ところが、同年度の地方税では、直接税が八六・五%、間接税が一三・五%と極端になつてゐるのであります。

今回特別地方消費税の免税点引き上げを行ふと、いうのでございますが、地方税の直間比率のあり方にについてはどのような見解を持っていらっしやるが、つまづくつゝ、なるほど、としている感じであります。

**○吹田国務大臣** 基本財政収入といふものに対する基本財政需要額のバランスの問題ですけれども、確かに需要の問題につきましては年々内容的に新しい角度から検討をしなければならない問題が出ております。そういった点では、今回も逐次この需要額の算定におきましても一部手を入れておるわけであります。いずれにしましても、この需要額と、いふものについては、独立性を持つておる地方自治体というものからし、しかもそこに求められておる単独事業等がこれからはよいよ大きくなります。それから、私どもから考えれば、地方がみずから考え、みずからこれを実施するという問題がある。いわゆるふるさと創生という言葉で表現されていますが、いわゆる活力倍増であります。が、こういった問題から地方の根柢こそをしていくこうしますと、そこには需要額は先生おっしゃるように新しい面に発展していかなければならぬ、こう思いますね。そういう意味におきましてのその需要額に対する基本財政収入といふものの不足といふ問題等を考えていまいります。

だけは国民の政治不信を強めるものである、緊急には正をしたらどうかと思うわけであります。その一つとして、地方自治体にかかる公共料金の問題があります。これは普通会計の公営住宅、公営企業、上下水道、病院等、そういうふうなものがございますが、例えば公営住宅については、もともと入居者は低所得者を対象としておる。政策的に料金を抑えていたものについてわざわざ消費税を上乗せするというような逆行したことをするということが非常に不満があるところでございますが、こうした公共料金については当面非課税とすべきではないか、こう思うわけであります。また、公営住宅の消費税課税の未実施団体は決して少なくないと思われるのですござりますが、現状どう把握していらっしゃるか。地方自治体としても消費税の廢止、是正の動きがある中で課税の条例を通してはできないと思いますが、いかがですか。その点についてお尋ねしてみたいと思うのであります。

す。これは旧のいわゆる料飲税、旧料理飲食等消費税の当時、昭和六十一年度の数値を見ますと、道府県税収入に対するその収入の割合というものは、例えば石川県では一・五%，鳥取県で八・三%，大分県で七・七%というように、県によっては貴重な自主財源であったのです。しかし消費税創設の際に、標準税率を百分の十から百分の三に引き下げるとともに、宿泊、飲料等の免稅点などを倍に引き上げる等の改正を行つたわけあります。御承知のとおりでありますけれども、このため、既にこの時点で四千八百億円強の減収となつておるわけであります。今までこの免稅点を引き上げることで約六百億の減収が見込まれておるわけであります、これによつて特別地方消費税は基幹的な税目から存在さえ問われるような税目に転落することになると思われるわけであります、が、地方自治体の自主財源を事实上失うることについて、自治省としてどう考えられているのか、また、この税の性格がどうなるのか、ひと

いろいろ御議論がございまして、この税の円滑な定着化を図るためにやはり国民の一層の負担軽減を図る必要があるだらう、こういう趣旨で今回また改めて免税点の引き上げの改正をお願いしているところでございます。と同時に、従来から市町村からも非常に強い要望がございました、この税収額の一部を市町村に交付するということもあわせてお願いをしているところでございまして、この税は都道府県がみずから努力して徴収をする税でございますし、また、地域の開発整備などみずから地域振興を図ることによって税収も期待できるというようなものでございますので、今後とも地方の独立税源として大事に育てていかなければならぬ税であるというふうに私どもは考えていたところでございまして、今まで以上にこの税の適正化について都道府県と一緒にやって努力をしてまいりたいということをございます。

○谷村委員　さて、地方間接税については、消費税の導入の際に、電気ガス税、木材引取税の廢止を始め間接税の縮小が行われた、御承知のとおり

そういう観点から考えますと、地方税につきましては、御指摘のよう、一般の消費税の導入に伴いまして地方間接税でございます電気税、ガス税、木材引取税の廃止、あるいは料理飲食等消費税とか、あるいは娯楽施設利用税を大幅に改組するというようなことによりまして地方間接税が大幅になくなつたということで、地方税だけで見ますと直間比率は直接税の方に傾いてきたということが言えようかと思います。ただこれは、国税、地方税を通じた国民納税者の立場に立つて全体を見るという観点も一つあるわけでございまして、國税、地方税を通じて見た場合には、やはり間接税のウエートが高くなつてきているんじゃないかな。その中で、国税と地方税をどういうふうに分けて課税をしていくかという問題でございますので、全体の中で今後間接税のウエートをどういうふうに考えていくかともあわせて考える必要があるのではないかと思います。

地方税につきましては、今申しましたように、間接税のウエートは非常に低下いたしましたけれども、その見返りといいますか、この減収の見返りといいたしましては、消費税収入の五分の一を消

費譲与税という形で交付してもらっておりますので、こういうのも含めて考えますと、從来よりも下がつたということにはならないと思いますけれども、いざれにいたしましても、直間比率とい

うものは国税、地方税を通じたものとして論議をする必要があるんじゃないかというふうに考えるところでございます。

○谷村委員 先ほどもお触れになりましたが、今回の特消費税の五分の一を市町村に移すということについて、私どもそれは賛成でございますし、地方の団体の力をつけるという意味でも措置とし

ては適当なのではないか、こういうふうに思うわけですが、この五分の一の根拠というのは何ですか。

○湯浅政府委員 この特別地方消費税の市町村交付金制度を設ける趣旨は、從来から市町村からの要望も非常に強かつたということとござります

が、その理由は、やはり市町村も、観光行政や何かに関連いたしましてごみ処理をしなければいけないとか、あるいは消防とか道路整備もやっていかなければならぬというようなこといろいろな行政サービスが必要だ、こうしたこととかんがみまして、かねてから市町村からもこの特別地方

消費税の一部をぜひ交付してほしい、こういう御願いをしているところでございます。

ただ、この五分の一という根拠ということになりますと、具体的にこういう数字とこういう数字を足すと五分の一だというようなことではございませんで、財政需要の状況でございますとか、あるいは都道府県の徴税に要する経費なども総合的に勘案して決定をするという問題もござります。

し、それから從来、現在もございますが、ゴルフ場市町村に対する交付金がございますがこれ

が最初にできましたときの率が六分の一でございました。こういうようなことも勘案いたしました。

て、当初の案といたしましては五分の一ということで出発したらということで決めさせていただい

たところでございます。

○谷村委員 根拠をこれ以上聞いてみてもしようがないわけですからあれですが、一つはやはりこ

の問題のPRの期間ですね。この特消費法の改正は本年の七月一日施行となつておるわけであります

が、昨年の提案の際は六ヶ月後の十月一日であつたわけであります。昨年の会議録を見ますと、「課

税厅による各種のPRあるいはこの特別徴収義務者がそれを準備するためのいろいろな準備とい

うなことを踏まえますと、半年というのがやっぱり適切な準備期間ではないかというふうに私は考えております」いうふうに思つてますよ。

いては三ヶ月になさつておるわけですが、その点についてはいかがですか。

○湯浅政府委員 この特別地方消費税の市町村交付金制度を設ける趣旨は、從来から市町村からの要望も非常に強かつたということとござります

が、その理由は、やはり市町村も、観光行政や何かに関連いたしましてごみ処理をしなければいけないとか、あるいは消防とか道路整備もやっていかなければならぬというようなこといろいろな行政サービスが必要だ、こうしたこととかんがみまして、かねてから市町村からもこの特別地方

消費税の一部をぜひ交付してほしい、こういう御願いをしているところでございます。

ただ、この五分の一という根拠ということになりますと、具体的にこういう数字とこういう数字を足すと五分の一だというようなことではございませんで、財政需要の状況でございますとか、あるいは都道府県の徴税に要する経費なども総合的に勘案して決定をするという問題もござりますし、このためのPR期間あるいは準備期間につきましても、地方団体側とか特別徴収義務者についてはある程度昨年からの経緯も承知をいたしております。こう容であるという問題もござりますし、このためのPR期間あるいは準備期間につきましても、地方団体側とか特別徴収義務者についてはある程度昨年からの経緯も承知をいたしております。こう

いうことを考えますと、このPRとかあるいは準備期間を短縮いたしましても、ポスターの作成でござりますとか説明会の開催など、あるいはプログラムの変更など、こういうようなものも今回の場合は去年からのいきさつから考えまして十分

可能なのではないか、こういうことで今回の場合には七月一日からお願いをしたわけでござります。

○谷村委員 三ヶ月で十分だというお考えでござりますけれども、やはりこの周知徹底をさせると

いうことが一つは業者についても大変必要なこと

です。なお同時に消費者にとっても大変なこと

なんですね。よく聞いてみますと、同じ課税客体について二つの消費税がかかるつているわけです

ね。片方は免税点がある、片方はないわけですか

ら。そこで業者としては計算もしにくいし、お客様の苦情が絶えないと、とりわけ、外国人になかなか理解をしてもらえないというようなことがあります。

よくその点も留意されまして、周知徹底に一層努めさせていただきたいと思います。

○湯浅政府委員 御指摘のように、この免税点の

お答えになつておるわけでありますが、この点につ

いては三ヶ月になさつておるわけですが、その点についてはいかがですか。

○湯浅政府委員 お答えになつておるわけですが、この点につ

いては三ヶ月になさつておるわけですが、その点につ

シャウブ税制の趣旨に反するのではないか、こういう議論もあるわけであります。いかがでしょう。

○湯浅政府委員 固定資産税につきましては、ただいま御指摘のようにシャウブ税制ができましたときに、この税が地域的な偏在もないし、あるいは収入の安定性も非常にがあるので、市町村税として非常に適切な税だということで、昭和二十五年のシャウブ税制のときに市町村税として位置づけられ、今日まで来ていることは御指摘のとおりでございます。この固定資産税の性格なりあるいは今後の運用につきましては、私どもは、シャウブ勧告の精神を十分生かしながら今後とも実施をしていかなければならないというふうに考えています。

今回、土地税制の議論の中で、新しく国税として地価税を設けようということになつたわけでござりますけれども、これは、土地の資産としての有利性を政策的に縮減する観点から国税として創設しよう、いわば私どもの理解では、これは一般的な税制というよりむしろ政策税制という位置づけが行われているというふうに理解をしているわけでもございまして、政策税制であるということを受け、地価税については納税者単位でその方々が持つてある全国の土地を名寄せをして課税最低限を上回った場合に課税をするという形で、固定資産税の場合にはそれぞれの土地に着目して課税するというふうなことです。だから、全國的に持つてある土地を名寄せをするというふうなことは、地方税の分野では対応できません。したがいまして、地価税についても御指摘のシャウブ税制以来の精神といふものを踏まえてこれからも、いろいろ問題になって

おります評価の適正化、均衡化を含めてきちっとした運用をすることによりまして、今後とも市町村税の基幹税目として運用していくべきだというふうに私は考えております。

○谷村委員 さて、土地上昇の抑制、今お触れになりましたけれども、國民から望まれておるわけあります。これが政策的課題であることはもちろん言うまでもないわけでございます。昭和六十三年の総理府世論調査「土地問題に関する世論調査」で、該当者三千八百十七人の七四・九%が、「土地はこれからも値上がりを続けるか」との問い合わせで、「そう思う」と回答しているのであります。また、土地は賃金や株式などに比べて有利な資産かとの問い合わせで、「そう思う」が六四・一%と他の回答を圧倒しているのであります。このようないくつかの点について、大臣がいらっしゃいませんが、あなたの方からお答え願いたいと思うわけであります。

○湯浅政府委員 今回の土地税制の改革に当たりましては、土地税制だけではなくてその他のいろいろな土地に関する諸施策もあわせて実施をするということで、例えば土地利用の基本をなす都市計画をどう改正していくかとか、あるいは土地関連融資をどういう形で持っていくべきなのか、いろいろな観点から土地問題を検討していくことによって、その一環として土地税制の問題が議論されています。土地税制だけではなしにその他のいろいろな土地を名寄せをして課税最低限を上回った場合に課税をするという形で、固定資産税の場合はそれぞれの土地に着目して課税するというふうなことです。だから、全國的に持つてある土地を名寄せをするというふうなことは、地方税の分野では対応できません。したがいまして、地価税を導入する段階、それまでの段階、土地税制とそれを統合的に見直した結果、今まで御指摘のございました地価税の導入でございましたが、あるいは地方税でありますと固定資産税の評価の適正化、均衡化、あるいは特別土地保有税の強化とか、譲渡課税の負担の適正化、あるいは農地課税の見直しといふようないろいろな観点からの見直しを行つたわけでございまして、全体

としてこれらが働くことによって土地の資産としての有利性を縮減していく、こういうことをねらっておられるものでございます。

ことしの一月二十五日には総合的な土地政策推進の要綱も閣議決定されまして、その中では土地税制以外にいろいろな土地に関する諸制度の施策も盛り込まれておりますので、そういうことが両相まって地価の抑制、低下につながっていくものだというふうに考えているところでございま

す。

○谷村委員 この地価税というものが地価抑制の切り札だというふうに言われておるわけでありますが、しかし、税率については一%程度が必要とする意見もあつたようであります。○・三%、初年度○・一%ということになり、対象となる土地の評価額も一平米三万円以上ということで、考えられていましたよりも高く設定されるなど、実質的にはかなり骨抜きにされたようにも言われておるわけありますけれども、地価抑制の効果が本当にこのようないくつかの状況で発せられるのかという懸念がやはり依然として残るわけがありますが、いかがでしょ

う。

○湯浅政府委員 先ほども申しましたとおり、地価税の導入だけで地価を抑制するということではございませんで、土地に関するいろいろな諸施策を行つ、その一環として土地税制の改革を行うところ、地価税の導入のほかにも、現行税制でございます固定資産税の見直し、あるいは特別土地保有税の見直し、譲渡課税の見直し、あるいは国税でござります相続税の見直しといふいろいろなものが行われたわけでございまして、それら全體を行うことによって土地問題を解決する、特に地価の抑制に資するようなものにするということでござりますので、一つ一つの税制でどれだけ効果が出るかということではなくて、全体として地価の問題について効果が出てくるんだというふうに私どもは理解いたしております。そういう中で

二十五回の総合土地政策推進要綱で決められておりますので、こういうことで、ともかく固定資産の税制改正大綱に掲げられただけではなくて、今回、ただいま国会にも御提出中でございますが、地価税法案の中にも今の御指摘と同じ文言で規定

がなされているところでございます。この点について私どもの理解といたしますは、やはり先ほど申しましたように、土地の保有税の基本といふのはあくまでも固定資産税であるということ

について所要の措置を講ずるものとする」とされておりまして、地価税に対する税負担全体の状況等を踏まえて検討するものとし、必ずあります。これはどういうふうに理解されているのか、お尋ねしておきたいと思うであります。

○湯浅政府委員 ただいま御指摘のことは自民党の税制改正大綱に掲げられただけではなくて、今進の要綱も閣議決定されまして、その中では土地税制以外にいろいろな土地に関する諸制度の施策を盛り込まれておりますので、そういうことが両相まって地価の抑制、低下につながっていくものだというふうに考えているところでございま

す。

○谷村委員 自民党的税制大綱を見ますと、土地保有税、仮称でありましたが、の負担のあり方について、「少なくとも五年毎に、固定資産税の評価の適正化等を勘案しつつ土地保有に対する税負担全体の状況等を踏まえて検討するものとし、必ずあると認めるときは、課税対象及び税率等に要がある」と記載されています。課税対象及び税率等に

（各社説） 増税額が追算される点については、同税、つまりこの税の骨抜きにも等しいとの批判があるわけであります。そのことによる法人住民税の減収効果、これについてはどのようにお見込みになつておるのか。これはまた交付税にもはね返るわけありますが、そういう点をどのようにとらえておられるのか、お尋ねしたいと

川会長が税収の半分は市町村の財源として回すとの私案を示した、こんなことも実はあつたわけであります。しかし、最終的な地価税の案ではそのような考えはどこにもありません。自治省としてはこの点について言い分は全くないのか、聞かしていただきたいと思うのであります。

うのは非常に緊密にやっているところでございまして、このことだけをもって地方に配分をといふのは、これはなかなか難しいのではないかと思うますが、地価税の性格などもいろいろと考慮した上で今後の検討課題として私どもも取り組んでまいりたいと思います。

うな意見が出ているところであります。また、逆に固定資産税の場合を考えますと、固定資産税の場合には固定資産税の評価というものが直ちに税負担の増加に結びついてしまうというようなこともございまして、固定資産税の評価というものはもともと不正常要因を除いて正常売買価格で評価

○湯浅政府委員 法人税の所得の計算上は、今御指摘のように、法人が納付した地価税額は損金に算入するということになります。そういうことになりますと、法人税額についてその分が減少することも考えられますし、そのことによって地方税であります法人住民税に影響が出てくる、あるいは法人税額が減ることによっての地方交付税の影響が出てくる、こういうことは御指摘のとおりだと思います。

○湯浅政府委員 地価税による増収分の使途といふことでございますが、これについてはいろいろある」とされておるところであります。そこで、あれば、資料提供等役務を提供する地方団体としても地価税収の配分を受ける権利があるのでないか、こんな気もいたしますが、いかがでしょ

いたしたいと思います。  
固定資産税の評価については、地域によつて評  
価のバランスが崩れているとの批判が強くあるこ  
とは御承知のとおりであります。例えば、固定資  
産税評価價格の平均が土地公示價格に占める割合  
を比較すると、六十三年度の數値では、全国が四  
七%に対し東京都二十三区は二三%となつてゐる  
わけであります。こうした不均衡が生ずる原因を  
自治省はどのようにお考えなのか、お聞かせ願い  
たいのであります。

要素というものを過大にとらえ過ぎていたのではないかという反省もございます。そういうことで、地価公示と固定資産税それぞれについてやはりそれなりに問題もあったことも私どもも率直に認めなければならぬという気がするわけでござります。

そういうことを踏まえて、今回のこの土地税制の改正におきましては、平成三年度の評価がえでは間に合いませんでしたけれども、六年度以降の評価がえにおいて十分その辺を是正するような

たた、この地価税の納付によりましてどの程度の影響が出てくるかという点につきましては、一  
つには、現段階でまだ地価税の税収総額も余りは  
つきりわからぬというようなこともございます  
し、それから、地価税を納付する法人の中には赤  
字法人もかなり入っているというようなことも考  
えられますので、いろいろな要因に左右されてま  
りますので、現時点で地価税についての影響額  
を具体的な数字でお示しするということは難しい  
のではないかといふふうに考えております。  
○谷村委員 先ほどもおっしゃいましたが、この  
新保有税というものがまさに政策的なものである  
ということ、そういう点はわかりますけれども、  
この地価税というものは地方自治体の行政サービ  
スの受益と深い関係がある、先ほどもお触れにな  
ったとおりであります。地価それ自身が受益を反  
映するところまで考えられるからであります、し  
たがって、サービスの出し手である地方自治体が  
地価税收入の分配を受けることも当然期待し得る  
のではない、こういう考え方もあるわけであり  
ます。事実、十二月一日の朝日新聞を見ますと  
――塩川会長いらしゃいませんが、自民党の塩

たけれども、結果的に地価税の実施というものがな御議論がこれを議論する過程では出ておりましたけれども、具体的にこれを示すということにはなっていませんでしたし、その税収規模がどの程度になるかというものもまだ未知数な点が多いというようなこととございました。具体的にこれを示すということにはなっていませんが、平成四年度の予算編成において、この増収分の使い道について地方財源の充実などにも配慮しながらやはり決めていくべきものではないかということは考えられるわけですが、今御指摘のようなこの地価税を執行するに当たりましては、やはり地方団体との協力関係というものを緊密にしていかなければなりませんが執行が難しいという点も確かににあるわけでございますので、そういうことも踏まえてのこの使い道ということで今後検討していくかなければならぬと思います。

ただ、税制の国と地方の協力関係につきましては、かねてからこの地価税以外におきましても、所得税と住民税の関係でございますとか、あるいは法人税と法人事業税 法人住民税との関係といふ、いろいろな関係で国と地方との協力関係とい

○湯浅政府委員 固定資産税の評価とそれから地  
価公示価格との関係につきましては、もともと固  
定資産税の評価というものと地価公示というものは  
はそれぞれその制度の性格、趣旨が違うわけでござ  
いますから、なかなかこれを一元化するとい  
うことは難しいわけだと思いますけれども、やはり  
土地の適正な価格を求めるという点では、これは  
固定資産税の場合も地価公示の場合にも同じわけ  
でございますから、これが余りかけ離れるとい  
うことはちょっと問題があるだらうというふうに考  
えます。最近のこの状況を見ますと、やはり地価  
の高騰の影響を受けまして、大都市地域を中心  
いたしまして今御指摘のような地価公示と固定資  
産税の評価との開きが非常に大きくなっていると  
いうことが言えようかと思います。  
これをいろいろ私どもも考えて検討したわけで  
ございますが、一つは、やはり地価公示制度につ  
いては取引事例というものを非常に重視している  
ことで、土地政策審議会の答申の中でも、一部には  
地価高騰の追認をしていたのではないかというよ

そういう評価の均衡化、適正化をやつてまいらない  
ければならないというふうに考へて いるところで  
ございます。

○谷村委員 固定資産税の負担調整措置は、従来  
は、今もお触れになりましたが、三年間の範囲内  
でやつてきたわけですが、住宅用地につい  
ては負担調整の積み残しができる、五年間の調整  
がありますから。こうした分は次回の評価がえで  
一体どうなるのか。さらに積み残しが二年間残  
る、そこで再評価がされるというようなことにな  
るわけでありますが、負担のバランスという点で  
どういうふうな配慮があるのか、考え方があるの  
か、若干懸念をされるわけであります。とりわけ  
小規模の住宅についての関心というものは非常に  
強いわけでありますから、私どもの党も大変強い  
関心を持っておるわけでありますし、例えば現在  
の四分の一の減税も、できれば五分の一ぐらいに  
してもらいたい、こういう希望もあるわけであり  
ますが、いかがでしようか。

○湯浅政府委員 平成三年度の評価がえにおきま  
しては、最近のこの地価高騰の影響を受けまし  
て、大都市地域を中心として御指摘のように評価

さいまして、これについては、從来も行いましたが、この負担調整措置を講じたわけでございますが、今回は特に住宅用地についてなだらかな負担の増加となるよう配慮いたしました。

その具体的な方法は、今御指摘のよう、通常從来の場合ですと、三年たまるとほとんどの土地は評価額課税になるという措置を講じたわけでございますが、今回、住宅用地については五年間で評価額課税になるような、そのやらいのスピードで税負担を伸ばしていくべきだということになつたわけでございまして、したがいまして、御指摘のように三年たつたところではまだ二年分の積み残しといふものが出てる土地がかなり今回の場合にはあることは予想されます。

評価の均衡化、適正化を積極的に行うという趣旨から、地価公示価格の一定割合を目標にして評価を実施していくということも閣議決定で決められているわけでございますので、平成六年度におきましてはかなり評価額そのものも上がってくる、それから今御指摘の平成三年度分の積み残しも残つてくる、この二つを全部含めまして、そして総合的に負担調整措置を考えいかなければならぬいだろう。その場合に、負担調整措置だけでできるかどうか、今御指摘のような住宅用地の特例措置というもののまで検討する必要があるのかどうか、この点も含めて平成六年度におきましては総合的に検討する必要があるのでないかというふうに考えて いるところでございます。

○谷村委員 小規模住宅のことについてもお触れになりましたが、私どもは、次の評価がえのときまでにそういう準備ができないか、そういう強い気持ちがあるわけありますが、これは力を入れつつ検討を願いたい、こういうふうに思うわけであります。

今もお触れになりましたけれども、平成六年度以降、速やかに、地価公示価格の一定割合を目標

に、評価の均衡化、適正化を推進する、こういうふうなことでござりますけれども、局長も御心配のように大変な負担増が出る、その措置は一体どうすべきなのか、負担調整措置というものは実に大変なことになるのではないかというふうな気がいたしておるわけであります。地価公示価格の一割割合、六割とも言われ七割とも言われ、そんなことが耳に入るわけありますが、具体的には、それは今から答えられないということになるのでしょうけれども、どういう考え方であるのか、その点もお尋ねをしておきたいと思うのであります。

○湯浅政府委員 平成6年度以降の土地の評価がえにつきましては、先ほど申しました一月二十五日の閣議決定におきましても、土地基本法第十六条の規定の趣旨に沿って評価の均衡化、適正化を行なうということで、この土地基本法の第十六条の規定というのは御案内のとおり、公的の土地評価相互の均衡と適正化を図るように努力し、こういう規定が、土地基本法の第十六条の規定でござります。従来、先ほども御指摘のように、それぞれの評価といふものがばつつきがあつた、これの反省の上に立つて、土地基本法を制定するに当たりまして、この公的な土地評価相互間の均衡を図ることで、このことがあつたわれたわけでございます。

そういう中で、固定資産税の評価についていろいろと検討しなければならないだろうし、あるいは他の制度でござります地価公示制度についてもやはり改善をしていくだけ必要があると思いますが、そういうものを両々相ましまして、固定資産税の評価につきましては、今の土地基本法の趣旨を踏まえて、速やかに、地価公示価格の一定割合を目指して、評価の均衡化、適正化を推進してまいりたいというふうに考えていくところでございます。

この一定割合につきましては、今もお話のございましたように、六割だと七割とかというような議論もいろいろございます。この点はまだごくからの検討課題ということになるわけでござりますけれども、やはり地価公示価格と固定資産

税とでは制度の趣旨が違いますから全く一致するわけにはいかないだらうということが一つございましょう。それから、昭和五十年代、地価が非常に安定しているときを考えますと、このときには固定資産税の評価と地価公示との関係はおむね七割という線が実際に維持できたというようなことを考えますと、一つの案としては七割といふのも、案としては考えられるのではないかということで、そういうことも論議の対象にはいたしているところでございますが、最終的に現段階で何割にするということは、これはもう少し慎重に検討すべきであらうということで、一定割合ということで今回は閣議決定してもらっております。

しかしながら、これは一定割合といたしましても、その一定割合は二割とか三割とかというようないくということが固定資産税の評価のあり方としても当然必要であらうかと思いますので、その場合には、それをそのまま税負担に結びつけますと相当の税負担の急増ということにもつながってまいりますので、この税負担の急激な増加には十分対応できるような適切な負担調整措置を講ずる、特に個人住宅用地につきましては特別な配慮をする必要があるだらうということを今から考えて見るところでございまして、その方法といたしましては負担調整措置を三年というものをもう少し長期的なものとして今回のように考えていく方法もありますのうし、御指摘のような小規模住宅用地に対する特例というのを見直すという問題もありますが、現況ではそんなことは、バブルのあわせて考えながら、平成六年までに検討してまいりたいというふうに考えております。

○谷村委員 今おっしゃるように、地価が安定しているときは六割、七割という時代があつたわけあります、現況ではそんなことは、バブルのころ、この評価と評価によつてもたらされる税負担をどういうふうに調整していくかということを

○湯浅政府委員 地方税源の偏在については、基本的には、地方交付税制度というものがあつて、これによつて財源調整をするというのが基本的な姿だと思います。しかしその前に、地方税である以上はできるだけ偏在をなくして、各地方自治体が普遍的に税を課税できるようにするというのが一番望ましいわけでございますが、遺憾ながら地域地域の経済力が違いますので、どうしても税源偏在というものが出てくるかと思います。今回の評価の引き上げによりまして、やはり土地の高いところは大都市でございますから、大都市地域で固定資産税というものが增收になつてくる、これが税源の偏在につながつてくるというようなことが出てこようかと思います。それを私どもも心配しております。

ただ、この税源偏在の問題は固定資産税だけの問題ではないに、特に法人課税などについては固定資産税以上に現在でもいろいろ問題がござります。そういうこともございまして、従来から税源の地域的偏在のは是正というために必要な方法といふものをいろいろと検討もしておりますし、各種の審議会からも指摘を受けております。例えば臨時行政改革推進審議会の答申などでは、消費譲与税について富裕団体については譲与制限をしたらどうとかというような御提言もございますし、また、法人事業税など法人関係税についての見直しというような問題もあるのではないかというようすから、見方によつて大変いろいろな問題があると思いますが、そういう点をひとつ慎重に御配慮願いたい、こういうふうに思うわけであります。固定資産税の評価の引き上げは、どうしても一部大都市における税增收となる、地方税源の偏在を伴うというようなことになるわけであります。が、そうしたことを自治省も予想されまして、地方税源偏在の是正措置を実施というふうにされておるのであります。これはどういうふうなお考えなのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

なこともありますので、この税源偏在の問題は、固定資産税ということに限らずに全体の問題としてやはり私どもも今後検討していかなければならぬというふうに考へておるところでござります。

○谷村委員 土地の評価の問題は大変難しい問題であります。現在でも一物四価とか五価とかそんなことも言われておりますが、今度経済企画庁は地価指数制度の検討を始めたといふうなことが伝えられておるわけであります。その意図というのは一体どこにあるのか。自治省でありますからどのよう御説明があるか知りませんが、わかれればお聞かせ願いたい。しかし、これによつて一物六価になるのではないかといふうあるわけありますけれども、大事なことは、評価の一本化で住民にわかりやすくするということが一番大事なのではないか、こういうふうに思うわけありますけれども、その点についてはいかがでしよう。

○湯浅政府委員 経済企画庁におきましては、土地取引とか地価の動向などが経済に与える影響が

近年極めて大きくなつてきているということで、これを的確に把握することが今後機動的に経済運営を進めていく上で非常に重要なことになりますから、経済動向との関連に留意して地価変動などを早期かつ的確に把握する手法の開発可能性について検討するためのプロジェクトチームをこしの一月の三十一日付で発足させたといふうに聞いているところでございます。経済企画庁は経済企画庁なりに経済運営をどう進めていくかというための資料としてこの地価の動向といふものに大きな関心を持つておるということではないかと思うのでございますが、今申しましたように、そういう検討をするためのプロジェクトチームをつくりましたといふうな段階のようでござります。

今御指摘のように、公的土地評価については、一物三価とか一物四価とかと今でも言われてい

る、これに対する評価を一元化すべきであるというような議論があることは十分私ども承知しているわけでございまして、そういう趣旨から、今度の土地基本法の制定に当たりまして同法の十六条によって、公的土地評価については相互の均衡と適正化が図られるように努めるべきだという規定が入ったわけでございまして、この規定の趣旨に合わせて、固定資産税の評価、あるいは地価公示のあり方、あるいは相続税の評価のあり方と、いうものそれぞれが一緒になって、この評価の均衡化、適正化というものの努力をしていくということでこの規定が入ったといふうに理解しております。そういう意味で固定資産税の評価については、地価公示の改善というのも前提になりますけれども、先ほど申しましたような地価公示価格の一定割合といふものを目標にして、評価の均衡化、適正化を今後強く働きかけて、地方団体とともに一緒になって努力してまいりたいと思っております。

○谷村委員 大臣お帰りになりました……。「二十二日であります」「路線価三万九千地点公開」

というような大きな新聞記事が出ておるわけあります。つまり路線価の公開を実施するということ、平成三年度においてはできるだけ多くの地点の公開を行うとしておるわけでござります。が、どういうふうに対応されるのか、具体的にちよつとお聞きしておきたいと思うわけであります。

○湯浅政府委員 固定資産税の路線価につきましては、従来は非常に限られたところしか公開されていなかつたわけでございますが、評価の均衡化、適正化を図るためにも、それから納税者の皆さん方の御理解をいただくためにも、やはり路線価の公開を固定資産税においても、やれども、これから逐次実施をしていきたいと思います。そこでこの問題をいろいろと議論いたしました。その結果、地方自治法の第二百三十二条の二の規定に基づく補てんか、あるいは国家賠償法に基づく損害賠償という形でこの分をお返しするということが可能なんじやないかといふふうな報告が取りまとめられまして、横浜市におきましては法律学者などで構成されました研究会をつくりまして、そこでこの問題をいろいろと議論いたしました。その結果、地方自治法の第二百三十二条の二の規定に基づく補てんか、あるいは

山市——その他の市もございましょうけれども、例えれば私の地元でありますから、岡山市については、ただいま地方団体と協議をして、できるだけ多くの地点を公開してほしいということで、今協議しているところでございます。そういうことで、まだ最終的に幾つの地点が公開されるかということはわかりませんけれども、私どもとしては相当の地点を公開するように今地方団体にお願いを続けておるところでございます。そして次回以降の評価がえにおいてできるだけ早く全路線価の公開ができるように、これも地方団体の御協力によりましてこれを行っていきたいということを基本的に考へておるところでございます。

○谷村委員 具体的な方法でございますけれども、基準地の所在と、それからその路線価というものを

納税者以外にも広くわかるような方法、これはそれを他の市町村によつていろいろなやり方がある

うかと思ひますので、広く納税者以外の方々にもわかる方法でこれを示すということをお願いしたいということでございます。ただ、この当時の大臣も、税として還付できないいたしましても、この固定資産税というものは市が納税令書を出して、そして金額を示して納めてくださいということでおさいますから、市を信頼して納めていただいたり、納税者の方々に対しても、やはりただ法律論だけではなくて、そういう住民感情も十分配慮すべきじゃないか、と同時に、税の信頼性を確保するというためにも何らかの方法がとれないだろうかということを大臣も申し上げたところでございます。

○谷村委員 具体的な問題に移っていきたいと思

います。が、「五月三十一日の地方行政委員会で、当

時新聞に載りました問題であります。横浜市の

固定資産税の課税ミスという問題が我が同僚議員

の須永さんから取り上げられたわけであります。

ここに議事録がござりますけれども、内容につい

ては皆さんも御存じですか時間の関係で言いま

せんが、当時の奥田大臣は「具体的に何らかのい

い知恵がなかろうか」ということで、今折衝させて

おりました。この問題に関心を持っておりましたら、我が岡山市にも同じようなことが実は起きまして、三千六十八万円、これは時効にかかっていない五年以内であります。が、時効にかかっているものが七百二十六万六千円というふうにござります。當時市議会で議論になりましたが、横浜の例を横目ににらみながら、市長はしておるわけありますけれども、横浜の

例は一体その後どうなったのかということと、岡

山市——その他の市もございましょうけれども、

例えれば私の地元でありますから、岡山市についても、今御指摘のように平成元年度に課税誤りがございましたが、これについて、既に横浜市でそ

ういう研究会の成果がございましたし、また、神戸市にも同じような研究会ができまして、神戸におきましてもおおむね同じような結論が出ているわけ

でございまして、こういうような各市でとられた措置というものを参考にして岡山市においても適切に対応してもらえたらいいうふうに私どもも考えております。

○谷村委員 そういう問い合わせが岡山市からあつたのかどうかという点と、そういう指導をなされておるかという点について一言。

○湯浅政府委員 こういう過誤納があつて、これを持ちしたらいいかという点についての照会は、

これは口頭といいますか、正式の文書じやございませんが、そういう御相談があつたことは事実でございます。これについて、今申しましたように、横浜市とか神戸市におきまして今こういう研究会をつくって、その結果がこういう形になつてゐる、そういうことを申し上げて、それをひとつ参考にして対応してもらえたら、こうじうことを、これも口頭でございますけれども、担当同士のお話し合いをしたことがあるわけでござります。

○谷村委員 農地の宅地並み課税あるいは新聞業等七業種の問題もございますが、ちよつと時間の関係で割愛をいたしたいと思います。

次に、ちょうど大臣もお帰りでございますから、同和対策の問題について、時間が余りないよ

同和行政の重要性につきましてはもう大臣も御認識のとおりであります。同和行政あるいは同対策、つまり差別をなくするという、そういう同対策以降非常に重要視されております行政であります。が、どのように御認識をなさつていらっしゃるか、まずお伺いしたいと思います。

○吹田国務大臣　この同和問題というのは一つの差別問題から問題化されまして、この解消に政府、地方自治体一体になりまして、教育もそうありますが、一体になりましてこの解消に努めておりますが、いかなければならぬということで、特に憲法に保障されてくる基本的人権に係る重要な問題でありますから、私も鋭意努力していかなければならぬ

特に私の場合は、村長、町長というのを務めたものですから、その時点で私の町にもそうした同和地区と指定された地域がございました。そのために非常に一般の方々の中で、まあ言うてみればまさに氣の毒な立場をとられていた時代もありました。そういうことから私もみずからその町内に入りまして、あるいは役場を終えて帰りましたが、そのむしろ部落の適当な家に寝泊まりをして、ながらひざ突き合わせて話し合うというようなことをから、精神的な面と財政的な面の援助を加え、そうして当時の同和対策の事業がなされていない時代でありましたから、そういう面からいろいろと、町が持つております山林を無償で開放する等いたしまして地域の皆さん方に、その差別問題の解消のために私もやった事実を持っておるわけであります。

その後、佐藤内閣からこうした同和問題に対する対策の予算とその法令が出まして、随分と政府の努力によって関係地域が立派に再生できたというふうに思っておりますが、まだ若干の問題が残つておる地域がございます。そういった点につきましては、早くひとつそらした地域環境の改善に政府も自治体も一緒になりましてこれを解消しなければならない、最重要課題である、なかなかんずく、関西方面にこの指定地域が多いわけでござりますから、もちろん関東にないというわけではありませんが、主として関西方面である、九州に至りませんが、主として関西方面である、九州に至つてずっとその地域が広がつておるわけでありますから、これを一日も早く解消するよう努めたい、こう考えております。

○谷村委員 首長としての経験も踏まえられましての御答弁でございました。敬意を表したいと思ふけれども、確かに実態の差別の環境整備といふ面では進んでまいったと思うわけでありますけれども、まだまだ大臣おっしゃるように残された数

数の問題がある、私もそう思うわけであります。部落へ入つてみましてそのことを実は実感をするわけであります、この点は大臣と私は同じようないい處ちなのであります。その他、例えば心理的な差別などを取り上げますと、依然として結婚差別あるいは就職差別というような問題は、これは後を絶たないわけであります。

この間、私は郵政大臣に対して質問をいたしましたが、例えばパケット通信というような新しい問題が起きてまいりました。新しい現代版の、近代版の地名総鑑と言つてもいいでしょう。これは膨大な部落の所在地が克明に記されておるものであります。そういうふうなことを考えますと、依然としてこの問題といふものは深いものを持つておられる、私はこういう認識を持つわけであります。そういう点についてはいかがでしよう。

○吹田国務大臣 今、例を引いて申されました  
が、非常に遺憾なことがあります。しかし総体的には、就職問題についての差別問題というのは、一時から見れば非常に解消されてきた。なかんずく役所におきましては、それはある程度所期の目的を達成しておるのではないかというふうに思つておるわけでありますし、そういう点は今日の調査対象にもなつておりますが、もう一切ないと思つております。

ただ、今おっしゃるように、地域地域におきましては、いろいろ長い歴史のこととありますから、結婚問題等につきましてはこれが完全に解消されておるということは私も言ひ切れません。そういう点は非常に遺憾でありますが、ある一定の時間が必要とするのかなというふうに思つております。そういう意味での教育の必要性も出てくるわけでありまして、全く根拠のない問題から発生した差別でありますから、これは何としましても解消しなければならぬ。私も、もしもそういう立場に立つたとしたら恐らく大変な怒りを感じ、毎日毎日のように、あるいは握りこぶしを振り上げ

て運動をしておるかもわからないなという感じです。でも、お父さんやお母さんの苦しみを子供たちにはもう受け継がせまいという、スローガンを掲げて、その町内会の皆さん方も頑張つておられる姿を見ますと、まさに涙の出るような思いがいたします。また、ある一面では、非常によく解消されてきて、あるいは一般の、同和地区として指定されていない地域よりは部落の環境は非常によくなつたというような地域もこれまた出ておるわけで、そこは指導者の問題になつてくると思うのであります。

ただ、今後考えていかなければならぬ問題は、今日もそうでありますけれども、同和地区を抱えておる関係の地方公共団体の市町村長であります。これが非常な苦労をしておりますし、財政的な負担をかかるつております。これをどうかして解消してやらなければなりません。こういった意味で自治省が持つ役割といたものも、私はある程度

○谷村委員 時間がわざかになりましたが、今も大臣大変認識が深いようであります。この問題についての地方団体、県や市町村の役割といふものは非常に大きいわけであります。したがつて、それを財政的に裏づけるという意味でも措置法が次々とあり、そしてまた今地対財特法があるわけがであります。これは確かに大きな成果を上げてきましたというふうに私は思います。ただ残念ながら、今大臣もおっしゃるようだに、それじきすべて差別化といふものが解消したかといふと、実はなかなかそうならない。これは実態的にもそうであります。心理的にもそうであります。それに対して、これからもやはり適切な施策というものが必要になつてくるわけであります。

今、資料を見ますと、いよいよ一年後に今の法律が切れるわけですね。地対財特法が切れるわけ

ですね。それによつて、例えば全日本同和対策協議会であるとか、これは地域を持つ関係市と県、そういう団体でござりますが、その後の対策として、今の法が切れた後、困るのですよ、まだまだ仕事がありますよということで、何らかの総合的な法的措置の実現を要求しておられますね。これは大臣御存じのとおりだと思いますが、これは平成三年一月十六日にそんなことのお考えがあるというふうに私は仄聞をいたしております。されども、そういう問題もございます。あるいは、全国知事会も、法失効後の対策についてその方針を示してくれ、こういう知事会の要望もござります。全国市町村長の会におきましても、大会でそのことが確認をされておるわけでありますし、こういうふうに挙げてまいりますと、やはり法期限後の対応というものに対する要望というものが極めてきつい、こう受け取らざるを得ないし、私もそう思うのであります。例えば岡山県の場合を調べてみると、地対財特法ができた際に調べた残事業が二百六億一千万。それが現在のところ百三十二億一千六百万ほど完了しておる。二年、三年で七十三億九千四百万という残事業を抱えておるわけであります。

こういう実態は恐らく関係県あるいは市町村、同じようなことはないかというふうに思うわけであります。そういう問題をとらえながら考えますときに、先ほどいみじくも大臣がおっしゃいましたように自治体の長といふものはそういう面では大変苦労しておる、それを束ねる大臣としては大変苦労しておる、それを受け取らざるを得ない、これが一定の結論を出すと思います。そこでいろいろな議論を、期限後の問題について議論をされておるようですが、まだ御提出になつてないよう思ひます。されども、進んでない地域が関連調査も随分してきました。そういうふうに思ひます。あれだけ強く要求してやりなさいということを言っておるにもかかわらず、中でいろいろと協議が進まないとかいろいろな事情があつたことがあります。まだ御提出になつてないよう思ひます。されども、そういう問題もございます。あるいは、全国知事会も、法失効後の対策についてその方針を示してくれ、こういう知事会の要望もござります。全国市町村長の会におきましても、大会でそのことが確認をされておるわけでありますし、こういうふうに挙げてまいりますと、やはり法期限後の対応というものに対する要望というものが極めてきつい、こう受け取らざるを得ないし、私もそう思うのであります。例えば岡山県の場合を調べてみると、地対財特法ができた際に調べた残事業が二百六億一千万。それが現在のところ百三十二億一千六百万ほど完了しておる。二年、三年で七十三億九千四百万という残事業を抱えておるわけであります。

こういう実態は恐らく関係県あるいは市町村、同じようなことはないかというふうに思うわけであります。そういう問題をとらえながら考えますときに、先ほどいみじくも大臣がおっしゃいましたように自治体の長といふものはそういう面では大変苦労しておる、それを束ねる大臣としては大変苦労しておる、それを受け取らざる得ない、これが一定の結論を出すと思います。そこでいろいろな議論を、期限後の問題について議論をされておるようですが、まだ御提出になつてないよう思ひます。あれだけ強く要求してやりなさいということを言っておるにもかかわらず、中でいろいろと協議が進まないとかいろいろな事情があつたことがあります。まだ御提出になつてないよう思ひます。されども、そういう問題もございます。あるいは、全国知事会も、法失効後の対策についてその方針を示してくれ、こういう知事会の要望もござります。全国市町村長の会におきましても、大会でそのことが確認をされておるわけでありますし、こういうふうに挙げてまいりますと、やはり法期限後の対応というものに対する要望というものが極めてきつい、こう受け取らざるを得ないし、私もそう思うのであります。例えば岡山県の場合を調べてみると、地対財特法ができた際に調べた残事業が二百六億一千万。それが現在のところ百三十二億一千六百万ほど完了しておる。二年、三年で七十三億九千四百万という残事業を抱えておるわけであります。

財源に余剰があるというふうに主張しているのは承知をしておるわけでございます。私どもいたしましては、交付税特別会計の借入金、それから財源対策債等につきましては、過去において地方財政が巨額の財源不足に直面した際にみずから負担で借り入れてきた特例的な借金でございます。これらの累積した借金を解消するための措置を講じただけでございまして、これをもって財源余剰の状況にあるというふうに即断することは適当でないというふうに考えておるわけでございまして、あくまでも地方財政の健全性の確保のためにとってきた措置であるわけでござります。

○小林(守)委員 中身の話になってしまつてゐるわけなんですが、地方財源余剰というきょうの本会議なんかの言葉を聞きましても、要は、六条の二項による計算と十一条本文による計算の差が、六条の二項による計算、いわゆる交付税の総額ですね、国税五税にリンクした額の方が大きいというふうな場合に財源余剰という言い方をしているのではないか、そういう観点も強く感じるのです。非常に形式的な言い方がなされてゐるのではないか、そのように思います。今局長が答えられましたように、いわゆる特別会計への借入金の返済とか財源対策債の返済とか、そういう問題も含めて当然あるわけでござりますけれども、入り口の問題、計算上の差額をもつて、要是国税五税のリンクにより合計額が十条による計算よりも多い場合に余剰だとただ単に言つていいのではないか、そのようになりますが、いかがでしようか。

〔委員長退席、福永委員長代理着席〕

○小林(守)政府委員 六条の三第三項の適用についての議論になると思いますが、私どもが実施しております例えば財源対策債等の償還基金につきましても、これは十条の規定に基づきまして基準財政需要額に積んでおるものでございまして、私どもの考え方いたしましてはこの六条の三第二項に当たる状況にはないということで申し上げてい

るわけでござります。  
○小林(守)委員 本日の本会議の中で自治大臣の方で答えた中で、やはり同じような質問があつたことに答えられまして、財源余剰ではない、いわゆる余剰という言葉と富裕ではないという言葉を使っているのですが、この辺でニーアンスの違いを込めて、大蔵省の言つているものとそれから我々サイドで考へている自治体の実質的な余剰という言葉を富裕という言葉にイコールにしますと、自治体は富裕ではない、富裕な団体ではないというような言い方をされているのですが、余剰と富裕というような言葉が非常に飛び交つているような状態があるのでですが、それについてはどうでござうか。  
○小林(守)政府委員 言葉の話でござりますので、厳密に富裕とか余剰とかについて詰めて議論をしたことがあるわけではございません。私どもといたしましては、最近の地方財政対策は、一方では健全化を進めながら、一方では、地方団体が直面をいたしておりますと創生とか、あるいは公共投資基本計画に対応いたしまして身近な社会資本の整備等を行いう必要がある。さらには今回お願いしております地域福祉基金の創設など地域福祉の充実のための財政措置をする必要がある、こういうことで参つておりますと、大臣も何回もあるらゆる機会に申し上げておりますが、やるべき事業、仕事は山積をしておる状況でござります。またさらに言いますと、補助金カットによりまして、公営企業分も含めまして、八千五十億ほど平成三年度におきましても起債を発行しなければいけないわけでございます。そういう状況にあります。また六条の三第二項を議論するというようなことはならない。八千五十億も財源不足といふことはない。八千五十億も財源不足といふことはないといふことを申し上げておるわけではございませんが、カットによる影響でございまして、そういうようなことも含めまして、私どもといたしましては、少なくとも六条の三第二項を議論するような状況はないということを申し上げておるわけでございます。  
それから、余裕といいますかそういう話が出て

くる場合は、恐らく地方団体ごとによりまして、特にこの二、三年におきましては一時的な要因によりまして一部の地方団体の税収等が上がりまして、それとの対比におきまして格差が拡大し、財政力のないところとの差が目立つたというような状況があつたと思うわけであります。そういう一時的な要因によりまして特定の団体に税収等が特に上がつたということは言えると思います。しかしこれも最近の状況では、一年か三年前に税収が上がりました団体におきましては、法人関係税を中心的に税収が伸び悩んできてるわけでございまして、特に法人関係税につきましては前年度を割るというような状況も出てきておるわけでございます。

○小林(守)委員 こういう二つの観点に立つて、大蔵省サイドと自治省サイドでの折衝の結果、今日の地方財政対策という形で出てきたわけだと思いますが、何というのですか、妥協の産物的な方策として附則第三条の適用というような形が使われまして、いわゆる特別減額というような形をとつてきたのではないかと思えるわけですが、この附則第三条による特別減額につきまして、自治省としてははどういう意味づけというか、これからの大蔵省等との折衝も含めて附則第三条の適用についてどういうふうに今回意味を考えているのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○小林(守)政府委員 今回、交付税法の附則三条によりまして減額をいたしました。その金額は四千五百二億であるわけでございますが、平成三年度の地方財政対策を講するに当たりましては、先ほども申し上げましたように、まず地方団体が当面する課題についての財政措置を十分に講ずるということが第一でございまして、そのためにふるさと創生関連の財政措置、それから投資的経費の単独事業につきまして、それから一般行政経費につきましても社会福祉関連経費につきましては伸びを伸ばしまして、さらに地域福祉基金二千百億、土地開発基金五十億を歳出の方に見込んだわざいでございます。一方で、財政の健全化を図る必

要があるということで、減額との関連で交付税特会に残ります四千五百一億を除まして、交付税特会の借金を返済いたしたわけであります。そして個別の地方団体につきましては、財源対策債、それから補助金カットが行われまして以降発されております地方債の一部につきまして、償還のための財源措置をした。そういうことをした上で歳入を見てまいりまして、その過程におきまして国庫当局から交付税につきましての強い協力要請があつたわけでございますが、私どもといたしましては地方団体に実損をかけない方式でということでいろいろ議論を重ね、検討を重ねておるうちに、お願ひしているような形での決着を見た、こういうことでござります。

もともと返さなければいけない借金、国から借りている交付税の借金につきまして返すような形で措置をしておりますので、地方団体にも御理解をいただけるものというふうに考えたわけであります。この五千億の協力をいたしましても、御質問の中にもございましたように、一般財源比率等は過去最高、地方財政計画ベースでありますけれども、そういうことで財源確保ができたというようなこともございまして協力をしたということであります。

○小林(守)委員 今のお答えの中で、いずれにしても地方団体に実損をかけない方向で自治省の主張を行つてこのようになってきたというようなお答えだったわけであります。地方団体に実損をかけないというこの主張を次年度においても当然これからも貫いていかない限り、地方交付税というものは地方の固有の財源だという立場が貫けなくなる、そのように私自身も考へているところであります。

しかしながら、実際に大蔵省との折衝の中で、例えは借入金残高が全部なくなつた、交付税特会が政府の資金運用部からの借り入れがことしの財政対策でゼロになる、さらに財源対策債についても全部返済が終わる、さらには補助金カットに伴う調整債ですか、これらについても返済が終わる

というようなことになりますと、ますます何としないでしようか自治省と大蔵省とのやりとりは醜い局面を迎えるのではないか、そのように強く懸念をするわけでございまして、来年度も含めまして地方団体に実損をかけない方向で地方交付税の本質である固有の財源であるという主張を貫き通せるのかどうか、その方策等についてどう考へているのかをお伺いしたいと思います。

○小林(実)政府委員 平成四年度以降の扱いにつきましての御質問でございます。現段階におきまして、平成四年度以降どうなるかということを申しあげられる状況にはないわけでございます。いずれにいたしましても、地方財政、まだ多額の借金を抱えておりますし、やるべき仕事もたくさんございます。私どもいたしましては、個々の地方団体が住民の要請に応じて十分に事業を展開できることを第一にいざなう財源を確保するということを第一にいたしまして、特に地方税、地方交付税等の地方一般財源の充実強化を基本といたしまして、今後とも折衝を重ねてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○小林(守)委員 ちょうど大臣も見えられましたので、ここで大臣にお聞きしたいと思います。

今までのお話の経過についてはちょっと飛んでしまっているとは思います。要は、地方財政対策の中で大蔵省と自治省との折衝の中で大変厳しい状況にある。今年度は何とかクリアできた。しかししながら次年度以降このままの歳入状況が続くなれば厳しい局面になるのではないか。それで、大蔵省の方では基本的にいわゆる赤字国債の発行を行をゼロという形で、灣岸の問題も含めまして赤字国債発行はしないんだという形で二年間続けてきているわけでありますから、これをさらに継続していくべきだといいう強い意思があるのもありますし、これについては我々も同意をしているわけなんですねけれども、しかしながらこの赤字国債発行兆円に上る国債残高、赤字国債といわゆる建設国債、これを合計が百六十八兆円ぐらいで

とは、よく私の口癖のよう申し上げておるのでありますけれども、中央の官庁から地方の自治体に対して、平たく申せばほしの上げおろしまで一々言わなければやれないといふような地方自治体でなしに、独自に財源をきちっと持つておる、基本財政の財源というものを確保するということが大事だと思うのですね。その中には交付税の問題も入ります。こういった意味におきまして財政を確保して独自の単独事業といふものがどんどんと進められていく、いわゆる必ずから考え、みずからそれを推進するという形でこれから的地方自治体の動きといふものは進めていかなければならぬということでは実は自治省の関係の局長とも意見が一致しておるところであって、私どもはそういう方向でこれからよいよ前向きに取り組んでまいります。

したがいまして、国が言っております、生活開発の四百三十兆円の十ヵ年計画というものがありますが、それは極めて大きな意義を持つておると同時に、地方自治体の単独事業というもののウエートも、これを忘れてその四百三十兆の消化というものはできません。そういうことを考えますと、私ども自治省としましては、これからさらにこの単独事業というものが遂行でき、今先生が御心配になつておるようなことのないようとにかくどんどんどんと、一步一步自治体の社会資本充実という面でその実を上げていけるように我々はお手伝いをしていきたいものである、かように考えておるわけであります。

○小林(守)委員 大臣の大変力強い、そして与野党を問わず我々も断固支持する御決意をいただきまして、ありがとうございました。その方向に向かつてより一層の御尽力のほどをお願い申し上げたい、そのように考えるところであります。

一応私の方でも、できるだけマクロの統計的な計画上の論点からの財政余剰論とか、そういうものではなくて、個別自治体の立場に立った物の見方、財政の分析、そういうものが今こそ必要なものではないか、そのように強く感じております。

地方財政の構造をつくり直していくとか、一つは、基準財政需要額の構造をより自治体の実態に合った、そしてみずから創意工夫によつてづくりや町づくり、あるさとおこしがしやすいような税財源の確保というものをぜひお願ひしたいと思つてゐるわけでございます。

ちなみに、私もちょっと調べさせていただいたのですが、公債費負担比率の一五%以上の全国の自治体を見てみますと千六百五十五団体なんですね。これは三千三百の自治体から見ますとほぼ二分の一。一五%以上の公債費負担比率の団体というのが二分の一以上あるのだというこの姿をやはり我々は忘れてはならないと思いますし、特に、二〇%以上というのはいわゆる財政危機というのに陥つてゐる団体だ、赤信号がともつてゐる団体だと言つてゐるわけですから、これが何と六百八十二団体あるということなんですね。これは全体から申しますとやはり二割近く団体がまさに赤信号のともつた団体である。こういう個別の事例を見てみると、統計的、マクロ的な財政の分析によつて地方自治といふもの、地方財政といふものを見ていくところに大きな問題があるのではないか、そのように強く感じてゐるところであります。

それから、一つだけ気になつておりますのは、今後いわゆる基準財政需要額の中身を充実させていく観点の中でさまざまな基金が導入されてくる。今回の場合も、地域福祉基金、これは我々も関与した問題であります。しかしながら、土地開発基金とかさまざま基金が一つの方法として取り入れられてくるのではないかというような感じがいたすわけなんです。しかし、これを実際によく考えてみると、地方交付税というのではなくで一般財源でありまして特定財源ではないわけなんですが、どうも名前のついた地方交付税、まじめに受け取つてしまいますがならば使い道の決まつてゐる交付税というようなニュアンスで受けとめられていくのではないか。そのように考えますと、基金制度の基準財政需要額への導入というも

のをやはり第二補助金化とか特定財源化だというような議論もあるところでありまして、これについて自治省の方の明快な見解を示していただきたい、そのように思います。

○小林(実)政府委員 毎年度の地方財政対策を講ずるに当たりまして、歳出につきましては、地方の要請あるいは住民の要請に応じた分野の経費につきましてなるべく伸ばす努力をいたしておるわけでございます。その上で、御質問がありました地域福祉基金などは昨年は特別決議までしていただいたものでございます。また土地開発基金につきましても、特に地方団体におきまして先行用地のストックがなくなりまして、予算がついても事業ができないというおそれがあるというようなお話をございまして、土地開発基金をつくって土地を先行取得しておく必要があるというようなお話をございました。そういうこともございまして、私たちが地方団体にそれをそれではどういうふうに財政措置をするかということになりますと、これはやはり交付税の基準財政需要額にきちっと積むというのが基本でございまして、そういう措置をとらさしていただきおるわけであります。

地方交付税は、もとより地方団体が独自にその使い方を決めることができますのでございまして、そういう一般財源でございまして、最終的にどうお使いになるかはこれは地方団体の意思によるわけでございまして、そういうことで御了解をいただきたいと思うわけでございます。

○小林(守)委員 わかりました。

それでは次に、地方税法の改正案につきまして若干お聞きしたいと思います。

今年度、固定資産税の評価がえの年に当たります。全国平均の評価がえというのが三割ぐらい上がるのではないかというふうに言われているところであります。政府案につきましては、増税分は全額住民税減税に充てるというふうにされているわけであります。しかしこれも、統計的なマクロ

の観点からの数字合わせ的なものがあるのでないのではないか、そういうことでやはり個別具体的な観点から見ていく、そういうふうに見てみますと幾つか問題点があるのではないかと思います。

一つは、住民税の減税の恩恵を受けるというか減税の層と、それから固定資産税の負担増の層が、社会構造的というかそういう観点から見ましても必ずしも一致していないのではないか、そのように考えるわけであります。これらについてどういう階層の人たちにそういう恩恵が、いわゆるプライム・ゼロなんだというものが、資産と所得の調整というかそういう意味もマクロのレベルではあるわけですけれども、実際には、個別的な生활者の立場からするならば、片一方の負担増だけがかかるてしまうような階層の人もいるのではないか、そういう感じもいたすわけであります。こ

ういう問題についてどう認識されているのか。それからもう一点は、この問題は同じように地方団体間の中にもあるのではないか、そのように考えます。やはり固定資産税の增收と住民税の減税がうまく——むしろ増税の方が上回るような地域もあるでしょうし、むしろ減税の方の打撃の方が多い地団体も出てくるのではないか、こういう問題があるのでないか。一般的に言われるものは、過疎化、高齢化の進む地方団体においてそのしわ寄せがあるのでないか。そういう心配の声もいたしているわけなんですが、この辺の問題についてどう認識されているのかをお伺いしたいと思います。

それからもう一点は、三年後に、平成六年の評価額を公示価格の一定割合としていく、そして、そういうふうに言っているところであります。固定資産税の評価がえは、マクロとして地方税の総体の負担率がこれまでいくと上がってしまうのではないか、ですから、これを何とか引き下げる必要があるだろうという観点から、地方税負担全体の負担率を下げるという意味でやるという考え方。同時に、それでは一体何の税目でその負担率を下げるかということがありますと、かねてから個人住民税に焦点を当てて減税をしていったらどうだら個人住民税につきましては非常に負担感が大きいといふことが言われておりますので、この個人住民税に焦点を当てて減税をしていったらどうだら個人住民税につきましては非常に負担感が大きくなるのではないかというふうに見ています。固定資産税の評価がえに伴う増収分の中には個人以外に法人の増収分がかなり入っているわけでございますが、その分すべて個人の住民税に充てるとどうなかといふことになりますと、公示価格の一定割合によってやる減税ではないということをひとつ御理解をいただきたいと思うわけでございます。

それによりまして今回かなり高い上昇率になりました。これを特に住宅用地についてながらかな負担増になるようだ。これまで三年目には評価額の課税額がえによつて出た負担増を住民税の減税でプラス・マイナス・ゼロにするような、そういう考え方でやる減税ではないということをひとつ御理解をいただきたいと思います。この宅地の評価がえによって出た負担増を住民税の減税でプラス・マイナス・ゼロにするような、そういう考え方でやる減税ではないということをひとつ御理解をいただきたいと思うわけでございます。

それからもう一つの問題は、この宅地の評価がえによりまして今回かなり高い上昇率になりました。これを特に住宅用地についてながらかな負担増になるようだ。これまで三年目には評価額課税額がえによつて出た負担増を住民税の減税でプラス・マイナス・ゼロにするような、そういう考え方でやる減税ではないということをひとつ御理解をいただきたいと思うわけでございます。

まだ前の評価がえのときの積み残しが残つているというふうなことで、平成六年度以降の評価がえ

ていらるるのか、一括してお聞きしたい、そのように思います。

○湯浅政府委員 今回平成三年度は、三年に一回の固定資産税の評価がえの年に当たるわけでございます。御指摘のように今回の評価がえは、土地が非常に高騰したということもございまして、評価の上昇率が通常の年に比べてかなり高いということでございます。そういうことを踏まえまして、一つには、特に個人住宅の用地につきましてはできるだけ負担の急増が来ないように、そういうふうなだらかな負担調整措置を講ずるということを一つとったわけでございますが、と同時に、この固定資産税の評価がえに伴う增收分を一括いたしまして全額住民税の減税に充てるということにしました。御指摘のようにこの固定資産税とそれから住民税を納税される方々は当然のことながら違うわけでございますから、個人を見た場合に固定資産税を余計払つている方は住民税の減税が余計になる、プラス・マイナス・ゼロになる。こういう性格のものではないわけでございます。

個人住民税の減税は、マクロとして地方税の総体の負担率がこれまでいくと上がってしまうのではないか、ですから、これを何とか引き下げる必要があるだろうという観点から、地方税負担全体の負担率を下げるという意味でやるという考え方。と同時に、それでは一体何の税目でその負担

率を下げるかといふことになりますと、かねてから個人住民税につきましては非常に負担感が大きいといふことが言われておりますので、この個人住民税に焦点を当てて減税をしていったらどうだら個人住民税につきましては非常に負担感が大きくなるのではないかといふことになりますから、マクロ的に見ても減税の方が大きくなると大体一般的に見ましても減税の方が大きくなるということは言えようかと思います。しかし、御指

れる方々は住民税を払つてないわけでございますから、そういう方々に対する減税の恩典が受けられない、こういうような問題は確かにありますから、そういうふうに見ますと、個別個人で見た場合にプラス・マイナスで軽減するんだという減税というものは、そういう別の固定資産税の負担増をプラス・マイナスで軽減するんだという趣旨でやるものでないということございますから、そういう意味でいきますと、個人個人で見た場合にプラス・マイナスで多少のこぼこが出るということはこれはやむを得ないんじゃないかなと思います。しかし、今申しましたように住民税の減税というものは、そういう別の固定資産税の負担増をプラス・マイナスで軽減するんだという趣旨でやるものでないということございますから、そういうふうに考えるわけでございます。

と同時に、御指摘の地方団体間につきましては、当然予想されると思います。こういう点は最終的には地方財政全体の中で、具体的には交付税による財源調整ということによってこれを救つてあります。いざれにしましても、固定資産税の

についてはいろいろ問題が出てくるんじゃないかな  
という指摘だと思います。

この平成六年度の評価がえにつきましたは、か  
ねてから申し上げましたとおり、今度は土地の評  
価の適正化、均衡化というものをやはり総合的に  
やつていく必要があるんじやないかということ  
で、ことしの一月二十五日の閣議決定によりま  
した。その推進要綱の中の一つに、固定資産税の  
土地の評価につきましては、土地基本法の趣旨を  
踏まえまして、地価公示価格の一定割合を目標に  
して評価の均衡化、適正化を図つていきたい、こ  
ういうことが今回の閣議決定でうたわれたわけで  
す。これはかねてから言われております公的土地  
評価、地価公示とかあるいは固定資産税の評価、  
相続税の評価というものがそればらばらに評  
価されているのはぐあいが悪いんじゃないか、や  
はりそれぞれ相互間に均衡をとつて適正化してい  
くべきであるということを踏まえて、この土地基  
本法の第十六条においてその相互の均衡化、適正  
化を図るよう、こういう規定が入れられたわけ  
でございまして、それを踏まえまして固定資産税  
におきましても、平成六年度の土地の評価がえに  
おきましては、地価公示価格の一定割合を目標に  
して均衡化、適正化を図つてしまい、こういう考  
え方で今後やっていきたいと思うわけでございま  
す。

そななりますと、評価がかなり高くなる地域も

出てこようかと思いますので、これをそのまま税

負担に反映させますと、これは大変な問題になつ

てこようかと思います。

特に住宅用地につきまし

ては、この負担の急増というものをどういう形で

和らげていくかという問題が当然出てくるわけで

ございまして、その際には、先ほど申し上げまし

た平成三年度の積み残しも含めまして全体の負

担調整措置をどういう形で持つていくか、その中

には住宅用地の特例措置が今ござりますけれど

も、そういうもののあり方といふものも当然視野

に入れながら総合的に検討してまいりたいという

ふうに考えているところでございます。

○小林(守)委員 それでは、次のことについて

きたいと思います。

まず、ごみの問題について入りたいと思うので

すが、今日、極めてごみの量の増加をして質の多

様化、こうことで実際に市町村の清掃行政の

現場で焼却場の問題や、さらには最終の埋立処分

方、不法投棄それから不適正処分、こういう問題

で社会問題として非常にクローズアップをされて

きているところでありますと、また処分地の確保

の問題をめぐって地域間の紛争にまで発展してい

る、そういう状況でもあるわけであります。確かに

ごみの問題は、廃棄、捨てる段階、燃やして捨

てる段階の問題としてとらえられるがちなんですが

れども、本来ごみといふものは、もつともひとと大

きな問題としてとらえていかなければならぬ課

題なのではないか、そのように我々は考えている

ところであります。

そこで、今日の例えはOA化に伴うオフィスご

み、事務所のごみ、これが物すごい勢いで一般廃

棄物の中でウェーブを占めて増加している、こう

いうような顕著な状況もあるわけでありますと、

要は資源のむだ使い、再生利用すれば十分資源化

できるものが、大量生産、大量消費、大量廃棄と

いうような形で進められておりまして、これが環

境への負荷を極めて大きくしている。そういう問

題、さらに大きな言葉で言えば地球環境の問題に

もつながっている、そのようにも言えるかと思う

のですが、ごみとは一体何かという観点に立ちま

して、厚生省になりますでしょうか、当局の担当

者の方に、ごみとは何かということをひとつ御説

明をいただきたいと思います。

○坂本説明員 ただいま、ごみとは何かといふ御

質問でございますが、要するに不要物といいます

か、そういうものがごみということをございまし

て、今まで我々厚生省で進めてまいりましたの

は、出てきましたそのごみをいかに速やかに集め

て燃やすなり埋め立てるなりするかということに

も検討しておる次第でございます。

○坂本説明員 どうぞよろしくお聞きください。

力点を置いてきたわけでございますが、今先生御

指摘のように、ごみがどんどんあえてきたとい

ることもございますので、ごみが出てこないよう

にすることはどうしたらいいかというようなことも考

えて対策を立ていかなければいかぬのじやない

か、かようになります。

○小林(守)委員 何かよくわからないんですけど、

よく聞きますことは、集めて捨てるような形にな

ればこれはすべて資源になるというような言い方

が、市民運動の団体の皆さん、さらにはボランテ

ィアの皆さん方、こういうごみの問題に熱心に

心を持っていられる皆さん方から、要は、要らな

いものをまぜ合わせてしまえばごみになるけれど

も、分別をすれば資源になるんだ、そういう観点

から見していく必要があるのではないか、そのよう

に考えていくところでありまして、要は市町村の

一般廃棄物行政で、どんどんふえてくるごみに對

しての焼却場の限界を超えて、容量が限界な

んだというようなこととか、それから残灰の処分

も、分別をすれば資源になるんだ、そういう観点

から見っていく必要があるのではないか、そのよう

○小林(守)委員 法案がまだ出てまいりませんので、これについては後の機会に譲っていきたいと思います。

お聞かせ願いたいと思います。それからもう一点は、焼却灰の安全性の問題についてお聞きしたいと思います。焼却灰の中に、例えばきちんと分別されて収集されているならば有害なもの混入というのは避けられるはずでありますけれども、しかしながら、それがされていない地域では有害なものも、例えば適正困難物の中に含まれる有害なものも一緒に処分されてしまう。それが焼却場で燃やされるとということになりますと、そなへい煙にしても焼却灰にしてもその中に大変有毒なものが残留するというようなことが言われるわけでありますけれども、焼却灰の完全性の確保、そのチェック制度、これがどう取り組まれているのか。

さらにもう一点は、焼却灰の問題で、私の出身の栃木県の南部の市町村におきましては、自治体が極めて困難な状況になつていているのです。これは自治体の努力の問題もあるうかとは思いますが、廃棄物に対するアレルギーと言つていいかどうかわかりませんが、住民がみずからの中で出したごみを自分たちの地域の中で処

○坂本説明員 今先生の方から三点質問を承ったというふうに理解しておりますが、まず第一点目のこの予算の点でございます。

平成三年度の廃棄物処理施設整備費の予算額でございますが、国費で八百六十二億円、対前年度比一二・七%増の伸びを確保するよう予定しておりますところでございます。しかしながら、今先生の方から御指摘がございましたように、例えは昭和四十年代の後半につくられました焼却場とか、尿処理施設が最近大分くたびれてまいりまして、これを何とかしなければならぬということのが二つの面から新たに施設をつくつていかなければいけないかということで、市町村からの施設整備の要望が大変多い状況でございます。できるだけ市町村の御要望に沿えますように、予算の執行面

○坂本説明員 今先生の方から三点御質問を承りましたというふうに理解しておりますが、まず第一点目のこの予算の点でございます。

〔福永委員長代理退席 委員長着席〕

管理が行なわれますよう、引き続き市町村を指導してまいりたい、かのように考えております。

それから第三点目の最終処分場、埋立地の確保の問題でございます。確かに先生御指摘のようすに、これは主として産業廃棄物でございますが、埋め立てをするところがなかなかこの日本列島難しくなってきたということがございます。特に大都市を中心にして廃棄物の埋め立てをどうするかというようなこと、一部では今先生御指摘のように福井の敦賀まで一般廃棄物の焼却灰等々を持ち込んでおるという事実も認識いたしておるわけでございます。そういうような事態を踏まえまして、今検討しております廃棄物処理法の改正の中におきまして、例えば廃棄物処理施設の設置を届け出制から許可制に、これは市町村の方は設置生活環境の保全だとかいうことに配慮することによりまして地元に受け入れられやすい施設づくり

それから、第二点目のごみの焼却灰の点でござりますが、ごみの焼却灰を適正に処理し生活環境の保全を図る上で適切な構造の最終処分場、埋立地でございますが、の整備及び適切な維持管理をやることが大変重要だということでございます。廃棄物の最終処分場の構造等につきましては、廃棄物処理法に基づきまして環境保全に十分配慮したものとしておりまして、またこの維持管理につきましても、一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準というものがございまして、これにおきまして周辺の地下水の水質の把握等を行うなどによりまして必要な措置を講じて、こう、こういうふうに指導してきたところでございます。今後とも、適切な警告の最終処分場の整備かつまた適切な維持

一  
首  
詩

一六

◎小林(守)委員 それでは、廃掃法の改正案が出た時点で再度さらにお話し合いを続けていきたいなと思っています。

それでは次に、二月二十八日に宇都宮地方裁判所で出されました判決で、実は地方行政にとって大変大きな問題を抱えてしまうような判決が出されたわけでございます。その中身は、産業廃棄物の最終処分場につきましては設置届けを出せばいいというのが法令でございますけれども、しかし指導要綱を定める県では、指導要綱をクリアしないければ受理ができないという形で進めてきたわけなんですが、しかいろいろ努力をしたけれどもどうしても指導要綱の中の一部分がクリアできかないということで、業者はこれは何とかならないものかという形で裁判に持ち込まれたわけなんです。これについてその判決は、行政が法令をより細かく、より積み上げというか、より規制を細かくするような意味での要綱を定めて指導行政をする、これが個別的な問題については行政は違法です。これについてその判決は、行政が法令との不受理は取り消しをしなさい、そういうような判決が出されたわけであります。県の行政にとって指導行政というものは、まさに県民と法令との潤滑的な、より円滑な行政展開ができるような、行政目的が実現できるようなものとして定められているわけですから、この指導行政について、これは違法な行政のあり方だという形で取り消しをしなさいというような決判が出されたわけなんです。

そういうことについて、産業廃棄物処理施設の設置につきましては国の機関委任事務でありますから、國の方としてこの判決に対しても受け止められているのか、これをお聞きしたいと思います。特に、県からこの問題についてどうしたらいいでしようかという相談を受けた場合に、国は法令の範囲でやりなさいと言うだけでは、これはいかにも、機関委任事務としていたながら現実の県民

とのそれから事業者との摩擦の中で環境行政も含めて産廃行政をいかに円滑に進めるかという中で悩み抜いている自治体にとって、国が法令どおりやりなさいと言うのもおかしな話になろうかと思うのですが、その辺についてどう受けとめられているのかお聞きしたいと思います。

○三本説明員　ただいま先生お話しになりまして、  
た、栃木県におきます産業廃棄物の最終処分場の  
設置の届け出につきまして不受理をしたといふこ

とでそれの取り消し請求というのがあったわけですが、これは争いをいたしましては、県が廃棄物処理法のいわば行政を全体に円滑に行つていくという観点で行政指導を行つてきておりまして、その規範といつておられます。指導要綱といふ

うのがござります。これが行政処分になじむのかどうかといふことが争われたわけであります。御案内のとおり廃棄物処理法におきましては、届け出ということは法律に定まっておりまして、それは都道府県知事がいろいろ審査をしていく、その審査事務が機関委任事務としてあるわけであります。ですが、この指導要綱がそういう届け出処分との關係でどうなるのかといふことが争われたわけであります。

まず、私どもの理解いたしましては、どこの都道府県におきましても行政指導ということで指導要綱をつくりまして、産業廃棄物の処理業者あ

るいは排出事業者というものを指導しております。これは大変効果を上げているわけであります。しかしこの指導要綱は、実は廃棄物処理法に基づくものというよりはむしろ地方公共団体独自の権能として与えられております広い事務があるわけであります。それを効果的に進めていくところまで県が独自に判断をして作成されているものであるという理解をしておりますが、まず今回の判決は県のこのような行政指導自体を否定しているものではないということであります。しかし、廃棄物処理法に基づいた届け出が受理されなかつたことによる産業廃棄物処理業者の不利益と、広いこういう地方公共団体のいろいろな事務をやつ

ておりますが、それを効果的に行っていく、こういう行政指導の目的といたしておりますが、公益上の必要性とを比較考量なさっております、その上に立ちまして本件の不受理処分が一応違法である、こういう判断がなされたものというふうに理解しております。

ただ、この事件 자체は、実は周辺住民の同意をとるということが指導要綱の中にございまして、たまたまその関係者が二名おりまして、そのうち

の一名が納得していただかなかつた。県もかなり御苦労なさいまして、十年間にわたりまして指導してきたという経緯の中でこのようないくつかの判決が出来たものと、どうふうに理解しております。

○小林(子)ノ筆真  
木乃日三

問題は、県から国に対してもうしたらいいで  
しょうというふうに相談が来た場合に、勝手に考  
えてくださいという形になるのかどうか、この辺  
を聞きたいのです。

○三本木説明員 私ども県の方からいろいろな相  
談が参つておりますので、できるだけその相談に応  
じまして各都道府県を指導していきたいというふ  
うに思っておりますが、何分現在の法律が届け出  
制といいうわばある意味での限界がござります。  
都道府県におきましても、この点行政が大変やり  
にくいという状況がございます。

現在、廃棄物処理法の実は改正案の作業を進め

ておるところであります。できるだけ県の知識がやりやすい形、さらにはその地域の住民の皆さんが理解していくだけけるような形の施設の設置を促進していくことがございます。そのためには、各地方団体から御要望が出ております。産業廃棄物処理施設を届け出制から許可制へ切りかえるというような方向で検討しております。そういう中で各都道府県に対します指導が今まで以上に効果を上げることができるのはないか、あるいはまた、知事さん自身がいろいろな行政を展開していく上でかなり有効な行政のやり方かがこれでできるのではないか、こんなふうに考えております。

○小林(守)委員 わかりました。これ以上聞いても、どうしろというような、こうした方がいいといふような話はなかなか出てこないのだと私は思いますが、このように指導行政、要綱行政というものが非常に自治体では行われている実態の中で、今回の事例を考えてみると、やはり法令よりも

現実の方が進んでいる。問題が深刻になっているのだというような状況の中で出てきた問題なのではないか、どのように考えるわけでありまして。

自治体は住民の間に入って円滑な運営とか環境の保全、さらには廃棄物行政の確立という観点に立って、要綱行政を強めながら進めていくわけなんですが、このような地方自治体のあり方について一方では、要綱行政はむしからぬ、なぜ去命どね

一  
二  
三

りやらせないのだという考え方もあるのも事実であります。これらについて、一般論になりますけれども、自治省としてこの要綱行政についてどのように認識をし、これから考えていくとしているのか。今回の事例は、やはり現実の方が法律よりもさらに深刻になってきており、問題が多くなって進んでしまっている、そこでそこが生じているのだというような感じがするのですが、法改正を準備しているという背景の説明もございましたけれども、それらについてどう認識しているのでしょうか。

**○吹田国務大臣** このことは、廃棄物の処理、ご要綱行政と言われるようなものもいろいろやっていますが、私はそれは重要な機能を果たしていることが多いと思います。ただ、申し上げるまでもないことでござりますけれども、あくまでもこれは行政指導という範疇に入りますから、相手側の理解と協力の中でやっていくものだ、そういう性格のものであるということはあくまでもありますから、そういうところを踏まえて、しかし重要な機能を果たしておるものだ、このように私は思っております。

みの問題というの是非常に大事なことですね。先にして問題が起きてから行政がとやかくこれにタッチするというようなことになりますが、住民の方がもう早くからこのことについては言っているわけであります。だから、そういうことにやはり常に先行していかなければならぬわけで、ごみの

問題等はまさに手おくれの感があるのですね。これは御指摘のとおりですよ。私も、やはりそういう意味からいきますと、ごみの問題というものは

地方自治体が責任を持ってやっていくのだといふことになれば、それなりのことときちとひとつ県当局とも、その県内において基本的には片づけていく、県域で片づけていくということが前提で、しょうが、いずれこしましても我々自ら省としま

1

しては、地方公共団体が責任を持って推進していくことについての財政的その他の問題の援助については、これは今後御相談があれば十分配慮して、ここに行き詰まりのないように頑張っていかなければならぬ、こう思つておりますが、何しろ常に行政が後追いの形になるといふようなことがありますと、これは非常に大事な問題だけに今後支障を来しますので、これは厚生省と自治省とこれからよく相談をいたしまして、手違ひのないよう協力し合つていこうと思っております。

○小林(守)委員 それでは、次の質問に移りたいと思います。

鶴ヶ城とか白虎隊で有名な福島県の会津若松市  
内の町内の問題なんですが、個別的な事例という  
形になりますけれども、若干説明をさせていただ  
きます。

この会津若松市の中に七日町というのがござい  
ます。この七日町というのは、JR会津若松駅か  
ら一つ目の駅のすぐそばにある。旧町名が祝町と  
いわれたそうなんですけれども、戸数が約六千戸  
の集落があります。かつてはそのように祝町とい  
われていて、城下町の外れに位置をしていたので  
すが、今日では、駅周辺ということをございまし  
て、さらに旧越後街道の沿道ということもござい  
まして大変開発が進みまして、周辺には新興住宅

地がどんどん広がっている、中心街になりつつある、そういう地域なんですけれども、この地域の私の友人から次のような実態を知らされたわけでございます。

それというのは、そこに住んでいる方は自分の土地を处分して売る事ができない、こういうことなんだそうでありまして、なぜかといいますと、地籍が確認されていないのだ、それで公園には地番が入っていないということなんですね。これは六十戸全員なんですね。それで、登記簿謄本もきちんとしたものはありませんから売買ができるないというような実態であります。この問題について会津若松市では、昭和六十一年に国土調査を行つてきたわけなんですが、その集落については、どういう事情があったのかよくわかりませんが、できなかつたということなんでしょう。やらなかつたのかもしれません。しかし、その集落の周辺は全部ちゃんと地籍調査ができているのです。そういうことがありました、まあ地籍調査といふのは、町づくりとかさまざまな行政サービス、これからさまざまな計画を立てていく上でなくてはならない基礎的なものなんですけれども、この地籍調査が行われていないという実態がさまざまなものであります。

まず、国土庁の担当者にお聞きしたいのは、地籍調査といふのは、どういう意義や目的で、どうが行うべきものなのか、これをちょっと確認したいと思います。

○段本説明員 お答えいたします。

国土調査法に基づく地籍調査につきましては、一筆ごとの土地につきまして、その所有者、地番及び地目を調査するとともに、境界の調査及び測量を実施するものでございまして、それを地図及び簿冊にまとめまして、その後に都道府県知事の認証を経て登記所に送付され、不動産登記業務になつております。当該会津若松市においても市町村が今まで実施してきたというふうなことでござります。

卷之二

○小林(守)委員 実施主体は市町村ということなんですが、この旧祝町、七日町の町内は国道とか市道に面して、その部分に囲まれているような地形になってしまいます。ということになりますと、国道や市道はどうなんでしょう、これをつくるときに境界といふものが確定しないとできないのじゃないのですか。その辺もちょっとわけがわからぬのですけれども、要は、官民境界の確認というものができないといふのはやはりちょっと問題があるし、それができないで道路がつくられてしまうというところにも問題があると思うのです。国が県か市かわかりませんけれども、いわゆる所有者との間でこれを明確にしていないということを見ますと、いわゆる官側に行政責任があるのではないか、そのように感じるわけなんですが、逆に言えば、一方的に境界を決めてしまっているのかどうか、この辺をちょっと教えていただきたいと思うのであります。

○段本説明員 通常、国道、市道の私どもの地籍調査に関しましては、官民境界と称しまして、道路の管理者である官側と、それからもう一方の当事者でございます民間とが出て境界を確認していくというふうな格好で地籍の成果を得ております。

なお、用地交渉につきましても、同じような手法で官民出ながらくいを定めていくという方法が各事業省でもとられているものというふうに考えております。

○小林(守)委員 ですから、官民の境界が確定すれば、それから先のところはどんどん進むのではなくいかと思うのですね。民民同士で、いろいろな人間関係の中でこじれてしまつて境界確認ができないなど、これは個別的な事例になります。しかし、官と民との間では、これは道路をつくるときにはきちっとやらなければならぬことなんではないでしょうか。これは個別的な事例になりますけれども、この問題についてはどう認識されておるか、こういうものが放置されているということござります。

兩

お聞きしたいと思うのです。

○段本説明員 お答えいたします。

まず、官民境界と道路で囲まれた土地というふうにござります。当然、地籍調査を実施する前に、は官民の側を確定していくこともまた重要でござりますが、同時に、調査の効率等から見ますと、やはりその中に含まれる民民もきちんと確定し、かつ、登記所に受け付けてもらう場合には中の民民もすべて確定しなければなりませんから、全部一括調査を実施するという方法をとつていただきたいと考えております。画

なお、先生御質問のございました会津若松市の事例につきまして、私どもの方で調査いたしましたところ、会津若松市では、当該地区につきましては昭和三十五年度に地籍調査が実施されたようございますが、その後、耕地整理事業が現地で実施されまして、この換地処分がおくれ、その間に宅地開発等、別の事案が発生して調査結果が現況と著しく異なって、結果的に認証に至らなかつたというふうに伺っております。なお、今この地区と同様に認証に至つてないところが、会津若松市で十八平方キロメートルほどあるようでございますが、平成三年度から六ヵ年計画でこれを再調査いたしたいというふうに伺っております。

なお、国土庁といたしましては、関係住民の皆さんなど、関係土地所有者の協力を得ながら、島それから市町村を十分指導し、一日も早く適正に処置がなされるよう努力してまいりたいと考えております。

○小林(守)委員 そういうことで、やはり指導助言を含めながら、財政的な援助も含めて早急に進めていただきたいと思いますが、要は、土地が固定されないと、しかも、そこに住んだ人が長く居つかないというような問題もあるようです。さらに、市内平均の下水道の普及率を見ますと、会津若松市の下水道普及率は七〇%なんだけれども、この町内は三〇%だ。さらに、固定資産税の問題にも関係するかどうかわかりませんが、駅

四

辺の取り廻まれてゐる地域の坪単価が大体三十万だと言われますけれども、その集落の中は七万円ぐらいだと言われてゐるのですね。このような実態があるわけなんですかけれども、今日の民主主義と人権というか、そういう観点に立つて見ましてちょっとおかしいのではないか、見過ごしにできない問題ではないのかと私は思うわけなんです。

これについて大臣にちょっとお聞きしたいのですが、このような実態について、行政はそういう地域を無視してきているのではないか、行政の不公平な取り扱いがあるのではないか、地域住民の協力が得られないとかなんとかではなくて、やらなければならないことは必死になつて中に入つていつてやるという姿勢がない限り、この問題は解決していくのではないか、住民のせいにするというのはちょっと間違いだなというふうに、いろいろお話を聞いて私は考えたのです。大臣、私が今までお話しした中で、お気づきになつているこういう町内の自治の問題、ここらについてどのようにお考えになつておられるか、ちょっとお聞きしたいなと思っています。

○吹田国務大臣 ただいまの会津若松地区におけるこうしたこと、私も初めて伺つて実はびっくりしておるわけですが、地籍問題はある程度、近時いずれの市町村におきましても相当進んでおるといふふうに思つてはいたのですけれども、特殊な事情があるんだろうと思いますが、この辺はまた私どもも、市町村を通して自治省としましてもよく伺つてみまして、状況が関係省庁と協力し合つてできることであれば努力しなければなりませんが、特に自治体の問題でありますから、私の方から特に意見を聞いてみたい、こう思つておりまします。私も今初めて伺つたことでありますから、すぐどういうふうにしなければならぬというようなことを具体的に申し上げることには戸惑つておりますので、御理解いただきたいと思います。

○小林守委員 私は、まさに行政の怠慢、それから行政の差別、これがあるのでないかという

地域の  
文化

ふうに言わざるを得ないのでですが、総務庁の担当室長さんによると、この問題についてどう認識

○森田委員長 総務庁、来ておりますか。

○萩原説明員 来ておりますが、今の御質問に直接にお答えするような内容ではないと思うのですが

○小林(宇)委員 答えられないということなんですか。私は、これは行政の差別だよというふうに言つてゐるんですが。地域の問題、地域改善の問題

題ではないのかというふうに私は認識しているんですが。

○森田委員長 課が違うんですか、担当課と。ということではなくて……。

○萩原説明員 今のは地域改善の問題としての御質問でしょうか。

○小林(守)委員 はい。

○森田委員長　総務省農原地域改善課次長  
○萩原説明員　議員の御質問が地域改善というこ

とでおっしゃいませんでしたので、私もどもとしてお答えするのは不適当であろうか——まさに行政

水準の問題として地方公共団体はどのように対応すべきか、こういう問題であつたわけでございま

すが、総務庁の地域改善対策室として答えるとい  
うことでございますと、私どもは、地域改善の間

題に関しましては、特別な法律をもちましてこれ

まで昭和四十四年以来やってきてむしろ一般の行政水準に対しまして補助率もかさ上げするし、

地方交付税においても特例の措置を講ずる、あるいは起債についても、一般の地方公共団体の例よ

りもその事業に関してはより有利な条件で起債を認めることで対応してきておるわけでござ

る舌の具本的な二つがそつぱうせんらである  
います。

本語の具体的なところを述べておきたい。この問題がどうかについては、私ども個別の事例について述べておきたい。

申し上げることは差し控えさせていたたきますが、行政としてはそういうことをやってきておる

○小林(守)委員 この問題については、運動団体  
つもありでござります。

別ではないのかという形でいろいろと交渉されている問題なんですが、当の福島県や会津若松市は差別はないというふうに言っているのです。まさに、今さまだこんなことを言っているのか、何年国を挙げて事業をやってきたのか、極めて残念だなというふうに言わざるを得ないと思うのです。私自身も歯に衣を着せたような質問をせざるを得ない状況にあるわけでありますけれども、本来ならばもっともっと堂々とこれはやるべき筋だと思いますが、しかし、当の当事者がやはりいろいろな背景の中でみですからが自覚をしてさまざまな差別をなくす運動なり生き方の中でそれを克服していく、そういう自覚というものが高まつていいというようなことを考えますと、十分私も配慮した聞き方をしてきたつもりでありますけれども、極めて差別のない、しかも人権、民主主義、こういうものを国はとする我が国にあって、憲法の中にあって、こういう実態的な差別の集積としか言いようがない弊があるということ自身、しかもこれが地方自治体の中にも明確にあるということを深く私たちを考えて、やはりこの問題について相当積極的な姿勢で地域の実態の改善のために、少なくとも改善のために取り組む手などをつくり出していかなければならないのではないか、そのように考える次第でございます。

時間がもう幾つもなくなりましたので、幾つかの用意をしていた部分が抜けてしましましたけれども、後の方も用意されていると思いますので、以上で終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○森田委員長 草野威君。

○草野委員 私は、今回の地方税法の改正の中をおきまして、主として土地税制の見直し、この点を中心にしてお尋ねをしたいと思います。

先ほどから議論されているところでございますが、収分全額個人住民税の減税に充てる、このように言っておるわけでございますが、総額約六千五百

億円。この固定資産税につきましては、自治体にとって非常に安定した税、また基幹税的なものである。そして、その性格は政策税制にはじまない、こういうふうにされてくるわけでございまして。今回の税制改正による増収とは異なるわけでございますが、減税を固定資産税の自然増収で補てんする、こういうことになるわけでござりますけれども、その整合性、こういうものにつきまして自治省はどのようにお考えになつておられますか。

いたしまして、この増収分を全額個人住民税の減税に充てるべきではないかということになつたわけをございます。

そういう意味で、固定資産税の評価がえの増収分は、理論的に当然のことながら、個人住民税の減税に充てられるというような性格のものでないことは当然のことのございまして、今回の増収分というものが非常に大きいということを勘案いたしまして、そういう個人住民税の減税に充てる、しかもそれが直接的ではございませんけれども評価がえの円滑な推進にも役立つということにもつながるわけでござりますので、今回はこういう措置をとることによって、もうございません。

とつて非常に安定した税、また基幹税的なものである。そして、その性格は政策税制にはじまらない、こういうふうにされているわけでございます。今回の税制改正による増収とは異なるわけでございますが、減税を固定資産税の自然増収で補てんする、こういうことになるわけでございますけれども、それの整合性、こういうものにつきまして自治省はどうのようにお考えになつておられますか。

○湯浅政府委員　今日は三年に一度の固定資産税の評価がえの年に当たるわけでございますから、通常の場合でございますと、この固定資産税の評価がえに伴つて増収のあるものはいわば自然増収でありますけれども、今回の評価がえは、最近の地価の高騰を踏まえまして、特に大都市地域におきまつてかなり高い上昇率を見て、いるわけでございます。しかも、その上昇率を受けまして評価がえをするわけでございますから、これはやはり相当の評価をしていかないと整合性がとれないというような問題もございましてこの評価がえを実施したわけでございますが、それに伴う増収額というものが通常の年に比べてかなり大きなものになつくるということになります。

結局、地方税負担全体の負担水準というものがどういうふうに考えるかということにもつながりかと思うわけでございますけれども、こういう引き税收があつた場合に、これをそのまま収入だけを計上していくということになりますと、地主税負担が総体としてかなり大きくなつてくるということになりますので、これによる増収分と之ものは、やはり何らかの形でお返しをしなければいけないから、では一体それはどういう形でつらいいのかということいろいろ議論をしておりますので、個人住民税といふものに着目

いたしまして、この増収分を全額個人住民税の減税に充てるべきではないかということになつたわけでございます。

そういう意味で、固定資産税の評価がえの増収分は、理論的に当然のことながら、個人住民税の減税に充てられるというような性格のものでないことは当然のこととございまして、今回の増収分というものが非常に大きいということを勘案いたしましてそういう個人住民税の減税に充てる、しかもそれが直接的ではございませんけれども評価がえの円滑な推進にも役立つということにもつながるわけでございますので、今回はこういう措置をとらせていただいたということでございます。

○草野委員 固定資産税の評価がえに伴う地方税源の偏在という問題でございますが、大都市の場合、当然でございますが、地価高騰によつて大幅な増収というのが見込めるわけでございますね。地方によつては減収、こういうことになるわけでございますが、増収を見込めない自治体に対する財源補てんはどのように考えておられますか。また、大都市と地方との格差について、税源の偏在といふものについてどうするか。さらにもう一点は、減収が予想される団体の数、これはおわかりになりますか。

○湯浅政府委員 御指摘のように、固定資産税の評価がえは、地価が上昇したところにおいてこの固定資産税の増収が大きいわけでございますので、当然のことながら地域によつてアンバランスが出てこよろかと思います。増収のない団体につきましては、全体の地方財政対策の中で措置をしてもららうということにならざるを得ないわけでございまして、具体的には地方交付税などによりまして財源調整を行つてもらうべく、私どもとしては関係部局にお願いをしているところでございます。

増収のないところとそれから増収のあるところでは、当然のことながら税源の偏在の問題も出でまいります。その税源の偏在という問題についていは、これは我が国の経済構造が地域的にどうして

うものが不可避なわけでございますけれども、これは基本的にはやはり、地方交付税制度といふのを通じてその財源の偏在を是正していただきたい外に方法はないわけでございますが、地方税を当する立場いたしましては、できるだけ税額偏在のない税目、それから税源の偏在が起らぬいようなそりやう課税の仕組みというようなことを今後とも常々心がけていかなければならぬと、いうふうに考へておるところでございます。

税源の偏在の問題になりますと、今御指摘の定資産税の税収以外に大きなものとしては法人税の問題がござります。法人の関係税は、大企業あるいは企業活動が盛んな地域においては税が余計に入るというようなことで、従来からむろん法人関係税の偏在というような問題が主として税源偏在の問題として起こつて来たわけでございまして、いろいろな機会にこの税源偏在を地方の立場からも再検討するようになっております。例えば最近でも行政改革推進審議会におきましても、例えは消費譲与税について富裕団体については譲与の制限をしたらどうかというような御意見もございまして、こういう税源偏在の問題についでは、これは私ども、地方税を取り扱う立場かもよく検討をして、税源偏在の起らないよう税課税方式を今後とも検討してまいりたいと思つます。

なお、この増収の方が多い団体あるいは増収方が少ない団体という団体ごとの状況につきましては、実は把握をまだしていないわけでございますが、基本的には、個人住民税は平成三年度一でやつてしまつという予定でございます。それから、固定資産税の評価がえに伴う増収は、負担調整措置がござりますから徐々に上がっていくこととでござりますから、平成三年度限りで限りでは、減収の方が多い団体の方がかなりきちんと普通の形じゃないかなという感じがしております。

○草野委員 同様なことでござりますけれども、この住民税を減税してもその恩恵は全くない方、固定資産税の負担のみ、こういう方が当然出てくるわけですね。どうでしょう、これは。こういう方々はどのくらいいらっしゃるか、大まかな数字、おわかりになりませんか。また、こういう人たちに対する配慮、何か御検討されていらっしゃいますか。

○湯浅政府委員 ただいま申し上げましたとおり、この住民税の減税というものが固定資産税の評価がえに伴つて当然行うという性格のものでないということをごぞいますので、固定資産税の負担の増加と個人住民税の負担の減というものがプラス・マイナス相殺されるかどうかといふことは、これは理屈の上からもなかなかそれを相殺できることでござります。従つて、個人住民税の減税を行つたものでないといふことは先ほど申し上げたとおりでございます。

そういう観点から考えますと、固定資産税の評価がえに伴うこの負担の増というものは、固定資産税の増に伴う負担調整措置といふ形あるのはその他の負担の軽減措置といふ形で、やはり固定資産税は固定資産税なりに配慮していかなければならぬ問題ではないかというふうに考えられるわけでございまして、従来から御説明していくとおり、住宅用地につきましては二百平米までは四分の一、それから二百平米を超える部分については二分の一という特例措置を講じまして、そしてこの居住用の土地につきましてはできるだけの軽減措置を講ずる。しかも、今回の評価がえに伴いまして、特に住宅用地についてはできるだけならかな負担増をもたらすよう負担調整率一・一までの範囲に入つてくるんじゃないかというふうにも考えられますので、特別に低所得者層あるいは年金生活者に対する御配慮という形で今回措

○草野委員　今のお話でございますが、一定規模以下の小規模住宅の用地、こういうところの宅地については、その軽減措置につきまして、一昨日の大臣答弁におきましたが、ほとんどの住宅用地は前回の評価がえのときと同様な負担増加にとどまつておる、こういうようなお話を、そういうことで今回は住宅特例の拡充は行わなかつた、こんな感じの答弁になつておると思うのですね。しかしさやはり、今回のこの固定資産税の評価がえによって住民の負担は増大することは予想されるわけですね。したがつて、現在たしか特例措置は四分の一でござりますけれども、やはり次回におきましては五分の一程度に軽減をすべきじゃないか、このように思うわけでございますが、いかがでしようか。

○湯浅政府委員　住宅用地につきましては、今回の評価がえにおきましては特に配慮をいたしまして、できるだけ税負担が一度にふえないようにして、ということで、通常でございますと三年目には評価額課税になるという負担調整措置を從来は講じておりましたけれども、今回は、三年目になつても評価額課税にならなくともやむを得ないんじやないか、五年程度かけて評価額課税にするということをめどにした負担調整率というものをお願ひをしているところでございまして、こういしながらかな負担調整措置を講ずることによりまして、先ほど申し上げましたような、住宅用地のほとんどものが前回の六十二年度評価がえのときと同様に、負担調整率一・一までの範囲にとどまるということになつたわけでござります。そういうことで、今回はこの小規模住宅用地の特例等については、これは現行どおりにお願いをするということです。

○草野委員　今同時に、次の評価がえの平成六年度の評価がえといふものを考えますと、ことしの一月二十一日の総合土地政策推進要綱にも決められたとおり、公的 土地評価の相互間の均衡を図るという観点から、固定資産税の評価につきまして、地価

公示の一定割合を目標にしてこの評価がえを実施していくこうということが既に方針として決められています。しかしその場合に、このままでありますと相当の税負担の増加というのも考えられますので、この際に住宅用地の問題については、できるだけ負担の増加がないようにという、そういうことを考えながら次回の評価がえをやっていかなきやならないだろう。その場合には、負担調整措置の考え方を見直すなり、あるいは今御指摘の住宅用地の特例措置のあり方というのも当然見直しの対象として考えていかなきやならないだらうということで、今回の評価がえにおきましてはおおむね前回同様の負担調整率の中に入つてまいりますので、この問題は、平成六年度の評価がえの際に総合的に検討する課題として私どもとしては残していただきたいというふうに考えていて、ところでございます。

○草野委員 前回の評価がえのときと大体同じくらいの負担だ、そんなことで今回は住宅の特例措置の拡充を行わなかつたんだ、そういうお話の中で平成六年のことにも触れておられましたけれども、それはまた後でお尋ねするといいたしまして、その固定資産税につきまして、居住用住宅、それから投機が目的の土地だと、それから法人の土地だと、個人の土地だと、さまざまな利用形態があると思うのですね。私は、その固定資産税の、現在その税目が一つになつているわけでございますが、土地の利用形態に合つた課税方法、これをやはりとるべきじゃないか、このようと思ひます。そういうことで、やはり検討をぜひともしていただきたいことは、この税目を分けて、例えば第一種固定資産税とか第二種固定資産税だと、か、そういうことを今後検討すべきではないか、このように思ひますが、いかがでしょうか。

○湯浅政府委員 ただいまの用地に対する固定資産税につきましても、御案内のとおり、用途別にいは田、畠、煙、それから山林、その他の雑地とか、幾つかの地目に分けまして、評価基準を別々

• 电影名：《无间道》；导演：陈可辛；主演：梁朝伟、刘德华、彭于晏。

に定めて評価をし、税負担をお願いしているということです。今御指摘は、その宅地の中の用途といふものをもう少し細分化して課税をすることが考えられないかということではないかと思うわけでございます。

それから次に、固定資産税の問題でございますが、固定資産税の役割とか固定資産税の性格、こういうものについてはどのようにお考えになつてありますか。

○湯浅政府委員 固定資産税は、一般的に私ども考えておりますのは、土地や家屋というような固定資産を持っているということと市町村の行政サービスとの間にはいろいろな受益関係がある、その受益関係に着目いたしまして、資産価値に応じて所有者の方々に税負担をお願いする、こういうことが基本的な性格ではないかと思うわけでござります。同じ資産を持ちながらなぜ土地と家屋だけに税負担を求めるかという点を考えますと、これはやはり市町村の行政サービスとの受益関係といふものがあるからそこに税負担を求めるという性格に基づいて、それでは一体それをの税負担は具体的にどういう形で求めるかというと、資

である、また、追い出し税的な性格もない、こんなような認識でいいんじゃないかと思います。そんなことを前提にいたしまして、先ほども出した平成六年度以降の評価がその問題でございまますけれども、これもたびたびお話を出ておりましたように、土地基本法の趣旨を踏まえ、相続税評価との均衡にも配慮、速やかに地価公示価格の一 定割合を目標に均質化、適正化の推進、こういうことですね。そこでお尋ねしたいのでございますが、地価公示価格の一一定割合を目標にするということでございますが、当初自治省は、約七割程度、こういうふうなことを念頭に置いておられたというような話を耳にいたしました。今回これは一定の割合ということできちつと明示をされてないわけですが、その明示をされてない理由由、また、目標とする一定割合というのはどの程度を考えていらっしゃるのでしょうか。

もので果たして税負担がどうなるのか、そういうことを検証しないで七割というのをいきなり持ってくるのはいかがかといふような議論もございまして、この点についてはできるだけ早い機会に一定割合というものの内容を自治省として詰めていきたいと考えておりますが、当面の問題としてはこれは一定割合という形で書かせていただき。しかし、この一定割合というのは地価公示の一〇%とか三〇%とかいうような低い率を私どもは想定しておりません。公的土地区画整理事業の均衡と適正化を図れという土地基本法第十六条の規定の趣旨から考えましても、やはり相当程度の均衡というものを前提にして固定資産税の評価を考えていかなければならぬのじやないかといふように考えておるわけでございまして、こころ中身をこれから詰めていきたいというふうに考へておるところでございます。

近づけるということは言うのはやすいけれどもなかなか難しい問題があることも事実でございまして、いろいろな方々から固定資産税の評価が低過ぎるというおしかりをいただいているわけでございましたけれども、最近特に地価の急騰した地域におきましても地価公示がどちらかというと取引価格に引っ張られているというようなこともありますけれども、また他方、固定資産税の方はやはり評価がえによって直ちに税負担に結びつくというふうな問題もございまして、なかなか思うように上昇されなかつたというようなことがあって、結果的にどういう開きが出てきたことも事実でございります。

こういうことの反省の上に、平成六年度においては地価公示価格の一一定割合を目標にして、評価は評価としてやはり均衡をとつていかなければならぬだらう。しかし、それに基づいて出てきた税負担をそのまま税負担として求めるということと

産価値に応じて税負担をお願いしよう、これが固定資産税の基本的な性格ではないかと思うわけでござります。

この税は、もともとは国税でございましたけれども、昭和二十五年のシャウブ勅告によりまして、この税が地域的に非常に偏在性の少ない普遍的なものであるということ、あるいは税収が景気などに左右されない非常に安定的な税収であるということ、市町村の基幹的な税目としてこれを位置づける、そして市町村の安定的な財政運営にこれを役立たせようということで、昭和二十五年のシャウブ勅告以来一貫して市町村の税として位置づけられ、今日まで来ているということをご存じなさいますが、そういうことで確かに固定資産税

公示制度そのものもいろいろと改善の余地があることは、どうもふうに聞いておりますが、そういう地価公示制度の改善も前提にしながら、固定資産税の評価につきましては地価公示価格の一定割合を目標に評価の推進をしてまいりたいと考えております。このございまして、この一定割合につきましては、議論をする過程におきまして今御指摘のように七〇%という議論が出たことも事実でございます。この根拠になりましたのは、地価公示と固定資産税との間にいろいろな性格の違いによって、地価公示というものは取引価格を非常に重視した評価制度だということを考えますと、これをそのまま地産税の基準地価格は地価公示の七割程度を確保していくわけでございますので、そんなこともございまして七〇%というものが一つの議論の出発点としてあつたことは事実でございます。

○草野委員 いろいろと検討をされておられるうでございます。しかし現在、この評価額の標準、全国平均で三六・三ですかそういう数字を出ておりますけれども、こういうことにつきましてマスコミなどの論評を見ておりますと、保有地を強化する自治省の姿勢というものが全然うかがわれない、このような論評でござりますけれども、こういうことについてはどのように受け取ておられますか。

○湯浅政府委員 確かに、大都市地域を中心として、基準地の固定資産税の評価額と地価公示価格とを比較いたしますと、固定資産税の評価額が相当低いということは事実でございます。今日本の平成三年度の評価額がえにおきましても、そういうことを考えて、大都市地域の評価額がえにおいはかなり高い伸びを実はお願いしているわけですが。例えば京都市などは、八〇%を超える率で昇率をお願いしているというようなこともやってる二ヵ月かつて、さらつて地価公示額等によ

○草野委員 いろいろと検討をされておられるうでございます。しかし現在、この評価額の標準、全国平均で三六・三ですか、そういう数字を強化する自治省の姿勢というものが全然うかがわれない、このような論評でございますけれども、こういうことについてはどのように受け取ておられますか。

○湯浅政府委員 確かに、大都市地域を中心にして、基準地の固定資産税の評価額と地価公価格とを比較いたしますと、固定資産税の評価額が相当低いということは事実でございます。今、の平成三年度の評価がえにおきましても、そういうことを考えて、大都市地域の評価がえにおいてはかなり高い伸びを実はお願いしているわけですが、これは、やはり伸びる傾向でござります。例えば京都市などは、八〇%を超える率でございまして、こういう点を考えますと、地価公示率をお願いしているというようなこともやつておられるにもかかわらず、なおかつ地価公示価格に対しては相当低い水準にあるということです。昇率をお願いしているというふうなこともあります。近づけるということは言うのはやすいけれどもなかなか難しい問題があることも事実でございます。いろいろな方々から固定資産税の評価が低過ぎるというおしかりをいただいているわけですが、これまで、また他方、固定資産税の方はやはり評価額がえによって直ちに税負担に結びつくというような問題もございまして、なかなか思うように上げられなかつたというようなことがあって、結果的にどういう開きが出てきたことも事実でございます。

こういうことの反省の上に、平成六年度においては地価公示価格の一一定割合を目標にして、評価額は評価としてやはり均衡をとつていかなければならぬだらう。しかし、それに基づいて出てきた税負担をそのまま税負担として求めるということ

なるとこれは大変でございますから、これについては、よく評価は評価として均衡化、適正化を図つた上で、この税負担を求めるに当たつてどういう姿がいいか、負担調整措置の年限はこれでいいのか、あるいは、先ほど来出ております住宅用地の特例措置というもののあり方がこれでいいのかどうかといふようなものを含めまして、この税負担のあり方といふものは別に検討していかなければならぬというふうに考へておるところでござります。

○草野委員 その実勢価格に近づけるということは非常にいろいろな困難な問題を伴う、特に税負担の問題についてはどうするか、こういうようなお話をいろいろあつたわけでございますが、ここのこと、ちょっと私よくわからぬわけでございますけれども、実勢価格と評価額、この乖離があるということです。これは固定資産税が低いということですね。評価額が低いということ。逆に、地価が安定すればその乖離といふのは少なくなる。昭和五十年代にもそういう時代があった、こういうことです。

今いろいろなお話をございましたけれども、平成六年を目指してその一定割合を目標に、こういうことでござりますけれども、これは固定資産の評価額を実勢に近づけるということなんでしょうが。それとも、地価を引き下げる努力をして実勢価格を固定資産の評価額に近づけるよう努めることを前提にいたしますと、地価の安定といふものには今回の政策といふものが当然反映してくるのではないかといふふうに考へられる点は御指摘のとおりでございます。同時に、地価公示そのものにつきましても、昨年の十月に出ました土地政策審議会、これは土地基本法に基づく審議会でございますが、この審議会の答申などを見ますと、地価公示そのもののがどちらかといふと取引事例に引っ張られて高い地価を追認してい

るのではないかという意見があつた。この地価公示そのもののあり方につきまして、今までのようない評価ではないに、例えば収益還元価格といふ要素をもつと入れるとか、投機的な要素をもつとあつたがって、地価公示が今までのようない形であります。な、そういうことも改善策として地価公示そのものの方の改善策も出でるわけでございます。しかし、地価落として地価公示を出すようにというような要素をもつと入れるとか、投機的な要素をもつと移動していくこともちょっとと考えられないという点もございます。

そういうこともあって、私どもは、固定資産税の評価そのもの、だんだんバブルがなくなつてくればやはり一定の水準まで近づける必要があるだらうし、また、地価公示そのものも今までの反省に立つて改善をしていくことであれば、両方が相まってやはり一定の割合というもので均衡をとつていくという必要があるのではないかと仰ふうに考えて、今回のこの一定割合というものをお願いしようとしているところでございます。

○草野委員 確かに地価公示自体についてもいろいろお題があると私も思います。ただ、こういうことをお尋ねしたのは、先ほども申し上げましたように、七割という数字を伺つたときに、果たしてそれでいいのだろうか。政府は、少なくとも不動産に対する金融規制措置であるとか数々の税制改正措置を行つてあるわけです。当然地価の引き下げといふものに対して、総理の答弁もあつたようですが、こんなふうに感じたものですからちょっとお尋ねをしたわけでございます。これからも政府としては、ともかく地価の引き下げに対して全力を傾注し、取り組んでいただきたい、このように思つてございます。後でまた大臣が来てからも、この問題について伺いたいと思います。

五十三年に改正をされまして免除制度が創設を

された。今回の改正案におきましては、三大都市圏の特定市、また十年間に限る、それから、免除制度の対象から青空駐車場、資材置き場、屋外運動施設等、こういうものを除外する、こんなことがあります。一つは、今回なぜこの改正案の中で地域と期間というものを限つておるのか。地域、期間。それから、税調の答申におきましても、免除制度そのものを廢止するか、また縮減をすべきである、こういうような答申も出でたと思うのです。まず初めに、この二点についてお伺いをいたします。

○湯浅政府委員 御指摘のように特別土地保有税というのは、最初にできましたときはむしろ投機的土地区引の抑制というのに重点が置かれまして、昭和四十八年にできたときにはいわゆる免除了制度といふものがなかつたわけでございます。それが、やはり土地を有効利用しているものまでこそ、やはり土地を有効利用しているものまでこそ、やがて、昭和五十三年度の改正で、土地を有効利用している場合にはこの特別土地保有税を免除していこう、こういう制度に変わつたわけでございます。

ところが、この免除制度ができたといふことで、これは本来、恒久的に利用に供されるると認められる土地である場合にはこれはもう免除をしてもらひのではないかといふことであつたわけでございますが、実はこの免除制度の中には、土地だけを利用する制度、例えば青空駐車場でございますとかあるいは資材置き場というような名目で有效利用していると主張して、そして特別土地保有税の免除の対象にしてもらつておられたという事例が非常に数多く出てきた。特にこれは大都市周辺などでそういうものが出てきたというようなことがございまして、これを放置しておきますね。保有分、取得分の合計額が七百七十八億、免

並み課税の対象地域、ここに限定をして免除制度についての見直しをしたわけでございますが、やはりその地域というのは地価も高騰して土地問題が非常に問題となつている地域だということに着目いたしまして、三大都市圏の特定市に限定をいたしました。しかも十年間という期間をつけて、この三大都市圏については免税点の引受けをしたいたいと思います。

○草野委員 かなりの効果が出る、こういうことでございまして、最近では免除額が徴収額の倍以上になつた、こういう数字がござりますね。保有分、取得分の合計額が千八百九十四億、これは昭和六十三年度の数字のようですね。こうしたことでございましたが、今お話の中にありましたように青空駐車場その他ございましたが、これらを免除制度から除外した場合、その分の徴収額というのほどのぐらいに

なるのでしょうか。

○湯浅政府委員 今回の特別土地保有税の見直しによりまして、マクロの数字でございますが約七百億の增收を予定いたしております。しかし、それには免税点の引き下げの分も入っておりますので、免税点の引き下げとそれから今の免除制度の強化と分けてそれぞれ幾らというような積算は実はしていないでございまして、ちょっとその辺の数字は不明でございます。

○草野委員 また改めて伺いたいと思います。青空駐車場は今回免除制度から除外した、こういうことでございますが、この青空駐車場といふのはどういう形態をしたものか指しておるのでありますか。

○湯浅政府委員 今回免除対象から除外される青空駐車場といふのは、一番の問題は、駐車場として継続的に利用されるかどうかということが客観的、外形的にはつきりしているかどうかということが一つの判断基準ではないかと思うわけでございます。そういうこともございまして、今回の免除対象の基準といたしましては、三大都市圏特定市におきまして、建築基準法の建築確認を受けて完成後検査済証を交付された建物、または構築物を伴つて恒久的に駐車場として利用されるということが客観的、外形的に明らかな施設、こういうふうに御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○草野委員 大変厳しい基準を設けた上でござりますけれども、大臣も聞いていただきたいと思

いますけれども、ちよつと逆なことを言うような

感じで自分でもじくじたるものがあるのですけれども、現在、駐車場問題が非常に深刻になつておりますね。昨年道交法が改正されまして、そして

今実施されておりますけれども、この青空駐車と

いうのは大変な厳しい罰則が科せられて いるわけ

ですね。駐車場対策といふのは一つの大きな社会

問題になつてゐると思います、連日テレビ等で報

されていますので、すべてのものではないというこ

とを御理解願いたいと思います。

いか、実態的にはきつとした形じゃなくても、それがどういったものではないか、こういうところが駐車場で使われておるもののが多いのじゃな

いが、実態的にはきつとした形じゃなくても、それがどういったものではないか、こういうところが駐車場で使われておるものが多いのではないか、こういう感じを持つ

ものが多いためではなあいか、こういう感じを持つ

いるわけなんですか。

そこで、今青空駐車場とそうではない駐車場と

実態的には何らかの形で駐車場として使われておるものが多いのではないか、こういう感じを持つ

ものが多いためではなあいか、こういう感じを持つ

的な状況だと思うのです。こういうことについてどのようにお考えになりますか。

したいと思うのです。既設のこういう市営、県営住宅等につきましては要するに車庫がゼロなんですね。駐車場がゼロ。しかし実態としては、公園であろうと市営住宅であろうと、同じように車を持っています。保有している。割合は変わりません。したがって、これから新規に建設されるものについては、やはり駐車場は何らかの形で設置をしていく。また既設のものについても何らかの方法で考慮をする、こういうことをぜひともお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吹田国務大臣 私も予算委員会に出でおりましたのですから、おくれて帰つてきました。失礼いたしました。

ただいまのお話は極めて深刻な問題でありますし、大事な問題であります。特に、道路の駐車禁止、そして、今後すべて駐車場を持たなければならぬということがらいたしましても、この義務づけからいきましても、駐車場の設置というものは非常に大事なことで、交通関係からも私どもは考えていかなければならぬと思っております。

ただ、駐車場の問題と住宅問題というのは所管が違うのですから、先ほどから税務局長もいささかこれに対する答弁は苦慮しておりますが、私の方も建設大臣等とまた協議をいたしまして、しきるべく措置をとっていかなければならぬというふうな感じを受けております。特に、これから交通事情というものが厳しく取り締まられることがになってまいりますと、さらに現状の住宅団地におきましても、不足しておる駐車場というものを設置することをまず早急に考えていかなければなりませんし、これから新しくつくられるアパートやその他のそうした住宅建築に対しましては、当然駐車場といふものは義務的にでもこれを設置していくというようなことになってくることが適當だらうと思いますので、私も十分承知しておる話でもございませんのですから確たる御回答はできませんが、ぜひそういうふうにいたしたい。

ただ、青空駐車場の課税問題等につきましては、私も実は高輪宿舎にいるわけであります。そ

うしますと、旧高輪の町でも、最近におきましては本当にもう歯が抜けたようにぼつぼつぼつと、建物が壊されていきました。これは恐らく、これは私の全くの想像にすぎませんが、相続税等の問題からとてあるの場所でさらに営業を続けることが難しいということから遠く市外に出ていくのではないかなあ、それを受けて不動産会社が買取つておるというふうに受けるのですけれども、あるいはそれ以外の方法でもありますし、これが、一応不動産会社のものになつておるようになりますが、これがことごとく、小さかろうとかなりの規模であろうと、すべてアスファルトを張りまして駐車場という形をとつておるわけであります。こういったものがそれではすべて正規の駐車場として利用されているかと申しますと、決してそうでもないというものがたくさんあるわけでありますから、そういう点から先ほど税務局長からのおればこれはどうかというような問題等もありますが、しかし先生のおっしゃるように、そうしたことでなしに、善意にこれが、青空でありますから、一つの取り決めというか、あるいは考え方としておればこれはどうかというような問題等もありますから、これからその辺の規定と申しますが、一つの取り決めというか、あるいは考え方としておればこれはつくつていかなければならぬ問題であろう、こう思います。

○草野委員 もう一問お尋ねをしたかったわけですが、時間が近づいてきたのでこれで終わらせていただきたい。

最後の問題の、特別土地保有税の問題ですね。たまたま青空駐車場ということで取り上げました。所管外のことを伺つて大変申しわけないと申しますけれども、きょう伺いたかった真意といふものは、青空駐車場の取り扱いを画一的にやるのじゃなくて、駐車場として何らかの形が整うものについては地方自治体といろいろ話し合つたわけですが、そことの話し合いが決まったものについては課税の対象外として駐車場として利用させる、こういう方法をぜひとも検討していただきたい、こ

ういうような趣旨で申し上げました。  
ありがとうございました。

○森田委員長 吉井英勝君。

○吉井(英)委員 私は、まず固定資産税の評価が  
この問題について伺いたいと思います。

実は、三年前のときには指示平均価格の上昇率  
が一・一二六倍で、このときに宅地全体で平均の  
上昇割合は一・一%だということを、前回について  
はこの衆議院の地行におきましても税務局長の方  
からお話をありました。今回も指示平均価格の上  
昇率は一・二七七倍ということのようですが、そ  
こで固定資産の評価額の上昇割合ですね。宅地全  
体で今回平均の上昇割合が何%ぐらいになる見通  
しなのか、これをまず最初に伺いたいと思いま  
す。

○湯浅政府委員 現段階では、まだ基準地価格の  
全国平均上昇割合なり指定市町村の指示平均価格の  
全国上昇割合が出ているだけでございます。まだ全體の上昇割合まで私どもで捕捉はしていな  
いわけでございます。

○吉井(英)委員 まだわからぬわけですか。これ  
は困った話ですね。みんなすごく心配しているの  
ですよ、とにかく随分上がるようだと。これは評  
価がえを前にして国民の皆さんが非常に心配をし  
ておられる事であります。しかも指示平均価格の上  
昇率だけが一・二七七倍だと伝えられているので  
すね。ですから、こうなると三年前のとき並みに  
いけばやはり二十数%上がるであろうということ  
で、これは本当に大変な問題だと思うのです。

そこで、三年前の評価がえと比較して、そろす  
ると大体この税額の上昇の方はどうなるかということ  
については計算しておられるようなんですが、これは  
土地分の伸びは七・三%でございます。それか  
ら、今回一九八九年対八年の伸びでございます。それか  
が、これは固定資産税が税収全体で七・四%、土  
地分が六・三%の伸びになつてございます。

○谷口政府委員 三年前、昭和六十三年度の固定  
資産税の伸びでございますが、六・〇%、うち  
土地分の伸びは七・三%でございます。それか  
ら、今回一九八九年対八年の伸びでございます。それか  
が、これは固定資産税が税収全体で七・四%、土  
地分が六・三%の伸びになつてございます。

ういうような趣旨で申し上げました。

○吉井(英)委員 税額の上昇としては、三年前の評価額と評価がえと比較して今回税額の上昇がどうなるかは、大体の見通しといらものはまだわからないわけですか。

○谷口政府委員 今回の評価がえに伴います固定資産税、土地に係る固定資産税の増収額でござりますが、約六千五百億円と見込んでおります。前回昭和六十三年度の評価がえに伴うこの対応する数字でございますが、約三千億円というふうに考えております。

○吉井(英)委員 負担調整措置の刻みを細かくしたということなんですが、三年前の評価がえの際調整率の変更によって三百三十六億円の減収つまり負担調整がよくきいているわけですね、これはトータルの数字になりますが。今回は十八億の事項別増減収見込み額で見て、いきますと、負担

調整率の変更によって三百三十六億円の減収つまり負担調整がよくきいているわけですね、これはトータルの数字になりますが。今回は十八億の増収なんですね。結局これは、やはり十分な負担調整にはなってないのじやないかと思うのですが、どうなんですか。

○湯浅政府委員 今回の評価がえに当たりましては、負担調整措置について從来は一本でやつていただけでござりますけれども、これを宅地について三つに分けました。一つは、住宅用地についてはできるだけなだらかにこの負担増をお願いをするということ、それから逆に、法人の持つている非事業用地につきましては從来よりも負担調整措置を厳しくいたしまして、むしろ二年目ぐらいでもう評価額課税になるものはしまおうといいうふうに前倒しに負担調整をするということ、從来の方式から三つに負担調整措置を分けたわけでございます。その結果、個人住宅用地の増収分は非常に少なくて、逆に法人の持つている非事業用地については従来よりも前倒しで税収増がきいてくる、こういうようなこととございまして、全体を合わせますと今御指摘のような数字になつたということをございます。

○吉井(英)委員 負担調整措置によつてもカバーできないぐらいの今年度の評価がえによつて税収増ができると見ておこが大きめで大きいということをまず見ておくことが大

事だと私は思うわけです。結局年間にすれば六千五百億円ですからね。ですから、評価がえによる三年間でいきますと、前回は三千億の三年間分でなければ九千億、もちろんそれから負担調整がありますから減収があるわけですが、今回は三年間で二兆円の増収になるわけですね。その負担調整が約六千億ほどありますから、ですから、今回の場合はとすと一兆三千九百億でしたか、それぐらいのものになるわけですが、この前回の評価がえのときの土地に係る固定資産税の増収というのは、初年度と二年目とでそれどれぐらいでした。

○谷口政府委員 昭和六十三年度の評価がえに伴う増収額の全体は、先ほど申しましたように約三千億でございますが、そのうち六十三年度分の増収額を推計いたしますと、約千六百億円といふふうに考えております。

○吉井(英)委員 結局、前回の評価がえのときの初年度分、これは決算ベースでいくと千四百八十七億円ですか、それで地財計画ベースで見ていくと、とすと千五百六十六億円と若干差はありますが、これが前回の初年度ですね。今回の方は、これが七億円ですか、決算ベースで見ていくと、初年度で二千六百億円ですね。ですから、まず初年度で比較しても、これは決算ベースで比較しても七五%ぐらいの前回よりもぐつと上がり方が大きくなり、地財計画ベースで初年度同士の比較でいつも六六%ぐらい高くなつてくるわけであります

○湯浅政府委員 固定資産税の土地の評価につきましては、かねてからいろいろと批判があることは事実でございまして、今回の土地税制の検討に当りましては、固定資産税の評価をどういう形でやるのが適当かということでいろいろ検討いたしました結果、一昨年成立了した土地基本法の第十六条の規定によりまして、公的土地区画の相互間の均衡を図るべきであるという規定が入つたということとございまして、それぞれの評価の間には一定の均衡を保たせなければならぬこと、しかしながら、それぞれの評価について問題があることも事実でございますから、私どもとしては、地価公示に内在する問題は改善をしていった

○吉井(英)委員 負担調整措置によつてもカバー

ことであると思うわけなんです。この点について常に深刻な問題になつてきている、私はそういうふうなことのある自治省の方も、まだ実際のところ前回の一%が

ならして何%上がるかわからぬといふお話をされただ

たといふことが言えるのじやないかといふふうな気がするわけでございます。

○吉井(英)委員 今その減税のお話がありましたが、いみじくもおっしゃったよ

うふうに見ていくと、いみじくもおっしゃつたよ

たた、今御指摘のような七割といふ線につきましては、昭和二十年代に地価の安定したときに現実に七割といふ水準を維持したことございますし、それから地価公示と固定資産税の評価との関係などを考えますと、そういう率がおむね適当じゃないかというような議論もあつたわけでござりますけれども、この点についてはもう少し議論をする必要があるあるだらうということで、そういうこともあって一定割合という表現で、この七〇%という点はこれももう少し専門家の御意見も聞いて検討をする検討しなければならないと思っておるところでございます。

○吉井(支委員) 今のお話を伺っておりまして、ことしの一月二十五日に閣議決定をされた総合土地政策推進要綱、この中で固定資産税評価について

では「速やかに、地価公示価格の一定割合を目標に、その均衡化・適正化を推進する。」この立場で、自治省はこれから進めていかれるというお話をようと思うんですよね。その中身については、それは七割か八割か五割か、いろいろな議論をしているというお話なんですが、しかし實際には持永事務次官のこの七割という発言のはかにも実は、持永さんは二月八日ですが、一月二十一日から二十三日にかけて自治省の講堂で全国道府県総務部長会議が開かれたときに、湯浅税務局長、やはり自治省では従来から七割程度を目標にするとして、その方針で適正化をお願いしますと。ですから持永事務次官だけの話じゃなくて、湯浅税務局長も言っておられる。実際に国会答弁になると、いろんな議論があるとおっしゃっておられるわけなんですが、しかしこれはどうも、実際に全国の総務部長の皆さんを集めて講演をしておられるわけだし、しかもその線で自治省では随分御検討され、こういう適正化をやってくれとまでおっしゃっておられるわけですから、この閣議決定に基づいて地価公示価格の一一定割合を目標に適正化を推進という意味は、やはり七割に引き上げる、

○湯浅政府委員 先ほども申しましたように、昨年は土地税制の議論をする際に、七割という線といたのが一つの目標値になるではないかということは、これは議論の対象としていろいろいたしました。ちょっと御指摘の総務部長会議で私は七〇%というのを申し上げたということですが、これはそういう議論の延長線上で七〇%という意見も出たけれども、これはよく、先ほど御答弁しましたように、一定割合ということで検討したいと思っています。たしか御説明したと思います。ただ、七〇%というものが全く架空の数字で出てきたものではなしに、昭和五十年代でそういうものを目標にしてやっていたということも事実である。こうすることは踏まえてこの一定割合というものは検討しなければならぬとは思つております。

一定割合というのは、これは二〇%とか三〇%とかというような低いものを考へているということでは、やはり公的・土地評価・相互間の均衡化という本来の趣旨にも合わないわけでござりますし、また、これから地価が安定し、また地価公示制度そのものが改善されるということを考えますと、やはりそれはそれなりに率を確保するということは必要だと思いますけれども、しかし、これを今私どもの方で七〇%ということを断定をして、それで地方団体を指導するということではなくて、現段階では一定割合ということで、その一定割合をなるべく早く専門家の御意見なども聞いて詰めていきたいというふうに考へているところでございます。

○吉井(英)委員 どうも湯浅税務局長自身が微妙なお話なんですが、しかし、その七割を目標にするという方針で適正化をお願いしますということで講演されたということが報道されているものな

んですね。それで、また持永事務次官は、評価を七割にアップする、そうすると税金の税額が四倍から五倍にも急騰する市町村もある、こういうお話をもしていらっしゃるのですね。これも講演の中でもしていらっしゃるわけですが、これ国からすると大変なことなんですよ。先ほどちょっとなに議論いたしましたように、今回、三年前のときに比べても、いろいろな計算の仕方はあるのですけれども、三年間分の積分値比較でいっても五割を超える。前回も上がったのですが、それよりさらに五割増しに上がる。初年度ベースで比較しても六割、七割さらに前回よりも上がるわけですね。これは国民にとって非常に大きな負担なんですね。今でも負担が大きいのに、さらに公示価格の七割に目標を近づけるんだということで議論しておられて、ここではいろいろな議論の中の一つだとおっしゃるけれどもどうもお話を伺っていると、それを目標にして、まさに政府が言っている固定資産税評価については地価公示価格の七割を目標に適正化を推進していくという方向で常にいっていらっしゃるんだな、これは国民にとっては大変だなということを思われるを得ないわけです。

そこで、私この機会に大臣にもちょっと伺つておきたいのですが、今回の評価がえに伴う負担でさえ住民にとっては非常に大きな負担なんです。それは負担調整とかいろいろ大臣の方でも自治省でお考えになつたというのもこれはわかるのですが、しかし、さらに入れ地価公示の七割に引き上げていくと、とにかく二分の一特例、四分の一特例を適用しても四倍から五倍に上昇するところも出てくるということを持永事務次官も言っておられるぐらいのことなんですが、こうなると、国民にとってやはり負担の限界を超えてくるのですね。

そこで、私は、固定資産税についての従来の考え方の見直しがやはり迫られてきていると思うわけです。皆さんの方では固定資産税というものの考え方について、自治省の方は固定資産税は物税であるという考え方、それから受益税であるとい

う考え方、また収益税的財産税である、大体その辺のところを自治省の考え方としてまとめておられるわけでありますから、そういう物税だから人的要素は考慮しないんだというこれまでの考え方ですね。しかし、これに対してもう皆さん専門家ですからよく御存じのように、例えばカナダですと、居住用資産への軽減税率の適用に加えて、老人、身障者、貧困世帯、中小企業についての特別控除というものを掲げていますね。アメリカでは、所得の一定期合を超えると超過額を控除するという、サーキットブレーカーが働いた場合のことなどをぞらえてこれをサーキットブレーカーといつておりますが、それから低所得者、特に老年者に対する負担の軽減措置として評価をしていくということ、またフランスでは、義務的家族の控除とか老齢者のための免税制度、ドイツの方では、個人については人的控除というのを考えているようです。

う考え方、また収益税的財産税である、大体その辺のところを自治省の考え方としてまとめておられるわけでありますから、そういう物税だから人的要素は考慮しないんだというこれまでの考え方ですね。しかし、これに対してもう皆さん専門家ですからよく御存じのように、例えばカナダですと、居住用資産への軽減税率の適用に加えて、老人、身障者、貧困世帯、中小企業についての特別控除というものを掲げていますね。アメリカでは、所得の一定期合を超えると超過額を控除するという、サーキットブレーカーが働いた場合のことなどをぞらえてこれをサーキットブレーカーといつておりますが、それから低所得者、特に老年者に対する負担の軽減措置として評価をしていくということ、またフランスでは、義務的家族の控除とか老齢者のための免税制度、ドイツの方では、個人については人的控除というのを考えているようです。

たり、このことで問題を醸しますから、よく当局とも話してみなければなりませんが、今先生のおつしやるよう、「一般住民の皆さん方が非常に大きな負担がかかってきて、そのために塗炭に苦しむ」というようなことのないようにすることだけはこれは心がけていかなければなりません。今回もそういった面では、住宅関係については特になだらかにということで特別な配慮を加えておりますが、まだまだそんなものではだめだ、こういう御意見のようですが、いすれにしましてもよく検討をこれから加えて、研究させていただきたいと思うのです。

○吉井(英)委員 大臣の方からも研究したいといふお話をありました。私は、今回の評価がえでは残念ながらこうしたことは検討されていないわけですが、早急に検討していただきたいと思うのです。

の土地税制の論議の中で、保有課税のあり方ということについていろいろと自治体に対する批判もあるわけでございますから、こういうことを踏まえて私どもと自治体とかよく話をしながら、こういう方針に則して評価がその推進をしていかなければならぬというふうに考えて いるところでござります。

資産税が重過ぎるという声がよく聞かれます。東京都と自治省の固定資産税の評価に対する考え方方が異なる場合、どのように自治省の主張を貫いていくおつもりでありますか。

○湯浅政府委員 具体的にそれぞれの地方自治体が固定資産税の評価がえをするに当たりましては非常に苦労が多いことも、私どもは承知いたしております。これまでの評価がえにおいて非常にその点で自治体の首長さんが、固定資産税の評価がえで苦労されたことを踏まえて考えますと、なかなか評価がえに対する考え方を一方的に押しつけるということは、これはできないことはよく承知いたしております。しかし、固定資産税が市町村の基幹的な税目として今後とも適正に運営されるということであるならば、やはりそれぞれの自治体も責任を持って資産の適正な評価ということに全力を挙げて取り組むべき問題だと思うわけでございます。

東京都と私どもの間で意見の食い違いといふことは、これはございません。それはいろいろ評価をする過程におきましてのいろいろな論議がござりますけれども、最終的には私どもと東京都の間では十分合意をした上で基準地の価格というものを決めていくわけでございますので、今後ともよく自治体との間で御協議をして、そして一方的な指導ということにならないよう、そういうことで私もこれから努めていきたいと思っております。

いうふうに私どもは考えております。特に、地価税は地価のバブル部分にかけることを踏まえた税額の七割まで引き上げられるとすれば、固定資産税と地価税の二重課税となるばかりでなく、地価税の存在理由は否定されることになるのではないか。  
○大武説明員 お答えさせていただきます。  
ただいま御質問にありました点でございますが、地価税は御存じのとおり、公共的性格を有します土地という資産に対する適正公平な税負担を確保しつつ土地の資産としての有利性を減殺するという観点から、一定水準以上の資産価値を有する土地保有に対してもその資産価値に応じた負担を求める税であります。固定資産税とはその趣旨は異なるものというふうに考えております。  
具体的には、固定資産税が土地保有と市町村の行政サービスとの間の受益関係に着目して、居住用地も含め、基本的にはすべての土地を課税対象とするというのに対しまして、地価税は、土地の公共性や資産としての有利性に着目して資産価値に応じた負担を求めるものであり、したがって、地域を問わず、国内において納税者が有するすべての土地の資産価値の合計額に対しまして、一定の基礎控除を適用した上で負担を求めるというものでございます。それからまた、広く土地保有一般に負担を求める固定資産税と比べまして、地価税は、居住用地の原則非課税あるいは課税最低限の設定等によりまして納税者数が限定されたものになるという点がございます。  
以上のように、地価税は固定資産税とは異なる趣旨、仕組みを有しているということをございまして、二重課税というような御指摘には当たらないのではないだろかと考えております。ただ、地価税の負担のあり方につきましては、税制調査会の答申等を踏まえまして、少なくとも五年ごとに固定資産税の評価の適正化を勘案しつつ土地保有に対する税負担全体の状況を踏まえて検討をする

る、必要があると認めるときは課税対象及び税率等について所要の措置を講ずるという検討規定を設けるということにしておるところでございます。

○湯浅政府委員 地価税の問題もこれからやりますが、我々は今のところは、地価税によって優良な住居用の土地が放出されるかどうか極めて疑問だというふうに思っております。したがつて、法案そのものの内容は、果たして意図したような効果を得られるかどうかについては大変疑問を抱いております。

固定資産税は、政府税調によれば「資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、その保有の継続を前提として、資産の使用収益し得る価値に応じて、毎年経常的に負担を求めるものである。」とあります。自治省においても、固定資産税の課税標準は固定資産自体の有する使用収益すべき価値を意味するということでありました。しかし今回、政府は固定資産税の評価額を公示価格の七割を目標にするということでありますが、これは今までの政府税調や自治省の主張と大変矛盾をいたします。つまり、従来固定資産税の課税ベースは収益還元地価としておりましたが、それを今回公示価格に変更することになるわけであります。これは固定資産税の課税根拠の変更であります。

私は、固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、その保有的継続を前提として、使用収益価値に応じ負担を求めるべきものと考えております。自治省、固定資産税の課税標準や基本的な考え方方はこういうことであろうと思うが、いかがでありますか。

○湯浅政府委員 固定資産税の基本的な考え方方は、先生今御指摘のとおりだと思います。ただ、そういうことで課税標準を求めるという場合に、具体的にそれでは定量的な数字としてそういうものが果たして出てくるのかどうかということになりますと、これはなかなか難しい問題がございま

す。他方、土地基本法におきましては、公的土地区画整理事業の評価額といふものの相互間の均衡と適正化を図れとすることも一方では言われているわけでございまして、この両方を勘案しながらこの固定資産税の評価額といふのを考えていました場合には、今回の一月二十五日の閣議決定にございますように、地価公示価格の一定割合というものを目標にするということで、それぞれの公的土地区画整理事業の均衡といふのを図っていく。その場合に当然のことながら、固定資産税の評価の改善と同時に地価公示の改善といふものもいろいろとお願いしなければならないと思いますけれども、そういうことによりましてこの一定割合というものでそれぞれの均衡を図っていくことが土地基本法に求められた考え方ではないかと思っているところでございます。

もちろん、この評価の適正化によりまして税負担が急増しないよう、特に個人住宅用地につきましてはその納税者の負担に十分配慮していくなければならないことは言うまでもないわけでございまして、この評価の適正化に当たりましては、そういう点も十分配慮しながら、追い出し税にならないような、そういう税負担を求める仕組みといふのを並行して考えていくということを今検討しているところでございます。

○神田委員 治省の考え方は課税標準を公示価格の七割を目指すとしておりますが、大都市圏では住民の追い出し税となり、地方自治の存立のため導入されているにもかかわらず、自治省の主張どおりに実施した場合、固定資産税が逆に地方自治を崩壊させるという極めて矛盾したものにならうと思われます。自治省は公示地価を収益還元地価に近づければよいということを言つておりますけれども、これは理論の矛盾、飛躍であると考えます。シャウブ税制以来続けてきた固定資産税の課税ベースを公示地価の七割とする論理の根拠は一体どこありますか。

○湯浅政府委員 先ほど申しましたように、固定資産税の今後の評価がえに当たりましては地価公示の一一定割合ということを目標にしていくこと、その一定割合については、これを論議するに当たりまして七〇%という議論が出たことも事実でございます。この七〇%というのは、今申しましたような地価公示と固定資産税の性格の違いといふものが当然あるわけでございますから、それをやはり反映させるべきであるという議論、あるいは昭和五十年代に地価の安定しているときに七割という水準を確保していたこともあるというようなこと、そういうものを考えますと一応七〇%というものが一つの目標値になるのじやないかという議論は確かにいたしました。しかし、これについてはいろいろ御論議もござりますので、これはできるだけ早い機会に検討をするといふことで現段階では一定割合ということにいたしております。その一定割合の内容は専門家の方にも含めてよく議論をした上で詰めていきたいといふふうに考へておるところでございます。

○神田委員 これまでのいろいろ話を聞いておりましたと、大蔵省と自治省の話が大分食い違つてゐるようであります。これまで土地税制の抜本的改革をやろうといふのに、政府の足並みが乱れておるのではうまくいくはずがないといふふうに考へます。つまり実態は、省庁あつて国家なしと言わ

れるようだ。大蔵省と自治省の土地の保有課税の単なる繩張り争いの結果、このように理念なき矛盾に満ちたものとなってしまったのであると考へます。例えは、今回の地価税により特に百貨店やスーパーに大きな影響を与えると言われております。大蔵省は百貨店に与える地価税の影響をどう考へているか、自治省はどうのよにその影響を考へているか、百貨店に与える固定資産税の評価がえの影響はどうかをお尋ねしたいと思います。

○大武説明員 特定の業種に對しまして地価税がどのような影響を与えるかといふことについて、個別の土地保有状況等に關する資料が必要となります事情から確たることを申し上げられない

○湯浅政府委員 固定資産税につきましても、個人の百貨店についての状況は把握することはできぬわけでございますけれども、やはり今大蔵省

から御答弁ございましたように、百貨店というのはおもね大都市地域の、しかも地価の高いところに立地しているということを考えますと、固定

資産税の評価の上昇率はかなり高いものになるう

かというふうに考へておるわけでございます。

○神田委員 まじめに働いても大都市圏では住宅

が持てない、家を借りるにしても余りにも家賃が高い、これらは正が土地税制改革を行うことに

なった大きなインパクトであります。住宅の平均年収倍率は、アメリカ三・四倍、イギリス四・四

倍、西ドイツ四・六倍に対し、日本の首都圏では

は、一九八八年の場合、平均世帯年収を六百八十

二万円とする七・五倍になります。おおむね年収の四倍程度で取得できるようにすべきと考えますが、建設省では、昭和五十年の住宅地審議

会答申では年収のおおむね五倍ということであります。土地開発協会の調べでは、東京都心から二十キロ圏の地域、調布、三鷹、浦和、松戸などの

場合、一億一千七百九十三万円になると言われています。年収の十八倍であります。これから住宅を取得しようとする人にとっては、現在の価格でも高過ぎると言えます。

大蔵省は、地価税で土地が何%ぐらい下がるとお考へであるか。また、企業にとって税負担はどう

程度上昇すると考へるか。自治省にも同じ質問をいたします。固定資産税で土地は何%下がりますか。企業の税負担はどうのよに思ひますか。

○大武説明員 地価税は、定性的には、土地の収

益性の低下ですとか過大な値上がり期待の縮小あるいは中長期的な土地の有効利用促進を通じて地価の低下をもたらす効果があると考えております。

ただ、どのくらい下がるかについては、導入

時に景気状況や金融動向等種々の状況がございま

すし、最近著しい地価上昇を見たところかどうかといった、地点における地価水準や土地取引の状況にも依存しますので、定量的に幾ら下がるとい

うようなことは申し上げられないということは御理解いただきたいと存じます。また、具体的に個

個の企業の負担がどのくらい上がるかというのも同様に、一概に申し上げることは困難かと思いま

す。

○湯浅政府委員 基本的にはただいまの大蔵省の御答弁と同じでございますが、今回のこの土地税

制の改革といふのは、地価税の導入とかあるいは固定資産税の評価の適正化とかいうようなこ

とのほかに、特別土地保有税の問題とか、あるいは譲渡益課税の負担の適正化とか、あるいは農地

課税をどうするかとか、総合的に検討したわけでございますし、また、土地政策といふものは、土

地税制だけではなくにそれ以外の、土地利用の問題、あるいは土地取引の規制の問題、土地関連融

資とか、いろいろな要素が絡んで、それで全体が総合的に機能することによって地価問題といふもの

のを解決を図るということを、私どもはその

らが有機的に働くということを、私どもはそのうちの一つの役割として固定資産税といふものを

考えていくということをございますので、この固定資産税の適正化だけでどれだけ地価が下がるか

ということは定量的にはなかなか判断できません

し、また、企業の税負担につきましても、所有者ごとにかなり税負担の状況違いますので、一概に

はちょっと申し上げられないわけでございます。

○神田委員 今回、固定資産税のアップに行なわれるため個人住民税の減税、平年度で五千五百億円程度を実施をするわけであります。通常、所得関係の減税や増税を実施する場合、所得税と

住民税とを連関させて行なうことが普通であります

が、所得税とのバランスを失するようなことはありませんか。

○湯浅政府委員 御指摘のように今回は、固定資産税の土地の評価がえが非常に多額に上るという

ものでございまして、地方税の総体の負担といふことを

ものでございませんが個人住民税についてだ

け減税を行なったわけでございます。そういう意味

で、所得税は行いませんが個人住民税についてだ

ることにしたわけでございます。そこで、この

ことをございまして、地価の評価がえが非常に多額に上るという

ものでございませんが個人住民税についてだ

け減税を行なったわけでございます。そういう意味

で、所得税と個人住民税とのいろいろな

性格の違いなどもござりますので、必ずしも所得

減税と個人住民税の減税は常に同時に行なうべきも

のだと、うには私どもは考へていいわけでもございまして、過去においても、所得税の減税を

やらない年に個人住民税の減税をやったこともあります。それでございまして、そのときどきの状況に応じて適切に判断をさせていただきたいというふうに考へております。

○神田委員 また、住民税減税を先行させた結果、レベニュートラルとなるのは五年後

となります。減税である以上地域住民からの反対の声は上がらないと思いますが、地方の自主財源

やらない年に個人住民税の減税をやったこともあるわけでございまして、そのときどきの状況に応じて適切に判断をさせていただきたいというふうに考へております。

○湯浅政府委員 今回の個人住民税の減税は、固定資産税の評価がえに伴う増収分が非常に多額にななるというふうなことを踏まえて減税措置をお願いをして先行させた理由は何でありますか。

○湯浅政府委員 今回の個人住民税の減税は、固定資産税の評価がえに伴う増収分が非常に多額にななるというふうなことを踏まえて減税措置をお願いをして

ようとするところでございますが、固定資産税の評価がえは、負担調整措置がござりますから増収

が徐々に出てくるということでござりますから

それに合わせて個人住民税の減税をやるというこ

とになれば、プラス・マイナスが、ちょうど収支

が合るわけござりますけれども、やはり個人住

民税の減税というものを考へた場合に、数年間に

段階的に行なうということでは減税の実感が極めて希薄になるということござりますし、減税効果

というものが十分期待できないのではないかとい

うふうに考えられますので、今回は、財政当局ともいろいろと相談をした結果、前倒しで単年度で個人住民税の減税をお願いをするということにさせてもらつたものでございます。

○神田委員 次に、長期営農継続問題であります。

長期営農継続農地制度、これは平成三年度で廃止をされるわけであります。保全すべき農地と宅地化すべき農地を区分し課税することになるわけありますが、宅地化すべき農地については、私は、一定の良質な住宅の供給に資するものに対しでは固定資産税について減免措置を講ずるべきだと考えます。自治省はどのような対応策を考えておりますか。

○湯浅政府委員 今回の土地税制の改正の一つの柱といたしまして、三大都市圏の特定市の市街化区域農地に対する課税問題について、従来の課税制度を抜本的に見直しをいたしました。

その結果、都市計画上宅地化すべき農地と保全すべき農地という明確に区分いたしました。宅地化する農地については、これは原則として宅地並み課税を行うということにしたわけでございまして、これに合わせまして、宅地化する農地につきましては計画的な宅地化を促進するため、市街化区域農地の所有者が平成四年末までに計画的な宅地化のための手続を開始いたしまして、平成五年末までに開発行為の許可などその他の宅地化のための計画を策定した場合で、市長がその計画を確認したという場合には、平成四年度から六年度までの固定資産税、都市計画税の税額の十分の九を軽減するという措置を講じることにしております。

それからまた、宅地化する農地につきまして、平成四年から十一年末までに農地を転用して十分基盤整備を伴つて一定の貸し家住宅を新築した場合には、土地につきまして、平成六年末までに貸し家住宅が新築された場合には五年間三分の二、それから、平成七年から平成十一年末までに新築された場合には三年間その土地の固定資産税の三

分の二の額を減額する。それから住宅、建物の方につきましても、四階建て以上の貸し家住宅につきましては、その貸し家住宅について最初の五年間は四分の三、その後の五年間については三分の二の額を減額するというふうにして、一般の新築住宅の特例措置よりもかなり手厚い軽減措置を講じたところでございまして、こういうことを通じましてできるだけ良質な住宅が建設されるように配慮をしたところでございます。

○神田委員 時間が来ましたのでやめます。○森田委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○森田委員長 これより討論に入ります。

○森田委員長 討論の申し出がありますので、順次これを許します。谷村啓介君。

○谷村委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました地方税法及び国庫券等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案につきまして、政府案に賛成の討論を行います。

日本社会党・護憲共同は今回、政府の地方税改正案に対して、その問題点を指摘しながらも賛成です。谷村啓介君。

有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案につきまして、政府案に賛成の討論を行います。

第三に、地価高騰による固定資産税の評価がまさに伴う勤労国民に対する大幅な負担増がもたらされる点であります。今回の評価がえによる上昇率は、物価上昇率、国民総生産の伸び率を見ていることは明白であります。本来、住宅特例、小規模住宅特例の拡充が行われるべきものであり、今回の便益的な措置は、固定資産税の体系とその存続を危うくするものと言えます。

さらに、平成六年度評価がえについての考え方

が示されておりますが、その改革方向、国民の負担抑制措置の内容は極めてあいまいであります。

政府改正案は、以上のような多くの問題点を含んでおりますが、一方、改善点も含んでおります。

問題点の基本は、これまで地方制度調査会で再三答申され、本委員会でも指摘され、地方団体が個人民税減税が盛り込まれていてこと、また特別地方消費税の市町村への交付が盛り込まれていることであります。

第一には、我が党が強く主張してまいりました個人住民税減税が盛り込まれていてこと、また特別地方消費税の市町村への交付が盛り込まれていることであります。

また、第二に、固定資産税の問題については、本来、小規模住宅用地の特例を拡充するべきですが、住宅用地に対する負担調整期間の延長が施され、また、三年後の評価がえに際する制度の改善を求める委員会の単独決議の採択と政府もこれを尊重することが約束されております。

決議においては、小規模住宅用地の特例の拡充と家屋の評価の改善、評価地點の公開方法、時期の改善、都市計画税の負担のあり方の検討などが

創設と比べると余りにも小さい成果であります。我が党は、土地神話打破するためには国税の政

策税制の創設もやむなしと考えますが、新税收入の相当部分は地方に譲与し、用途も地方団体の要望を尊重すべしと主張してまいりましたが、今日時点においてもあいまいなままとなっております。

○吉井(英)委員 固定資産税については既に市町村において評価がえの作業が進んでおり、本案は三月三十一日までに結論を出すことが望ましいことなどを勘案し、我が党は、決議の採択をもって政府案やむなきであります。

第三に、地価高騰による固定資産税の評価がえに伴う勤労国民に対する大幅な負担増がもたら

される点であります。今回の評価がえによる上昇

率は、物価上昇率、国民総生産の伸び率を見て

いることは明白であります。本来、住宅特例、小

規模住宅特例の拡充が行われるべきものであり、

今回の便益的な措置は、固定資産税の体系とその存続を危うくするものと言えます。

さらに、平成六年度評価がえについての考え方

が示されておりますが、その改革方向、国民の負

担抑制措置の内容は極めてあいまいであります。

政府改正案は、以上のような多くの問題点を含

んでおりますが、一方、改善点も含んでおります。

反対の第一の理由は、担税力のある大企業に對

する優遇税制を温存しているからであります。

ただいま議題となりました政府提出の地方税法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

○森田委員長 吉井英勝君。

討論を終わります。(拍手)

○吉井(英)委員 私は、日本共産党を代表して、

ただいま議題となりました政府提出の地方税法の

一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

○吉井(英)委員 私は、日本共産党を代表して、

ただ

付問題を生み出し、保険証を取り上げられて医者にかかる命を落とす事件さえ起きてはいるのであります。その一方で国保財政は八九年度決算で積立金が新たに四百億円ふえるなど、やみくもに積立金をふやすことだけを求める財政的視点のみが強調され、加入者の命や健康を守り「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」という制度本来の目的から逸脱する運営が行われてることを指摘せざるを得ません。限度額の引き上げはこうした事態をますます促進するものであります。

第三は、長期営農継続農地制度を廃止しようと/or>しているからであります。

市街化区域内の農地については、都市住民への生鮮野菜の供給と都市防災の観点などから、農業を営みたいとする意思があり、適正規模の農地を保有して農業を継続している人々の意向は尊重するというが、当委員会における歴代の自治大臣の答弁がありました。しかし、日米構造協議でのアメリカの圧力に屈して提案された今回の改正は、制度としては、健全すべき農地として認定されれば税の軽減措置が適用され、引き続き農業を継続できるとしていますが、実際は、厳しい認定要件をつけることによって大半が認定から外され、農業が継続できないおそれがあり、農民は不安を訴えているのであります。今、西欧諸国では都市計画、防災上の観点から都市農地が評価され、自治体が用地の確保を進める動きがありますが、市街化区域内の農地はこうした点からも健全されるべきであります。

最後に、今回の固定資産の評価がえは、七六年以降で最高の引き上げとなり、負担増が住民を直撃することは必至であります。固定資産税の凍結、生活に必要な土地や家屋に税をかけるなど、國民の切実な声に耳を傾け、必要な制度の改正を行なうべきであるにもかかわらず、評価がえに伴う固定資産税、都市計画税の増税を容認し、住民に負担を押しつけているのであります。

以上、反対の主な理由を述べましたが、住民税減税、固定資産税の負担調整措置、特別地方消費

税の免税点の引き上げなどは、住民負担の軽減に繋がるものであり、是とするものであることを申し添えて討論を終わります。

○森田委員長 これにて討論は終局いたしました。

が調い、お手元に配付してあります案文がまとまりました。案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていたります。

○森田委員長 これまで趣旨の説明は終わりました。これより本動議について採決いたします。

固定資産税に関する評価等の適正化に関する件(案)が調い、お手元に配付してあります案文がまとまりました。これより本動議について採決いたします。

○森田委員長 起立多数。よって、固定資産税に関する評価等の適正化に関する件を本委員会の決議とするに決しました。

○森田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○森田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○森田



午後六時十五分散会

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 犯則取締り(第一百三十九条第一百四十四条)」を「第四款 犯則取締り(第一百四十四条)」を「第五款 交付(第一百四十四条)」に、「第五款 犯則取締り(第一百四十四条)」を「第六款 交付(第一百四十四条)」に改める。

第十一条 第六百六十八条规定を「第六百六十八条规定」に改める。

第十二条 第一百六十六条第一項第一号中「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

第三十四条第一項第五号の四中「に限る。」の下に「又は日本赤十字社」を加え、「の額(その額)を「日本赤十字社に対する寄附金にあつては、当該所得割の納稅義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する同社の支部において収納されたものに限る。」の額の合計額(当該合計額)に改め、同項第六号中第七項を「第八項」に改め、同項第十号中「二十万円」を「三十万円」に、「第七項」を「第八項」に、「三十五万円」を「三十六万円」に改め、同項第十号の「イ及びロ」を次のように改める。

イ 指定対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額が五万円未満である者 三十万円

(2) 前年の合計所得金額が五万円以上十万円未満である者 三十万円

(3) 前年の合計所得金額が十万円以上で

ある者 三十万円からその者の前年の

合計所得金額のうち五万円を超える部分の金額(当該超える部分の金額が五万円の整数倍でないときは、当該超える部分の金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とする)を控除した金額

控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額が四十万円未満である者 三十万円

(2) 前年の合計所得金額が四十万円以上四十五万円未満である者 三十万円

(3) 前年の合計所得金額が四十五万円以上である者 三十万円からその者の前

年の合計所得金額のうち四十万円を超える部分の金額(当該超える部分の金額が三十万円未満であり、かつ、五万円の整数倍でないときは、当該超える部分の金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とし、当該超える部分の金額が三十万円を超えるときは、三十万円とする)を控除した金額

第十三条 第二十五条第一項第一号中「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

第十四条第一項第五号の四中「に限る。」の下に「又は日本赤十字社」を加え、「の額(その額)を「日本赤十字社に対する寄附金にあつては、当該所得割の納稅義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する同社の支部において収納されたものに限る。」の額の合計額(当該合計額)に改め、同項第六号中第七項を「第八項」に改め、同項第十号中「二十万円」を「三十万円」に、「第七項」を「第八項」に、「三十五万円」を「三十六万円」に改め、同項第二項中「三十万円」を「三十二万円」に改め、同項第四项中「五十万円」を「五十一万円」に、「五十六万円」を「五十七万円」に改め、同項第五项中「四十二万円」を「四十三万円」に、「六十三万円」を「六十四万円」に改め、同項第十一項を同項第十一項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同項第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同項第七項とし、同項第五項の次に次の二項を加える。

イ 指定対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額が五万円未満である者 三十万円

(2) 前年の合計所得金額が五万円以上十万円未満である者 三十万円

(3) 前年の合計所得金額が十万円以上で

の共済掛金については、第一項第五号から第五号の三までの規定は、適用しない。

第三十五条第一項及び第五十条の四の表中「五百万円」を「五百五十万円」に改める。

第五十三条第三項中「第四十二条の七第六項」の下に「第六十二条の三第一項」を加える。

第七十二条の十四第一項ただし書中「及び第五十八条」を「第五十八条及び第六十三条の二第五項」に改める。

第七十三条の四第一項第十一号中「及び日本芸術文化振興会」を削り、同項第十一号の「一」を同項第十一号の「三」とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

第十九条第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第一百四十四条の三 道府県は、本邦に派遣された

外国の大使、公使、領事その他これらに準ずる者(以下この条において「大使等」という。)

が、外交、領事その他の任務を遂行するため必要なものとして、政令で定める方法により行う第百三十三条第一項の場所における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為

(第一百四十四条第一項の規定により第百十三条规定の飲食店における飲食とみなされる飲食を含む。以下この条において同じ。)に対しては、特別地方消費税を課すことができる。ただし、外国に派遣された本邦の大使等が行う同項の場所における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為について特別地方消費税に類似する租税の免除に制限を付する

国の大使等については、相互条件による。第二章第六節に次の二款を加える。

第五款 交付

(特別地方消費税の旅館等所在の市町村に対する交付)

第一百四十四条の二 道府県は、当該道府県内の市町村に対し、自治省令で定めるところにより、当該各市町村に所在する第百三十三条第一項の場所(第百三十三条第一項の料理店、仕出し屋及び旅館等並びに同条第三項の宿泊所、寮、クラブその他これらに類する場所を含む)に係る特別地方消費税の額で当該道府県に納入され、又は納付されたものの五分の一に相当する額の範囲内において自治省令で定める額を交付するものとする。

第二百九十六条第一項第一号中「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

第三百二十四条の二第一項第五号の四中「に限る。」の下に「又は日本赤十字社」を加え、「の額(その額)を「日本赤十字社に対する寄附金にあつては、当該所得割の納稅義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する同社の支部において収納されたものに限る。」の額の合計額(当該合計額)に改め、同項第

第一百四十四条の四第一項第一号中「一万五千円」に改め、同項第二項を削り、同項を第百四十四条の四とする。

第一百四十四条の二の次に次の二条を加える。

(一) 外国の大使等に対する特別地方消費税の非課税特別措置法第四条の四第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済

保険の合計額(当該合計額)に改め、同項第







いて設けられるもののうち、平成三年一月二日から平成五年一月一日までに、「六分の五」を「二分の二」(当該家屋及び償却資産のうち地上に設けられる路外駐車場の用に供する部分にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一)に改め、同条第十一項中「昭和六十一年一月二日から平成二年一月一日まで」を「平成二年一月二日から平成四年一月一日まで」に、「線路設備又は電路設備にあつては、当該線路設備又は電路設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二」を「電路設備にあつては、当該電路設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一」、線路設備にあつては当該線路設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三に改め、同条第十三項中「昭和六十一年四月一日から平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項中「昭和五十九年一月二日から平成二年一月一日まで」を「平成二年一月二日から平成四年一月一日まで」に改め、「及び償却資産」とび「又は第三百四十九条の二」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「が同項」を「(以下本項及び次項において「指定法人」という)が同条第一項」に改め、「適用があつたもの」の下に「のうち政令で定めるもの」を加え、「昭和六十三年度から平成三年度までの各年度分」を「平成三年度分」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加え。

する固定資産税又は都市計画税の課税標準とは、第三百四十九条、第三百四十九条の二、第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項から第二十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十七項由「当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分」を「平成三年度分及び平成四年度分」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項から第三十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第三十一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とする。

附則第十五条の二第一項中「旧交納付金法附則第十七項から第二十項までの規定の」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十四号。以下本項及び次条第一項において「国鉄関連改正法」という。）第一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二条。以下本項及び次条第七項において「旧交納付金法」という。）附則第十七項から第二十項までの規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとなる場合を含む。以下本項において同じ。）」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

附則第十五条の三第一項、第四項及び第六項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。



用途等の区分	上界率の区分	担負調整率
一 住宅用地		
一・二七倍以下のもの	一・〇五	
一・二七倍を超える、一・四三倍以下のもの	一・〇七五	
一・四三倍を超える、一・六倍以下のもの	一・一	
一・六倍を超える、一・〇倍以下のもの	一・一五	
一・〇倍を超える、一・四倍以下のもの	一・一一	
一・四倍を超える、三・〇倍以下のもの	一・一五	
三・〇倍を超えるもの	一・三	
二 法人非住宅用宅地		
一・三倍以下のもの	一・一	
一・三倍を超える、一・七倍以下のもの	一・二	
一・七倍を超える、二・一倍以下のもの	一・三	
二・一倍を超えるもの	一・四	
三 個人非住宅用宅地等		
一・一五倍以下のもの	一・〇五	
一・一五倍を超える、一・三倍以下のもの	一・一	
一・三倍を超える、一・五倍以下のもの	一・一五	
一・五倍を超える、一・七倍以下のもの	一・二	
一・七倍を超える、一・九倍以下のもの	一・二五	
一・九倍を超えるもの	一・三	

**附則第二十五条の次に次の二条を加える。**

平成三年度から平成五年度までの各年度分の都市計画税の算定について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項第一号」とあるのは「附則第二十五条第二項において読み替えられた前条第二項第一号」と、「前二条」とあるのは「附則第十七条及び第二十五条」と、同条第二項中「前条第二項第二号、第三号又は第四号」とあるのは「附則第二十五条第二項において読み替えられた前条第二項第二号、第三号又は第四号」と、「固定資産税に

保る宅地等調整固定資産税額」とあるのは「都市計画税に係る附則第二十五条第一項に規定する宅地等調整都市計画税額」と、「前二条」とあるのは「附則第十七条及び第二十五条」と、同条第三項中「前二条及び」とあるのは「附則第十七条及び第二十五条並びに」と読み替えるものとする。

「度分」に改め、同条第三項中「昭和六十二年年度から平成二年年度分」を「平成二年年度分」に、「昭和六十三年改正前の地方税法」に「地方税法」を「平成三年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十八条第一項中「昭和六十三年年度から平成二年年度まで」を「平成三年年度から平成五年年度まで」に改め、同条第一項第一号中「法人非住宅用地」を「法人非住宅用宅地」に、「個人非住宅用地」を「個人非住宅用宅地等」に改める。

附則第二十九条の五第一項中「昭和五十七年年度以降」を「昭和五十七年年度から平成三年年度まで」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条に次の一項を加える。

14 第一項、第三項及び第五項の規定にかわらず、平成三年度における前各項の規定の適用については、第一項中「起算して五年を経過する日」とあるのは「起算して五年を経過する日（平成三年十二月三十一日以後に当該五年を経過する日が到来する場合にあっては、平成三年十二月三十一日）」と、「起算して更に五年を経過する日」とあるのは「起算して更に五年を経過する日（平成三年十二月三十一日以後に当該五年を経過する日が到来する場合にあっては、平成三年十二月三十一日）」と、第三項第二号中「年度」とあるのは「年度（平成三年度にあっては、平成三年四月一日から同年十二月三十一日までの間に限る。）」と、第五項中「起算して五年を経過する日」とあるのは「起算して五年を経過する日（平成三年十二月三十一日まで）」に改め、

「度分」に改め、同条第三項中「昭和六十二年年度分」を「平成二年年度分」に、「昭和六十三年改正前地方税法」を「平成三年改正前地方税法」に改める。

附則第二十九条第一項中「昭和六十三年度から平成二年年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改め、同条第二項第一号中「法人非住宅用地」を「法人非住宅用宅地」に、「個人非住宅用地」を「個人非住宅用宅地等」に改める。

附則第二十九条の五第一項中「昭和五十七年度以降」を「昭和五十七年度から平成三年度まで」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条に次の一項を加える。

三十一年後に当該五年を経過する日が到来する場合にあつては、平成三年十二月三十一日」と、「起算して更に五年を経過する日」とあるのは「起算して更に五年を経過する日(平成三年十一月三十一日後に当該五年を経過する日)が到来する場合にあつては、平成三年十二月三十一日」とする。

附則第三十条の二第一項を削り、同条第二項中平成元年度分及び平成二年度分を「平成三年度分及び平成四年度分」に改め、「及び前項」を削り、同項の表中前項の項を削り、「同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、「から第三項まで」を削り、同項を同条第一項とする。

附則第三十一条の二第四項中「産業構造転換法」の下に「昭和六十二年法律第二十四号」を加え、「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第九項中「する」を「第六百一十六条中「第六百一条から第六百三条の二まで」とあるのは「附則第三十一条の二第九項において読み替えて適用される第六百一条」とする」に改める。

附則第三十一条の三第一項中「第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地」を「第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで、第三十八条第五項若しくは第六項又は第三十九条第四項の規定の適用がある宅地等」に、「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改め、「第五百九十六条第一号」の下に「及び第六百一十四条」を加える。

**附則第三十一条の四** 第三章第八節の規定中土地に  
對して課する特別土地保有税に関する規定の  
適用を受けて当該年度分の特別土地保有税の  
課される土地のほか、平成三年度から平成十  
二年度までの各年度の末日の属する年の一月

昭和六十一年一月一日以後取得した土地の合計面積が千平方メートル以上である土地に対しては、当該土地の所在する市（都の特別区の存する区域内にあつては、都。次項において同じ。）において、特別土地保有税を課する。

第三章第八節の規定中土地の取得に対し課する特別土地保有税に関する規定の適用を受けて当該年度分の特別土地保有税の課される土地の取得のほか、平成三年度から平成十二年度までの各年度の初日の属する年の七月一日又は当該各年度の末日の属する年の一月一日（以下本項において「基準日」という。）において、特定市の区域内に所在する土地で、当該土地の所在する一の市の区域内において同一の者が当該基準日前一年以内に取得した土地の合計面積が千平方メートル以上である

附則第三十一条の四の二 第二章第八節の規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する規定又は前条第一項の規定により特定市との区域内に所在する土地に對して課する平成四年度から平成十三年度までの各年度分の特別土地保有税については、第六百三条の二第一項第二号中「ものの用に供する土地」とあるのは、「ものの用に供する土地(昭和六十一年一月一日以後取得した土地で、駐車場、資材置場その他の土地自体の利用を主たる目的とする特定施設のうち建物又は構築物を伴わないものとして政令で定めるものの用に供する土地を除く。)」とする。

一日において、都の区域（特別区の存する区域に限る）、首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域（以下本条から附則第三十一条の五までにおいて「特定市の区域」という。）内に所在する土地で、当該土地の所在する一の市の区域（都の特別区の存する区域にあつては当該特別区の区域、地方自治法第二百五十一条の十九第一項の市の区域にあつては当該市づくの区域。次項において同じ。内におい

3 土地の取得に対するは、当該土地の所在する市において、特別土地保有税を課する。  
前二項の規定により特別土地保有税を課する場合には、第三章第八節の規定（第五百九十五条の規定を除く。）並びに第七百三十四条第一項及び前条の規定を適用する。この場合において、第五百九十九条第一項第一号中「基準面積以上の土地を所有する者」とあるのは「所有する土地（昭和六十一年一月一日以後取得したものに限る。）の合計面積が千平方メートル以上である者」と、同項第二号及び第三号中「基準面積以上の土地を取得した者」とあるのは「取得した土地の合計面積が千平方メートル以上である者」と、第六百二十一條中「土地に対して課する特別土地保有税」とあるのは「土地に対して課する特別土地保有税（附則第三十一条の四第一項の規定により課する特別土地保有税を含む。）」とする。  
前三項に定めるものほか、市町村の廢置分合又は境界変更があつた場合における第一

第三章第八節の規定中土地の取得に対し  
課する特別土地保有税に関する規定又は前条  
第二項の規定により特定市の区域内に所在す  
る土地の取得で平成三年四月一日から平成十  
三年三月三十一日までの間にされたものに對  
して課する特別土地保有税については、第六  
百三條の二第一項第二号中「ものの用に供す  
る土地」とあるのは、「ものの用に供する土  
地（駐車場、資材置場その他の土地自体の利  
用を主たる目的とする特定施設のうち建物又  
は構築物を伴わないものとして政令で定める  
ものの用に供する土地を除く。」とする。

附則第三十一条の五第一項中「都の区域（特別  
区の存する区域に限る。）首都圈整備法第一條  
第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第一條  
第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整  
備法第二条第一項に規定する中部圏内にある地  
方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域  
又はその他の市でその区域の全部若しくは一  
部が首都圏整備法第一条第三項に規定する既成

「制動装置保安基準」という。)に適合する自動車で自治省令で定めるもの(以下本項において「平成三年規制適合車」という。)又は同条の規定により平成四年四月一日以後に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるもの(以下本項において「平成四年規制適合車」という。)の取得に対する課する自動車取得税の税率は、同条の規定により平成三年十月一日又は平成四年四月一日以後に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合しない自動車で自治省令で定めるものにつき、自治省令で定める期間内に同法第十五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして平成三年規制適合車又は平成四年規制適合車を取得した場合には、当該取得が平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に行われたとき限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかるわらず、当該取得について本項の規定

市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地域、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域を「特定市の区域」に改め、「に関する規定」の下に「及び第六百二十二条に規定する遊休土地に対する課する特別土地保有税に関する規定」と並びに附則第三十一条の四の規定」を加える。  
附則第三十二条第三項中「平成三年三月三十日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改める。

同条第六項とし、同条第十項中「次条第五項」を「次条第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「事業所等」の下に「(第七百一十条の三十一)第一項第五号に規定する事業所等をいう。次条において同じ。」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「平成三年三月三十日」を「平成五年三月三十日」に改め、同条第十二項中「平成五年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月二十一日」に改め、同条第十四項の表の下欄中「附則第三十二条の三第四項から第十三項まで」を「附則第三十二条の三第三項から第十項まで」に、「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改め、「若しくは第三項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「第十項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とする。

同条第十項とし、同条第十一項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項を同条第十三項とする。

附則第三十三条の三第三項第一号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項中「及び第八項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十三条の四第一項中「平成五年度」を「平成十年度」に改める。

において準用する同条第一項」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、「前二項」を「前項」と改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項から第八項までを「一項づつ繰り上げ、同条第九項第一号中「附則第三十四条の二第七項」を「附則第三十四条の二第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

改め、同条を附則第三十四条の三とする。  
附則第三十五条の二「第五項第一号及び第六項  
中「第八項」を「第九項」に改める。  
附則第三十五条の三第一項中「平成三年度」を  
「平成五年度」に改め、同条第三項第一号中「平  
成二年十二月三十一日」を「平成四年十二月三  
十日」に改める。

同条第十三項とする。  
附則第三十三条の三第三項第一号中「第八項」を「第九項」とし、同条第十一項を同条第十二項に改め、「同項を同条第十一項とし、同条第十四項を同条第十三項とする。」  
附則第三十三条の四第一項中「平成五年度」を「平成十年度」に改める。  
附則第三十四条第一項中「以下次条まで」を「附則第三十四条の三」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する」を「百分の三」の税率を適用してに改め、同項各号を削り、同条第三項第一号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項中「当該課税長期間譲渡所得金額の百分の二」とあるのは「当該課税長期間譲渡所得金額の百分の四」と、「八十万円」とあるのは「百六十万円」と、「控除した金額の百分の二」とあるのは「控除した金額の百分の五・五」と「百分の三」とあるのは「百分の六」に、「及び第八項」を「及び第九項」に改める。  
附則第三十四条の二第一項中「平成四年度」を「平成九年度」に改め、「又は附則第三十四条の四」を削り、「課税長期譲渡所得金額に対して課税する道府県民税の所得割の額は、前条第一項各号の規定にかかわらず、当該譲渡に係る課税長期間譲渡所得金額の百分の二に相当する額」を「前条の三」とあるのは、「百分の一・六」に改め、同条第二項中「平成四年度」を「平成九年度」に、「第八項」を「第七項」に改め、「に係る課税長期譲渡所得金額に対しても課する道府県民税の所得割」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前一項」に、「前条第一項各号」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項各号」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」を「同条第一項」とあるのは「同条第四項」とする。

おいて準用する同条第一項」と「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、「前一項」を「前項」とし、同項第六項から第八項までを「一項ずつ繰り上げ、同条第九項第一号中「附則第三十四条の二第七項」を「附則第三十四条の二第六項」と改め、同項を同条第八項とする。

附則第三十四条の三を削る。

附則第三十四条の四第一項中「第三十一条の四第一項」を「第三十一條の三第一項」と、「に係る附則第三十四条の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の一・三」と、同項第二号イ中「八十万円」とあるのは「五十二万円」と、同号ロ中「百分の一・六」とあるのは「百分の一・六」を「に於ける課税長期譲渡所得の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ當該各号に定める金額に相当する額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 課税長期譲渡所得額が六十万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得額の五分の一・三に相当する金額

二 課税長期譲渡所得額が六十万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 七十八万円

口 当該課税長期譲渡所得額から六千円を控除した金額の百分の一・六に相当する金額

附則第三十四条の四第三項中「同条第一項第一号」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項」を「附則第三十四条第一項」とあるのは「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項」に、「五十二万円」を「七八万円」に、「百八万円」を「百六十二万円」に

改め、同条を附則第三十四条の三とする。  
附則第三十五条の二「第五項第一号及び第六項  
中「第八項を「第九項」に改める。  
附則第三十五条の三第\_項中平成三年度」を  
「平成五年度」に改め、同条第三項第一号中「平  
成二年十一月三十日」を「平成四年十一月三十  
一日」に改める。  
附則第三十七条第十三項中「附則第三十二条  
の三第十四項」を「附則第三十二条の三第十一  
項」に、「附則第三十二条の三第四項から第十三  
項まで」を附則第三十二条の三第三項から第十  
項までに、「から第三項まで」を「若しくは第二  
項」に改め、「若しくは第三項」を削る。  
附則第三十八条第八項中「に対しては」の下に  
「第五百八十五条第一項の規定にかかるわらず」  
を加え、同条第九項中「第五百八十六条第一項  
第八号」との下に、「第六百一十六条中「第六百  
一条から第六百三条の二まで」とあるのは「附則  
第三十八条第九項において読み替えて適用され  
る第六百一一条」とを加え、同条第十一項中「附  
則第三十二条の三第十四項」を「附則第三十二  
条の三第十一項」に、「附則第三十二条の三第  
四項から第十三項まで」を「附則第三十二条の三  
第三項から第十項まで」に改める。  
附則第三十九条第一項から第四項まで、第  
六項及び第七項中「平成三年三月三十日」を  
「平成五年三月三十日」に改め、同条第九項中  
「第五百八十六条第一項第八号」との下に、「  
第六百一十六条中「第六百一条から第六百三条  
の二まで」とあるのは「附則第三十九条第九項に  
おいて読み替えて適用される第六百一条」とを  
加え、同条第十項中「平成二年三月三十日」を  
「平成五年三月三十日」に改め、同条第十一項  
中「附則第三十二条の三第十四項」を「附則第三  
十二条の三第十一項」に、「附則第三十二条の三  
第四項から第十三項まで」を「附則第三十二条の三  
第三項から第十項まで」に改める。  
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表(第五十条の六、第五十条の八、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額					
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満				
8,000円未満	8,000	0	100,000	104,000	900	200,000	204,000	1,800	348,000	356,000	3,100
12,000	12,000	0	104,000	108,000	900	204,000	208,000	1,800	356,000	364,000	3,200
16,000	16,000	100	112,000	116,000	1,000	212,000	216,000	1,900	372,000	380,000	3,300
20,000	20,000	100	116,000	120,000	1,000	216,000	220,000	1,900	380,000	388,000	3,400
24,000	24,000	100	124,000	128,000	1,100	224,000	228,000	2,000	396,000	404,000	3,500
28,000	28,000	200	128,000	132,000	1,100	228,000	232,000	2,000	404,000	412,000	3,600
32,000	32,000	200	132,000	136,000	1,100	232,000	236,000	2,000	412,000	420,000	3,700
36,000	36,000	200	136,000	140,000	1,200	236,000	240,000	2,100	420,000	428,000	3,700
40,000	40,000	300	140,000	144,000	1,200	240,000	244,000	2,100	428,000	436,000	3,800
44,000	44,000	300	144,000	148,000	1,200	244,000	248,000	2,100	436,000	444,000	3,900
48,000	48,000	400	148,000	152,000	1,300	248,000	252,000	2,200	444,000	452,000	3,900
52,000	52,000	400	152,000	156,000	1,300	252,000	260,000	2,200	452,000	460,000	4,000
56,000	56,000	500	156,000	160,000	1,400	268,000	276,000	2,300	460,000	468,000	4,100
60,000	60,000	500	160,000	164,000	1,400	268,000	276,000	2,400	468,000	476,000	4,200
64,000	64,000	500	164,000	168,000	1,400	276,000	284,000	2,400	476,000	484,000	4,200
68,000	68,000	600	168,000	172,000	1,500	284,000	292,000	2,500	484,000	492,000	4,300
72,000	72,000	600	172,000	176,000	1,500	292,000	300,000	2,600	492,000	500,000	4,400
76,000	76,000	600	176,000	180,000	1,500	300,000	308,000	2,700	500,000	508,000	4,500
80,000	80,000	700	180,000	184,000	1,600	308,000	316,000	2,700	508,000	516,000	4,500
84,000	84,000	700	184,000	188,000	1,600	316,000	324,000	2,800	516,000	524,000	4,600
88,000	88,000	700	188,000	192,000	1,600	324,000	332,000	2,900	524,000	532,000	4,700
92,000	92,000	800	192,000	196,000	1,700	332,000	340,000	2,900	532,000	540,000	4,700
96,000	96,000	800	196,000	200,000	1,700	340,000	348,000	3,000	540,000	548,000	4,800

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
548,000	556,000	4,900	748,000	756,000	6,700	1,032,000	1,044,000	9,200	1,332,000	1,344,000	11,900
556,000	564,000	5,000	756,000	764,000	6,800	1,044,000	1,056,000	9,300	1,344,000	1,356,000	12,000
564,000	572,000	5,000	764,000	772,000	6,800	1,056,000	1,068,000	9,500	1,356,000	1,368,000	12,200
572,000	580,000	5,100	772,000	780,000	6,900	1,068,000	1,080,000	9,600	1,368,000	1,380,000	12,300
580,000	588,000	5,200	780,000	792,000	7,000	1,080,000	1,092,000	9,700	1,380,000	1,392,000	12,400
588,000	596,000	5,200	792,000	804,000	7,100	1,092,000	1,104,000	9,800	1,392,000	1,404,000	12,500
596,000	604,000	5,300	804,000	816,000	7,200	1,104,000	1,116,000	9,900	1,404,000	1,416,000	12,600
604,000	612,000	5,400	816,000	828,000	7,300	1,116,000	1,128,000	10,000	1,416,000	1,428,000	12,700
612,000	620,000	5,500	828,000	840,000	7,400	1,128,000	1,140,000	10,100	1,428,000	1,440,000	12,800
620,000	628,000	5,500	840,000	852,000	7,500	1,140,000	1,152,000	10,200	1,440,000	1,452,000	12,900
628,000	636,000	5,600	852,000	864,000	7,600	1,152,000	1,164,000	10,300	1,452,000	1,464,000	13,000
636,000	644,000	5,700	864,000	876,000	7,700	1,164,000	1,176,000	10,400	1,464,000	1,476,000	13,100
644,000	652,000	5,700	876,000	888,000	7,800	1,176,000	1,188,000	10,500	1,476,000	1,488,000	13,200
652,000	660,000	5,800	888,000	900,000	7,900	1,188,000	1,200,000	10,600	1,488,000	1,500,000	13,300
660,000	668,000	5,900	900,000	912,000	8,100	1,200,000	1,212,000	10,800	1,500,000	1,512,000	13,500
668,000	676,000	6,000	912,000	924,000	8,200	1,212,000	1,224,000	10,900	1,512,000	1,524,000	13,600
676,000	684,000	6,000	924,000	936,000	8,300	1,224,000	1,236,000	11,000	1,524,000	1,536,000	13,700
684,000	692,000	6,100	936,000	948,000	8,400	1,236,000	1,248,000	11,100	1,536,000	1,548,000	13,800
692,000	700,000	6,200	948,000	960,000	8,500	1,248,000	1,260,000	11,200	1,548,000	1,560,000	13,900
700,000	708,000	6,300	960,000	972,000	8,600	1,260,000	1,272,000	11,300	1,560,000	1,576,000	14,000
708,000	716,000	6,300	972,000	984,000	8,700	1,272,000	1,284,000	11,400	1,576,000	1,592,000	14,100
716,000	724,000	6,400	984,000	996,000	8,800	1,284,000	1,296,000	11,500	1,592,000	1,608,000	14,300
724,000	732,000	6,500	996,000	1,008,000	8,900	1,296,000	1,308,000	11,600	1,608,000	1,624,000	14,400
732,000	740,000	6,500	1,008,000	1,020,000	9,000	1,308,000	1,320,000	11,700	1,624,000	1,640,000	14,600
740,000	748,000	6,600	1,020,000	1,032,000	9,100	1,320,000	1,332,000	11,800	1,640,000	1,656,000	14,700

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以	上	未 満									
1,656,000	1,672,000	14,900	2,056,000	2,072,000	18,500	2,456,000	2,472,000	22,100	2,920,000	2,940,000	26,200
1,672,000	1,688,000	15,000	2,072,000	2,088,000	18,600	2,472,000	2,488,000	22,200	2,940,000	2,960,000	26,400
1,688,000	1,704,000	15,100	2,088,000	2,104,000	18,700	2,488,000	2,504,000	22,300	2,960,000	2,980,000	26,600
1,704,000	1,720,000	15,300	2,104,000	2,120,000	18,900	2,504,000	2,520,000	22,500	2,980,000	3,000,000	26,800
1,720,000	1,736,000	15,400	2,120,000	2,136,000	19,000	2,520,000	2,536,000	22,600	3,000,000	3,020,000	27,000
1,736,000	1,752,000	15,600	2,136,000	2,152,000	19,200	2,536,000	2,552,000	22,800	3,020,000	3,040,000	27,100
1,752,000	1,768,000	15,700	2,152,000	2,168,000	19,300	2,552,000	2,568,000	22,900	3,040,000	3,060,000	27,300
1,768,000	1,784,000	15,900	2,168,000	2,184,000	19,500	2,568,000	2,584,000	23,100	3,060,000	3,080,000	27,500
1,784,000	1,800,000	16,000	2,184,000	2,200,000	19,600	2,584,000	2,600,000	23,200	3,080,000	3,100,000	27,700
1,800,000	1,816,000	16,200	2,200,000	2,216,000	19,800	2,600,000	2,620,000	23,400	3,100,000	3,120,000	27,900
1,816,000	1,832,000	16,300	2,216,000	2,232,000	19,900	2,620,000	2,640,000	23,500	3,120,000	3,140,000	28,000
1,832,000	1,848,000	16,400	2,232,000	2,248,000	20,000	2,640,000	2,660,000	23,700	3,140,000	3,160,000	28,200
1,848,000	1,864,000	16,600	2,248,000	2,264,000	20,200	2,660,000	2,680,000	23,900	3,160,000	3,180,000	28,400
1,864,000	1,880,000	16,700	2,264,000	2,280,000	20,300	2,680,000	2,700,000	24,100	3,180,000	3,200,000	28,600
1,880,000	1,896,000	16,900	2,280,000	2,296,000	20,500	2,700,000	2,720,000	24,300	3,200,000	3,220,000	28,800
1,896,000	1,912,000	17,000	2,296,000	2,312,000	20,600	2,720,000	2,740,000	24,400	3,220,000	3,240,000	28,900
1,912,000	1,928,000	17,200	2,312,000	2,328,000	20,800	2,740,000	2,760,000	24,600	3,240,000	3,260,000	29,100
1,928,000	1,944,000	17,300	2,328,000	2,344,000	20,900	2,760,000	2,780,000	24,800	3,260,000	3,280,000	29,300
1,944,000	1,960,000	17,400	2,344,000	2,360,000	21,000	2,780,000	2,800,000	25,000	3,280,000	3,300,000	29,500
1,960,000	1,976,000	17,500	2,360,000	2,376,000	21,200	2,800,000	2,820,000	25,200	3,300,000	3,320,000	29,700
1,976,000	1,992,000	17,700	2,376,000	2,392,000	21,300	2,820,000	2,840,000	25,300	3,320,000	3,340,000	29,900
1,992,000	2,008,000	17,900	2,392,000	2,408,000	21,500	2,840,000	2,860,000	25,500	3,340,000	3,360,000	30,000
2,008,000	2,024,000	18,000	2,408,000	2,424,000	21,600	2,860,000	2,880,000	25,700	3,360,000	3,380,000	30,200
2,024,000	2,040,000	18,200	2,424,000	2,440,000	21,800	2,880,000	2,900,000	25,900	3,380,000	3,400,000	30,400
2,040,000	2,056,000	18,300	2,440,000	2,456,000	21,900	2,900,000	2,920,000	26,100	3,400,000	3,420,000	30,600

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額									
3,420,000	3,440,000	30,700	3,920,000	3,940,000	35,200	4,420,000	4,440,000	39,700	4,920,000	4,940,000	44,200
3,440,000	3,460,000	30,900	3,940,000	3,960,000	35,400	4,440,000	4,460,000	39,900	4,940,000	4,960,000	44,400
3,460,000	3,480,000	31,100	3,960,000	3,980,000	35,600	4,460,000	4,480,000	40,100	4,960,000	4,980,000	44,600
3,480,000	3,500,000	31,300	3,980,000	4,000,000	35,800	4,480,000	4,500,000	40,300	4,980,000	5,000,000	44,800
3,500,000	3,520,000	31,500	4,000,000	4,020,000	36,000	4,500,000	4,520,000	40,500	5,000,000	5,020,000	45,000
3,520,000	3,540,000	31,600	4,020,000	4,040,000	36,100	4,520,000	4,540,000	40,600	5,020,000	5,040,000	45,100
3,540,000	3,560,000	31,800	4,040,000	4,060,000	36,300	4,540,000	4,560,000	40,800	5,040,000	5,060,000	45,300
3,560,000	3,580,000	32,000	4,060,000	4,080,000	36,500	4,560,000	4,580,000	41,000	5,060,000	5,080,000	45,500
3,580,000	3,600,000	32,200	4,080,000	4,100,000	36,700	4,580,000	4,600,000	41,200	5,080,000	5,100,000	45,700
3,600,000	3,620,000	32,400	4,100,000	4,120,000	36,900	4,600,000	4,620,000	41,400	5,100,000	5,120,000	45,900
3,620,000	3,640,000	32,500	4,120,000	4,140,000	37,000	4,620,000	4,640,000	41,500	5,120,000	5,140,000	46,000
3,640,000	3,660,000	32,700	4,140,000	4,160,000	37,200	4,640,000	4,660,000	41,700	5,140,000	5,160,000	46,200
3,660,000	3,680,000	32,900	4,160,000	4,180,000	37,400	4,660,000	4,680,000	41,900	5,160,000	5,180,000	46,400
3,680,000	3,700,000	33,100	4,180,000	4,200,000	37,600	4,680,000	4,700,000	42,100	5,180,000	5,200,000	46,600
3,700,000	3,720,000	33,300	4,200,000	4,220,000	37,800	4,700,000	4,720,000	42,300	5,200,000	5,220,000	46,800
3,720,000	3,740,000	33,400	4,220,000	4,240,000	37,900	4,720,000	4,740,000	42,400	5,220,000	5,240,000	46,900
3,740,000	3,760,000	33,600	4,240,000	4,260,000	38,100	4,740,000	4,760,000	42,600	5,240,000	5,260,000	47,100
3,760,000	3,780,000	33,800	4,260,000	4,280,000	38,300	4,760,000	4,780,000	42,800	5,260,000	5,280,000	47,300
3,780,000	3,800,000	34,000	4,280,000	4,300,000	38,500	4,780,000	4,800,000	43,000	5,280,000	5,300,000	47,500
3,800,000	3,820,000	34,200	4,300,000	4,320,000	38,700	4,800,000	4,820,000	43,200	5,300,000	5,320,000	47,700
3,820,000	3,840,000	34,300	4,320,000	4,340,000	38,800	4,820,000	4,840,000	43,300	5,320,000	5,340,000	47,800
3,840,000	3,860,000	34,500	4,340,000	4,360,000	39,000	4,840,000	4,860,000	43,500	5,340,000	5,360,000	48,000
3,860,000	3,880,000	34,700	4,360,000	4,380,000	39,200	4,860,000	4,880,000	43,700	5,360,000	5,380,000	48,200
3,880,000	3,900,000	34,900	4,380,000	4,400,000	39,400	4,880,000	4,900,000	43,900	5,380,000	5,400,000	48,400
3,900,000	3,920,000	35,100	4,400,000	4,420,000	39,600	4,900,000	4,920,000	44,100	5,400,000	5,420,000	48,600

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額	
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満
5,420,000	5,440,000	48,700	5,920,000	5,940,000	53,200	6,420,000	6,440,000
5,440,000	5,460,000	48,900	5,940,000	5,960,000	53,400	6,440,000	6,460,000
5,460,000	5,480,000	49,100	5,960,000	5,980,000	53,600	6,460,000	6,480,000
5,480,000	5,500,000	49,300	5,980,000	6,000,000	53,800	6,480,000	6,500,000
5,500,000	5,520,000	49,500	6,000,000	6,020,000	54,000	6,500,000	6,520,000
5,520,000	5,540,000	49,500	6,020,000	6,040,000	54,100	6,520,000	6,540,000
5,540,000	5,560,000	49,800	6,040,000	6,060,000	54,300	6,540,000	6,560,000
5,560,000	5,580,000	50,000	6,060,000	6,080,000	54,500	6,560,000	6,580,000
5,580,000	5,600,000	50,200	6,080,000	6,100,000	54,700	6,580,000	6,600,000
5,600,000	5,620,000	50,400	6,100,000	6,120,000	54,900	6,600,000	6,620,000
5,620,000	5,640,000	50,500	6,120,000	6,140,000	55,000	6,620,000	6,640,000
5,640,000	5,660,000	50,700	6,140,000	6,160,000	55,200	6,640,000	6,660,000
5,660,000	5,680,000	50,900	6,160,000	6,180,000	55,400	6,660,000	6,680,000
5,680,000	5,700,000	51,100	6,180,000	6,200,000	55,600	6,680,000	6,700,000
5,700,000	5,720,000	51,300	6,200,000	6,220,000	55,800	6,700,000	6,720,000
5,720,000	5,740,000	51,400	6,220,000	6,240,000	55,900	6,720,000	6,740,000
5,740,000	5,760,000	51,600	6,240,000	6,260,000	56,100	6,740,000	6,760,000
5,760,000	5,780,000	51,800	6,250,000	6,280,000	56,300	6,760,000	6,780,000
5,780,000	5,800,000	52,000	6,280,000	6,300,000	56,500	6,780,000	6,800,000
5,800,000	5,820,000	52,200	6,300,000	6,320,000	56,700	6,800,000	6,820,000
5,820,000	5,840,000	52,300	6,320,000	6,340,000	56,800	6,820,000	6,840,000
5,840,000	5,860,000	52,500	6,340,000	6,360,000	57,000	6,840,000	6,860,000
5,860,000	5,880,000	52,700	6,360,000	6,380,000	57,200	6,860,000	6,880,000
5,880,000	5,900,000	52,900	6,380,000	6,400,000	57,400	6,880,000	6,900,000
5,900,000	5,920,000	53,100	6,400,000	6,420,000	57,600	6,900,000	6,920,000

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
7,420,000	7,440,000	66,700	7,620,000	7,640,000	68,500	7,820,000	7,840,000	70,300	8,000,000	11,000,000	11,000,000
7,440,000	7,460,000	66,900	7,640,000	7,660,000	68,700	7,840,000	7,860,000	70,500			
7,460,000	7,480,000	67,100	7,660,000	7,680,000	68,900	7,860,000	7,880,000	70,700			
7,480,000	7,500,000	67,300	7,680,000	7,700,000	69,100	7,880,000	7,900,000	70,900			
7,500,000	7,520,000	67,500	7,700,000	7,720,000	69,300	7,900,000	7,920,000	71,100			
7,520,000	7,540,000	67,600	7,720,000	7,740,000	69,400	7,920,000	7,940,000	71,200	11,000,000円以上		
7,540,000	7,560,000	67,800	7,740,000	7,760,000	69,600	7,940,000	7,960,000	71,400			
7,560,000	7,580,000	68,000	7,760,000	7,780,000	69,800	7,960,000	7,980,000	71,600			
7,580,000	7,600,000	68,200	7,780,000	7,800,000	70,000	7,980,000	8,000,000	71,800			
7,600,000	7,620,000	68,400	7,800,000	7,820,000	70,200						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納稅義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表(第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、附則第七条関係)

退職所得控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
8,000円未満	0	100,000	104,000	1,300	200,000	204,000	2,700	348,000	356,000	4,600	4,600
8,000	12,000	104,000	108,000	1,400	204,000	208,000	2,700	356,000	364,000	4,800	4,800
12,000	16,000	108,000	112,000	1,400	208,000	212,000	2,800	364,000	372,000	4,900	4,900
16,000	20,000	112,000	116,000	1,500	212,000	216,000	2,800	372,000	380,000	5,000	5,000
20,000	24,000	116,000	120,000	1,500	216,000	220,000	2,900	380,000	388,000	5,100	5,100
24,000	28,000	120,000	124,000	1,600	220,000	224,000	2,900	388,000	396,000	5,200	5,200
28,000	32,000	124,000	128,000	1,600	224,000	228,000	3,000	396,000	404,000	5,300	5,300
32,000	36,000	128,000	132,000	1,700	228,000	232,000	3,000	404,000	412,000	5,400	5,400
36,000	40,000	132,000	136,000	1,700	232,000	236,000	3,100	412,000	420,000	5,500	5,500
40,000	44,000	136,000	140,000	1,800	236,000	240,000	3,100	420,000	428,000	5,600	5,600
44,000	48,000	140,000	144,000	1,800	240,000	244,000	3,200	428,000	436,000	5,700	5,700
48,000	52,000	144,000	148,000	1,900	244,000	248,000	3,200	436,000	444,000	5,800	5,800
52,000	56,000	148,000	152,000	1,900	248,000	252,000	3,300	444,000	452,000	5,900	5,900
56,000	60,000	152,000	156,000	2,000	252,000	260,000	3,400	452,000	460,000	6,100	6,100
60,000	64,000	156,000	160,000	2,100	260,000	268,000	3,500	460,000	468,000	6,200	6,200
64,000	68,000	160,000	164,000	2,100	268,000	276,000	3,600	468,000	476,000	6,300	6,300
68,000	72,000	164,000	168,000	2,200	276,000	284,000	3,700	476,000	484,000	6,400	6,400
72,000	76,000	168,000	172,000	2,200	284,000	292,000	3,800	484,000	492,000	6,500	6,500
76,000	80,000	172,000	176,000	2,300	292,000	300,000	3,900	492,000	500,000	6,600	6,600
80,000	84,000	176,000	180,000	2,300	300,000	308,000	4,000	500,000	508,000	6,700	6,700
84,000	88,000	180,000	184,000	2,400	308,000	316,000	4,100	508,000	516,000	6,800	6,800
88,000	92,000	184,000	188,000	2,400	316,000	324,000	4,200	516,000	524,000	6,900	6,900
92,000	96,000	188,000	192,000	2,500	324,000	332,000	4,300	524,000	532,000	7,000	7,000
96,000	100,000	192,000	196,000	2,500	332,000	340,000	4,400	532,000	540,000	7,100	7,100
100,000	1,200	196,000	2,600	340,000	348,000	4,500	540,000	548,000	7,200	7,200	

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
548,000	556,000	7,300	748,000	756,000	10,000	1,032,000	1,044,000	13,900	1,332,000	1,344,000	17,900
556,000	564,000	7,500	756,000	764,000	10,200	1,044,000	1,056,000	14,000	1,344,000	1,356,000	18,100
564,000	572,000	7,600	764,000	772,000	10,300	1,056,000	1,068,000	14,200	1,356,000	1,368,000	18,300
572,000	580,000	7,700	772,000	780,000	10,400	1,068,000	1,080,000	14,400	1,368,000	1,380,000	18,400
580,000	588,000	7,800	780,000	792,000	10,500	1,080,000	1,092,000	14,500	1,380,000	1,392,000	18,600
588,000	596,000	7,900	792,000	804,000	10,600	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	18,700
596,000	604,000	8,000	804,000	816,000	10,800	1,104,000	1,116,000	14,900	1,404,000	1,416,000	18,900
604,000	612,000	8,100	816,000	828,000	11,000	1,116,000	1,128,000	15,000	1,416,000	1,428,000	19,100
612,000	620,000	8,200	828,000	840,000	11,100	1,128,000	1,140,000	15,200	1,428,000	1,440,000	19,200
620,000	628,000	8,300	840,000	852,000	11,300	1,140,000	1,152,000	15,300	1,440,000	1,452,000	19,400
628,000	636,000	8,400	852,000	864,000	11,500	1,152,000	1,164,000	15,500	1,452,000	1,464,000	19,600
636,000	644,000	8,500	864,000	876,000	11,600	1,164,000	1,176,000	15,700	1,464,000	1,476,000	19,700
644,000	652,000	8,600	876,000	888,000	11,800	1,176,000	1,188,000	15,800	1,476,000	1,488,000	19,900
652,000	660,000	8,800	888,000	900,000	11,900	1,188,000	1,200,000	16,000	1,488,000	1,500,000	20,000
660,000	668,000	8,900	900,000	912,000	12,100	1,200,000	1,212,000	16,200	1,500,000	1,512,000	20,200
668,000	676,000	9,000	912,000	924,000	12,300	1,212,000	1,224,000	16,300	1,512,000	1,524,000	20,400
676,000	684,000	9,100	924,000	936,000	12,400	1,224,000	1,236,000	16,500	1,524,000	1,536,000	20,500
684,000	692,000	9,200	936,000	948,000	12,600	1,236,000	1,248,000	16,600	1,536,000	1,548,000	20,700
692,000	700,000	9,300	948,000	960,000	12,700	1,248,000	1,260,000	16,800	1,548,000	1,560,000	20,800
700,000	708,000	9,400	960,000	972,000	12,900	1,260,000	1,272,000	17,000	1,560,000	1,576,000	21,000
708,000	716,000	9,500	972,000	984,000	13,100	1,272,000	1,284,000	17,100	1,576,000	1,592,000	21,200
716,000	724,000	9,600	984,000	996,000	13,200	1,284,000	1,296,000	17,300	1,592,000	1,608,000	21,400
724,000	732,000	9,700	996,000	1,008,000	13,400	1,296,000	1,308,000	17,400	1,608,000	1,624,000	21,700
732,000	740,000	9,800	1,008,000	1,020,000	13,600	1,308,000	1,320,000	17,600	1,624,000	1,640,000	21,900
740,000	748,000	9,900	1,020,000	1,032,000	13,700	1,320,000	1,332,000	17,800	1,640,000	1,656,000	22,100

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後の退職手当等の金額					
以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額
1,656,000	1,672,000	22,300	2,056,000	2,072,000	27,700	2,456,000	2,472,000	33,100	2,920,000	2,940,000	39,400	1,672,000	1,688,000	22,500	2,072,000	2,088,000	27,900
1,688,000	1,704,000	22,700	2,088,000	2,104,000	28,100	2,488,000	2,504,000	33,500	2,940,000	2,960,000	39,600	1,704,000	1,720,000	23,000	2,104,000	2,120,000	28,400
1,720,000	1,736,000	23,200	2,120,000	2,136,000	28,600	2,504,000	2,520,000	33,800	2,980,000	3,000,000	39,900	1,736,000	1,752,000	23,400	2,136,000	2,152,000	28,800
1,752,000	1,768,000	23,600	2,152,000	2,168,000	29,000	2,552,000	2,568,000	34,400	3,040,000	3,060,000	41,000	1,768,000	1,784,000	23,800	2,168,000	2,184,000	29,200
1,784,000	1,800,000	24,000	2,184,000	2,200,000	29,400	2,584,000	2,600,000	34,600	3,060,000	3,080,000	41,300	1,800,000	1,816,000	24,300	2,200,000	2,216,000	29,700
1,816,000	1,832,000	24,500	2,216,000	2,232,000	29,900	2,620,000	2,640,000	35,300	3,120,000	3,140,000	42,100	1,832,000	1,848,000	24,700	2,232,000	2,248,000	30,100
1,848,000	1,864,000	24,900	2,248,000	2,264,000	30,300	2,660,000	2,680,000	35,900	3,140,000	3,160,000	42,300	1,864,000	1,880,000	25,100	2,264,000	2,280,000	30,500
1,880,000	1,896,000	25,300	2,280,000	2,296,000	30,700	2,700,000	2,720,000	36,100	3,180,000	3,200,000	42,600	1,896,000	1,912,000	25,500	2,296,000	2,312,000	30,900
1,896,000	1,912,000	25,500	2,312,000	2,328,000	31,200	2,740,000	2,760,000	36,700	3,220,000	3,240,000	44,600	1,912,000	1,928,000	25,800	2,328,000	2,344,000	31,400
1,928,000	1,944,000	26,000	2,328,000	2,344,000	31,400	2,760,000	2,780,000	37,200	3,260,000	3,280,000	45,300	1,944,000	1,960,000	26,200	2,344,000	2,360,000	31,600
1,960,000	1,976,000	26,400	2,360,000	2,376,000	31,800	2,800,000	2,820,000	37,800	3,280,000	3,300,000	46,000	1,976,000	1,992,000	26,600	2,376,000	2,392,000	32,000
1,992,000	2,008,000	26,800	2,392,000	2,408,000	32,200	2,840,000	2,860,000	38,300	3,320,000	3,340,000	47,500	2,008,000	2,024,000	27,100	2,408,000	2,424,000	32,500
2,024,000	2,040,000	27,300	2,424,000	2,440,000	32,700	2,880,000	2,900,000	38,600	3,360,000	3,380,000	48,900	2,040,000	2,056,000	27,500	2,440,000	2,456,000	32,900
2,056,000	2,072,000	27,500	2,456,000	2,472,000	32,900	2,920,000	2,940,000	39,100	3,400,000	3,420,000	50,400	2,072,000	2,088,000	27,700	2,472,000	2,488,000	33,500

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
3,420,000	3,440,000	51,100	3,920,000	3,940,000	69,100	4,420,000	4,440,000	87,100	4,920,000	4,940,000	105,100
3,440,000	3,460,000	51,800	3,940,000	3,960,000	69,800	4,440,000	4,460,000	87,800	4,940,000	4,960,000	105,800
3,460,000	3,480,000	52,500	3,960,000	3,980,000	70,500	4,460,000	4,480,000	88,500	4,960,000	4,980,000	106,500
3,480,000	3,500,000	53,200	3,980,000	4,000,000	71,200	4,480,000	4,500,000	89,200	4,980,000	5,000,000	107,200
3,500,000	3,520,000	54,000	4,000,000	4,020,000	72,000	4,500,000	4,520,000	90,000	5,000,000	5,020,000	108,000
3,520,000	3,540,000	54,700	4,020,000	4,040,000	72,700	4,520,000	4,540,000	90,700	5,020,000	5,040,000	108,700
3,540,000	3,560,000	55,400	4,040,000	4,060,000	73,400	4,540,000	4,560,000	91,400	5,040,000	5,060,000	109,400
3,560,000	3,580,000	56,100	4,060,000	4,080,000	74,100	4,560,000	4,580,000	92,100	5,060,000	5,080,000	110,100
3,580,000	3,600,000	56,800	4,080,000	4,100,000	74,800	4,580,000	4,600,000	92,800	5,080,000	5,100,000	110,800
3,600,000	3,620,000	57,600	4,100,000	4,120,000	75,600	4,600,000	4,620,000	93,600	5,100,000	5,120,000	111,600
3,620,000	3,640,000	58,300	4,120,000	4,140,000	76,300	4,620,000	4,640,000	94,300	5,120,000	5,140,000	112,300
3,640,000	3,660,000	59,000	4,140,000	4,160,000	77,000	4,640,000	4,660,000	95,000	5,140,000	5,160,000	113,000
3,660,000	3,680,000	59,700	4,160,000	4,180,000	77,700	4,660,000	4,680,000	95,700	5,160,000	5,180,000	113,700
3,680,000	3,700,000	60,400	4,180,000	4,200,000	78,400	4,680,000	4,700,000	96,400	5,180,000	5,200,000	114,400
3,700,000	3,720,000	61,200	4,200,000	4,220,000	79,200	4,700,000	4,720,000	97,200	5,200,000	5,220,000	115,200
3,720,000	3,740,000	61,900	4,220,000	4,240,000	79,900	4,720,000	4,740,000	97,900	5,220,000	5,240,000	115,900
3,740,000	3,760,000	62,600	4,240,000	4,260,000	80,600	4,740,000	4,760,000	98,600	5,240,000	5,260,000	116,600
3,760,000	3,780,000	63,300	4,260,000	4,280,000	81,300	4,760,000	4,780,000	99,300	5,260,000	5,280,000	117,300
3,780,000	3,800,000	64,000	4,280,000	4,300,000	82,000	4,780,000	4,800,000	100,000	5,280,000	5,300,000	118,000
3,800,000	3,820,000	64,800	4,300,000	4,320,000	82,800	4,800,000	4,820,000	100,800	5,300,000	5,320,000	118,800
3,820,000	3,840,000	65,500	4,320,000	4,340,000	83,500	4,820,000	4,840,000	101,500	5,320,000	5,340,000	119,500
3,840,000	3,860,000	66,200	4,340,000	4,360,000	84,200	4,840,000	4,860,000	102,200	5,340,000	5,360,000	120,200
3,860,000	3,880,000	66,900	4,360,000	4,380,000	84,900	4,860,000	4,880,000	102,900	5,360,000	5,380,000	120,900
3,880,000	3,900,000	67,600	4,380,000	4,400,000	85,600	4,880,000	4,900,000	103,600	5,380,000	5,400,000	121,600
3,900,000	3,920,000	68,400	4,400,000	4,420,000	86,400	4,900,000	4,920,000	104,400	5,400,000	5,420,000	122,400

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
5,420,000	5,440,000	123,100	5,920,000	5,940,000	141,100	6,420,000	6,440,000	159,100	6,920,000	6,940,000	177,100
5,440,000	5,460,000	123,800	5,940,000	5,960,000	141,800	6,440,000	6,460,000	159,800	6,940,000	6,960,000	177,800
5,460,000	5,480,000	124,500	5,960,000	5,980,000	142,500	6,460,000	6,480,000	160,500	6,960,000	6,980,000	178,500
5,480,000	5,500,000	125,200	5,980,000	6,000,000	143,200	6,480,000	6,500,000	161,200	6,980,000	7,000,000	178,200
5,500,000	5,520,000	126,000	6,000,000	6,020,000	144,000	6,500,000	6,520,000	162,000	7,000,000	7,020,000	180,000
5,520,000	5,540,000	126,700	6,020,000	6,040,000	144,700	6,520,000	6,540,000	162,700	7,020,000	7,040,000	180,700
5,540,000	5,560,000	127,400	6,040,000	6,060,000	145,400	6,540,000	6,560,000	163,400	7,040,000	7,060,000	181,400
5,560,000	5,580,000	128,100	6,060,000	6,080,000	146,100	6,560,000	6,580,000	164,100	7,060,000	7,080,000	182,100
5,580,000	5,600,000	128,800	6,080,000	6,100,000	146,800	6,580,000	6,600,000	164,800	7,080,000	7,100,000	182,800
5,600,000	5,620,000	129,600	6,100,000	6,120,000	147,600	6,600,000	6,620,000	165,600	7,100,000	7,120,000	183,600
5,620,000	5,640,000	130,300	6,120,000	6,140,000	148,300	6,620,000	6,640,000	166,300	7,120,000	7,140,000	184,300
5,640,000	5,660,000	131,000	6,140,000	6,160,000	149,000	6,640,000	6,660,000	167,000	7,140,000	7,160,000	185,000
5,660,000	5,680,000	131,700	6,160,000	6,180,000	149,700	6,660,000	6,680,000	167,700	7,160,000	7,180,000	185,700
5,680,000	5,700,000	132,400	6,180,000	6,200,000	150,400	6,680,000	6,700,000	168,400	7,180,000	7,200,000	186,400
5,700,000	5,720,000	133,200	6,200,000	6,220,000	151,200	6,700,000	6,720,000	169,200	7,200,000	7,220,000	187,200
5,720,000	5,740,000	133,900	6,220,000	6,240,000	151,900	6,720,000	6,740,000	169,900	7,220,000	7,240,000	187,900
5,740,000	5,760,000	134,600	6,240,000	6,260,000	152,600	6,740,000	6,760,000	170,600	7,240,000	7,260,000	188,600
5,760,000	5,780,000	135,300	6,260,000	6,280,000	153,300	6,760,000	6,780,000	171,300	7,260,000	7,280,000	189,300
5,780,000	5,800,000	136,000	6,280,000	6,300,000	154,000	6,780,000	6,800,000	172,000	7,280,000	7,300,000	190,000
5,800,000	5,820,000	136,800	6,300,000	6,320,000	154,800	6,800,000	6,820,000	172,800	7,300,000	7,320,000	190,800
5,820,000	5,840,000	137,500	6,320,000	6,340,000	155,500	6,820,000	6,840,000	173,500	7,320,000	7,340,000	191,500
5,840,000	5,860,000	138,200	6,340,000	6,360,000	156,200	6,840,000	6,860,000	174,200	7,340,000	7,360,000	192,200
5,860,000	5,880,000	138,900	6,360,000	6,380,000	156,900	6,860,000	6,880,000	174,900	7,360,000	7,380,000	192,900
5,880,000	5,900,000	139,600	6,380,000	6,400,000	157,600	6,880,000	6,900,000	175,600	7,380,000	7,400,000	193,600
5,900,000	5,920,000	140,400	6,400,000	6,420,000	158,400	6,900,000	6,920,000	176,400	7,400,000	7,420,000	194,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額					
以	上	未	税	額	以	上	未	税	額	以	上	未	税	額
7,420,000	7,440,000	195,100	7,620,000	7,640,000	202,300	7,820,000	7,840,000	209,500	8,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	
7,440,000	7,460,000	195,800	7,640,000	7,660,000	203,000	7,840,000	7,860,000	210,200	8,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	
7,460,000	7,480,000	196,500	7,660,000	7,680,000	203,700	7,860,000	7,880,000	210,900	8,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	
7,480,000	7,500,000	197,200	7,680,000	7,700,000	204,400	7,880,000	7,900,000	211,600	8,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	
7,500,000	7,520,000	198,000	7,700,000	7,720,000	205,200	7,900,000	7,920,000	212,400	8,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	
7,520,000	7,540,000	198,700	7,720,000	7,740,000	205,900	7,920,000	7,940,000	213,100	8,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	
7,540,000	7,560,000	199,400	7,740,000	7,760,000	206,600	7,940,000	7,960,000	213,800	8,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	
7,560,000	7,580,000	200,100	7,760,000	7,780,000	207,300	7,960,000	7,980,000	214,500	8,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	
7,580,000	7,600,000	200,800	7,780,000	7,800,000	208,000	7,980,000	8,000,000	215,200	8,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	
7,600,000	7,620,000	201,600	7,800,000	7,820,000	208,800	8,000,000	8,000,000	220,500	8,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	

(注)

この表において「退職所得控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除した残額をいう。  
 (備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納稅義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

第一条 地方税法の一部を次のよう改定する。  
 附則第十一条の四第三項中「所有者又は」を「所有者若しくは」、「次項において特定市街化区域農地の所有者等」と「以下次項までにおいて特定市街化区域農地の所有者等」といふこととし、その他の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

附則第十六条第三項中「所有者又は」を「所有者若しくは」、「次項において特定市街化区域農地の所有者等」と「以下次項までにおいて特定市街化区域農地の所有者等」といふこととし、その他の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

〔当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課税されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、四分の三〕を加え、同条第四項中「所有者等」の下に「又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合」と、〔昭和六十年四月一日から平成三年十一月三十日までの間に行われた〕が平成四年一月一日から平成六年三月三十日までの間に実施された「固定資産税」と「当該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備が行われたものである」と認められたときの「〔三分の一〕」を「〔三分の二〕」に改めるとともに、〔昭和六十年四月一日から平成二年十一月三十日までの間に実施された「固定資産税」と「当該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備が行われたものである」と認められたときの「〔三分の二〕」を「〔三分の一〕」に改める。

附則第十九条の三を次のように改める。  
 第十九条の三 市街化区域農地に係る平成四年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成三年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対しても課する固定資産税の額は、附則第十九条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価値

格の二分の一の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成三年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の上欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合二分の一の額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

年 度	率
平成四年度	○・一
平成五年度	○・四
平成六年度	○・六
平成七年度	○・八
市街化区域農地に係る平成四年度以降の年 度分の固定資産税に限り、平成三年度に る賦課期日後において地目の変換その他の 令で定める事情により新たに市街化区域農 地	

となつた土地に對して課する各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地となつた土地に類似する市街化区域農地が前項の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該市街化区域農地となつた土地が平成三年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在し、かつ、同項の規定の適用があつたもののみなして、同項の規定を適用する。

前二項の規定は、平成三年度に係る賦課期日に後に都市計画法第七条第一項の市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由により新たに市街化区域農地となつた土地（当該政令で定める事由の生じた日以後地目の変換その他の政令で定める事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 第一項に規定する平成三年度適用市街化区域農地とは、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第二号）第二条の規定による改正前的地方税法附則第二十九条の七第一項に規定する都又は市の区域内に所在する市街化区域農地で、当該市街化区域農地に対して課す

附則第一「十八条第四項中「同条第五項」を「同  
条第四項」に、「既適用市街化区域農地」を「平成  
三年度適用市街化区域農地」に改める。  
附則第二十九条の二中「(以下「農地課税相当  
額」という。)」を削る。

5 前項に規定する平成三年度適用市街化区域農地には、第二項の規定により平成三年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地のうち、当該みなされた土地に類似する市街化区域農地が当該市街化区域農地に係る平成三年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）第二条の規定による改正前的地方税法附則第十九条の三第一項（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものである場合における当該みなされた土地を含むものとする。

附則第十九条の四第一項中「前条第五項」を「前条第四項」に、「既適用市街化区域農地に係る平成三年度分」を「平成三年度適用市街化区域農地に係る平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条第三項を削る。

附則第二十七条の二第一項中「附則第十九条の三第五項」を「附則第十九条の三第四項」に、「既適用市街化区域農地に係る平成三年度分」を「平成三年度適用市街化区域農地に係る平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条第三項

2 平成五年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、平成四年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地で当該市街化区域農地の所有者が平成三年四月一日から平成四年十二月三十日までの間に当該市街化区域農地につき都市計画法第一十九条に規定する開発行為の許可（以下本項において「開発許可」という。）の申請その他の計画的な宅地化のための手続で政令で定めるものを開始し、かつ、当該手続が開始されたことにつき市町村長の認定を受けたもの（以下本項及び第五項において「宅地化農地」という。）に対してその者に課する固定資産税及び都市計画税については、当該宅地化農地について平成三年四月一日から平成五年十一月三十一日までの間に開発許可その他の政令で定める宅地化のための計画策定期等がなされたことにつき市町村長の確認を受けた場合には、平成四年度分及び平成五年度分（平成四年度に当該確認を受けたときについては、平成四年度分）の当該宅地化農地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれそれ十分の九に相当する額に係る地方団体の徵収金に係る納稅義務を免除するものとする。

2 前項の認定を受けようとする者は、平成四年四月一日から平成五年一月三十一日までの

間にその旨を市町村長に申告しなければならぬ。二三、古河市長、二二

市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

第一項の確認を受けようとする者は、平成四年四月一日から平成六年一月三日まで

四〇四年四月一日から平成六年一月三十一日までの間にその旨を市町村長に申請しなければならない。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

市町村長は、第一項の確認をしたとき、又は当該確認をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地の所有者に通知し

市町村長は、第一項の認定をした場合に  
は、平成六年三月三十一日までの期間、当該

認定に係る半地化農地に係る並該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額に係る地方団体の徴収率の徴収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

市町村長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税について第一項の

規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の三第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第五項の規定による徴収の猶予について、第十二条、第十六条

第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条

の五第一項及び第一項の規定は第五項後段の規定による担保の提供及び処分について準用する。

市町村は、固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該固定資産税又は都市計画税の課されなかった土地について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該固定資産税又は都市計

計画税の納稅義務者の申請に基づいて、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額に係る地方団体の徵収金を還付するものとする。

市町村長は、前項の規定により固定資産税

い。  
前二項の規定により固定資産税又は都市計  
又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を還  
付する場合において、還付を受ける者の未納  
に係る地方団体の徴収金があるときは、当該  
還付すべき額をこれに充当しなければならな

画税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充當する場合には、第八項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。

第一項の申告及び第三項の申請の手続その他第一項から第六項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

を受けた土地に対する同項の納稅義務の免除を受ける者に課する固定資産税又は都市計画税については、平成六年度分（平成四年度に当該確認を受けた場合にあつては、平成五年度分及び平成六年度分）の固定資産税又は都

とする

13 前項の規定の適用がある場合において、平成五年度又は平成六年度に附則第十六条第四項の規定の適用を受けることとなつたとき

14  
第一項、第五項又は第十二項の規定の適用における同項の適用については、同項中「当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度」とあるのは、「平成七年一度」とする。

を受ける土地に係る固定資産税又は都市計画税については、附則第十九条の三第一項ただちに書(同条第三項において準用する場合を含む)によれば、適用しない。

の規定は適用しないただし第五

第一項 市町村は、平成四年度分

平成五年度分	市街化区
平成四年度に	
平成三年四月一日	

度分には、平成四年	一 日	平成五年十二月三十
場合には、	三十一 日	市街化区

第一項	平成四年度分	市街化区
平成五年一月三十一日		市街化区
同年度の		

第三項 平成四年四月一日 市街化区  
平成六年一月三十一 同年度の

第三項	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項
平成六年一月三十一日	同年度の翌々年度の初日の属する年の一月三十一日	市街化区域設定年度の初日	市街化区域設定年度分	場合には、市街化区域設定年度分	場合には、平成四年度分	平成四年度分	市町村は、平成四年度分
平成四年四月一日	平成五年一月三十一日	市街化区域設定年度の初日	市街化区域設定年度分	同年度の翌年度の初日の属する年の一月三十一日	平成五年十二月三十日	一日	平成三年四月一日
平成六年一月三十一日	同年度の翌々年度の初日の属する年の一月三十一日	市街化区域設定年度の初日	市街化区域設定年度分	場合には、平成四年度分	平成四年度分	平成四年度に	市町村は、平成四年度分

項の規定の適用を受けた土地につき第六項の

15 前各項の規定は、平成四年度に係る賦課期  
規定の適用を受けることとなる場合は、こ  
れでない。

日後に都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由により新たに市街化区域となつた上地に係る固定資本税及び都市基盤賦課税を課す。

計画税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げることとする。

る字句に読み替えるものとする。



に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

8 新法第五十三条第三項(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十二条の三第一項の規定に関する部分に限る。)の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新法第七十二条の十四第一項(租税特別措置法第六十三条の二第五項の規定に関する部分に限る。)の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十三条の二第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定で不動産取得税に対する課税対象を除くものと定めた部分は、施行日以後に課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十二条第一項から第三項までの規定は、平成四年一月一日以後の同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第五条 第二条の規定による改正後の地方税附則第十一条の四第三項の規定は、平成四年一月一日以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(特別地方消費税に関する経過措置)

第六条 新法の規定中特別地方消費税に関する部分は、平成三年七月一日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第一百三十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき特別地方消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

(市長村民税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定で個人の市町村民税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中分離課税による所得割(新法第三百二十八条の規定によって課する所得割をいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。)に関する部分は、平成三年一月一日以後に支払うべき退職手当等(同条に規定する退職手当等をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。)に係る分離課税による所得割について、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかるわらず、新法の規定中分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割について、なお従前の例による。

4 新法附則第三百二十二条の五第一項第五号の四の規定(日本赤十字社に関する部分に限る。)は、市町村民税の所得割の納稅義務者が施行日以後に日本赤十字社に対して支出する寄附金について適用する。

5 新法第三百二十四条の二第一項第五号の四の規定(日本赤十字社に関する部分に限る。)は、市町村民税の所得割の納稅義務者が施行日以後に日本赤十字社に對して支出する寄附金について適用する。

6 新法第三百二十四条の二第一項第五号の四の規定(日本赤十字社に関する部分に限る。)は、市町村民税の所得割の納稅義務者が施行日以後に日本赤十字社に對して支出する寄附金について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日前に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

8 新法第三百二十二条の八第三項(租税特別措置法第六十二条の三第一項の規定に関する部分に限る。)の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

合には、旧法第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書に、改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、新法第十七条の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行うものとする。

前項前段に規定する場合には、平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新法第三百二十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴收されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴收されるべき分離課税に係る所得割の額(地方税法及び国庫に係る分離課税に係る所得割をいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。)に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第二十五項の規定は、平成二年一月二日以後に取得された同項に規定する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九条の三第二十五項の規定は、平成二年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に對して課する平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧法第三百四十八条第二項第十八号の二及び第三百四十九条の三第二十五項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和六十四年一月二日から平成三年一月一日までの間に建設され、又は設置された旧法附則第十五条第十項に規定する路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 昭和六十一年一月二日から平成二年一月一日までの間に敷設された旧法附則第十五条第十一項に規定する停車場設備等に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和六十一年四月一日から平成二年三月三十日までの間に取得された旧法附则第十五条第十六項及び第十七項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

後年度分の固定資産税について適用し、平成二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条第二項第十七号及び第十号の二の規定は、平成二年一月二日以後に取得された同項に規定する固定資産に對して課する平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧法第三百四十九条第二項第十七号及び第十号の二の規定は、平成二年一月二日以後に取得された同項に規定する固定資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九条の三第二十五項の規定は、平成二年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に對して課する平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧法第三百四十八条第二項第十八号の二及び第三百四十九条の三第二十五項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和六十四年一月二日から平成三年一月一日までの間に建設され、又は設置された旧法附則第十五条第十項に規定する路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 昭和六十一年一月二日から平成二年一月一日までの間に敷設された旧法附則第十五条第十一項に規定する停車場設備等に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和六十一年四月一日から平成二年三月三十日までの間に取得された旧法附则第十五条第十六項及び第十七項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 昭和六十二年四月一日から平成二年三月三十日までの間に取得された旧法附则第十五条第十六項及び第十七項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 昭和五十九年一月二日から平成二年一月一日までの間に取得された旧法附则第十五条第十六項及び第十七項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。





第三十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「前条の規定の適用について、同条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の一・六」とあるのは「課税長期譲渡所得額に対し課する道府県民税の所得割の額は、前条第一項各号の規定にかかわらず、当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得額の百分の一・六に相当する額」と、同条第二項中「譲渡所得に」とあるのは「譲渡所得に係る課税長期譲渡所得額に對して課する道府県民税の所得割に」と、同条第三項中「同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」とあるのは「前条第一項各号」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」と、「百分の三」とあるのは「百分の三・四」とする。

3 平成三年一月一日から同年三月三十一日までの間に行う新法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等

4 税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第一号)附則第七条第四項の規定による特別控除額の控除に係る部分に限り適用を受けるときは、これらの譲渡については、当該優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとなす。

5 前項の場合において、所得割の納稅義務者が

施行日から平成三年十二月三十一日までの間に行う改正前の租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡に係る譲渡所得については、旧法附則第三十四条の三第一項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第一号)附則第七条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第一号)附則第三十四条の三第一項から第三項まで」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第一号)第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十四条第一項から第三項まで」として、所得割の納稅義務者が平成四年一月一日から平成五年三月三十一日までの間に行う当該特定市街化区域農地等の譲渡に係る譲渡所得については、同項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第一号)附則第七条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、「道府県民税の所得割については、附則第三十四条第一項から第三項までの規定を適用」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第一号)第一条の規定による改正後の地方税法附則第三十四条第一項から第三項まで」とあるのは「百分の二・一」と、同条第二項中「附則第三十四条第一項から第三項まで」とあるのは「附則第三十四条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の二・一」と、同条第二項中「附則第三十四条第一項から第三項まで」とあるのは「附則第三十四条第一項において準用する同条第一項から第三項まで」とあるのは「同条第一項」とあるのは、「百分の五・五」として、同条第四項において準用する同条第一項から第三項まで」とあるのは「同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の二・一」とあるのは「百分の五・八」と、

する。

6 前項の規定の適用がある場合における新法附則第三十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「次条」とあるのは、「次条又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第一号)第一条规定による改正前の地方税法附則第十八条第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第一号)附則第二十一条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第三十四条の三」とする。

7 新法附則第三十四条の三の規定は、所得割の納稅義務者が平成四年一月一日以後に行う改正後の租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納稅義務者が同日前に行つた改正前の租税特別措置法第三十一条の四第一項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

8

第一十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 第十三条 別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法(次項において「新交付金法」という。)附則第十五項の規定は、平成四年度以後の年度

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247</p

車取得税交付金」を「当該市町村の特別地方消費

税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当

該市町村の自動車取得税交付金」に、「当該指定

市の自動車取得税交付金」を「当該指定市の特別

地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五

の額、当該指定市の自動車取得税交付金」に改

め、同条第三項の表市町村の項中第十八号を第

十九号とし、第十号から第十七号までを一号す

つ繰り下げ、第九号の次に次のようになる。

〔十 特別地方消費税交付金の交付額〕

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 前条の規定による改正後の地方交付

税法第十四条の規定は、平成三年度分の地方交

付税に係る基準財政収入額の算定から適用す

る。

第二十七条 前条の規定による改正後の地方交

付税に係る基準財政収入額の算定から適用す

る。

第二十八条 前条の規定による改正後の地方交

付税に係る基準財政収入額の算定から適用す

る。

第二十九条 前条の規定による改正後の地方交

付税に係る基準財政収入額の算定から適用す

る。

第二十条 前条の規定による改正後の地方交

付税に係る基準財政収入額の算定から適用す

る。

第二十一条 前条の規定による改正後の地方交

付税に係る基準財政収入額の算定から適用す

る。

第二十二条 前条の規定による改正後の地方交

付税に係る基準財政収入額の算定から適用す

る。

第二十三条 前条の規定による改正後の地方交

付税に係る基準財政収入額の算定から適用す

る。

第二十四条 前条の規定による改正後の地方交

付税に係る基準財政収入額の算定から適用す

る。

第二十五条 前条の規定による改正後の地方交

付税に係る基準財政収入額の算定から適用す

る。

第二十六条 前条の規定による改正後の地方交

付税に係る基準財政収入額の算定から適用す

る。

第二十七条 前条の規定による改正後の地方交

付税に係る基準財政収入額の算定から適用す

る。

第二十八条 前条の規定による改正後の地方交

付税に係る基準財政収入額の算定から適用す

る。

を「平成四年三月三十一日」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第五号中〔(1) 経常経費 林野の面積 態容補正及び寒

冷補正〕を〔(1) 経常経費 林野の面積 段階補正、態容補正及び寒冷補正〕に改め、

〔(2) 経常経費 林野の面積 段階補正、態容補正及び寒冷補正〕に改める。

同表道府県の項第八号中「平成元年度」を「平成二年

二年」に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五

五十八年度」を「昭和六十年度」に改め、同表道

府県の項第十号及び第十一号中「平成元年度」を

「平成二年」に改め、同表市町村の項第八号中

「平成元年度」を「平成二年」に改め、同表市町

村の項第九号中「昭和五十八年度」を「昭和六

十一年」に改め、同表市町村の項第十号及び第十

一号中「平成元年度」を「平成二年」に改める。

附則第四条第三項中「平成二年」に改め、同表

市町村の項第十号及び第十一号中「平成元年度」

を「平成二年」に改め、同表市町村の項第十号及び第十一号中「平成元年度」を「平成二年」に改め、同表

市町村の項第十号及び第十一号中「平成元年度」を「平成二年」に改め、同表市町村の項第十号及び第十一号中「平成元年度」を「平成二年」に改め、同表

道府県 の種類 類別 別表(第十二条関係)	経費の種類	測定単位	年 度		金 領
			単位	費 用	
一 警察費	警 察 職 費	人 一 人 につき	八、五、四、〇〇〇円	千九百五十一億円	三千一百四十五億円
1 土木費	道 路 橋 り よ う	面 積	一 平 方 メートル につき	一千三十億円	一千七百八億円
(1) 経常経費	道 路 の 延 長	延 長	キロメートル につき	六、三、一、〇〇〇	一千九百七十億円
(2) 投資的経費	道 路 の 面 積	面 積	一 平 方 メートル につき	二、二、一、〇〇〇	二千五百七十五億円

別表を次のように改める。

市町村													
一 消防費													
人口													
一人につき													
七、九六〇円													
十一 債債還費 臨時財政特例	十 策債償還費 地域財政特例対	九 財源対策債償還費	八 地方税減収補てん ん債償還費	七 災害復旧費	六 その他の行政費 投資的経費	五 水産行政費 経常経費	四 商工行政費 投資的経費	三 林野行政費 経常経費	二 水産行政費 経常経費	一 林野行政費 経常経費	農家数	経常経費	
地に各らた臨方發年平均めどに二和政策の額をに二五度十例対可いさて別にかの	た別のかたた地に各らめどに二和政策の額をに二五度十例対可いさて別にかの	一戸につき	七五、五〇〇										
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	一戸につき	八六、九〇〇
一一七	一一六	九	九五〇	九〇〇	九〇〇	一戸につき	三、四八〇						
一〇〇												一ヘクタールにつき	二、五〇〇



八 辺地対策事業債  
償還費

千円につき 八〇〇

九 地方税減収補て  
ん債償還費

千円につき 九一

十 財源対策債償還  
費

千円につき 六六

十一 地域財政特例  
債償還費

千円につき 一一七

## 十二 対策債償還費

千円につき 一〇〇

十三 地域財政特例  
債償還費

千円につき 一一七

年 度	金 額
平成四年度	三千二百四十五億円
平成五年度	三千一百九十四億円
平成六年度	一千五百三十五億円
平成七年度	一千五百七十五億円
平成八年度	二千七百八億円
平成九年度	一千八百七十億円
平成十年度	一千九百五十億円
平成十一年度	一千九百五十一億円
平成十二年度	一千九百三十億円
平成十三年度	一千二億四千万円

第三条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正	第三条第一項中「昭和六十五年度」を「平成七年度」に改め、同条第二項中「年四分五厘」を「年二分」に改める。
第四条中「昭和六十五年度」を「平成七年度」に改め、同条第二項中「年四分五厘」を「年二分」に改める。	第四条中「昭和六十五年度」を「平成七年度」に改め、同条第二項中「0.4+0.6」を「0.3+0.7」に改める。

## (施行期日)

## 附 則

## ○

## 1 この法律は、公布の日から施行する。

## ○ (土地開発基金費等の基準財政需要額への算入)

## 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成三年度分の地方交付税から適用する。

## 3 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

## 4 (首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等)

## 5 (土地開発基金費等の基準財政需要額への算入)

## 6 (市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第

## 7 (測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。)

## 8 (道府県、二 土地開発基金費)

## 9 (人口)

## 10 (基 金 費)

## 11 (人口)

## 12 (度までの各年度の財源対策のたて)

## 13 (可 み 当 さ れ た 地 方 債 債 の 領 額)

## 14 (度までの各年度の財源対策のたて)

## 15 (可 み 当 さ れ た 地 方 債 債 の 領 額)

## 16 (度までの各年度の財源対策のたて)

## 17 (可 み 当 さ れ た 地 方 債 債 の 領 額)

## 18 (度までの各年度の財源対策のたて)

## 19 (可 み 当 さ れ た 地 方 債 債 の 領 額)

## 20 (度までの各年度の財源対策のたて)

## 21 (可 み 当 さ れ た 地 方 債 債 の 領 額)

## 22 (度までの各年度の財源対策のたて)

## 23 (可 み 当 さ れ た 地 方 債 債 の 領 額)

## 24 (度までの各年度の財源対策のたて)

## 25 (可 み 当 さ れ た 地 方 債 債 の 領 額)

## 26 (度までの各年度の財源対策のたて)

の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

第四条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帶等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和六十五年度」を「平成七年度」に改め、同条第二項中「年四分五厘」を「年五分」に改め、「年三分五厘」を「年二分」に改める。

第四条中「昭和六十五年度」を「平成七年度」に改め、同条第二項中「0.4+0.6」を「0.3+0.7」に改める。

第五条第一項第一号中「0.4+0.6」を「0.3+0.7」に改める。

第六条第一項第一号中「0.4+0.6」を「0.3+0.7」に改める。

第七条 第四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成三年度にあつては同条の規定により算定した額とし、平成四年度から平成十三年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に次の表の上欄に掲げる該各年度に応する同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	控 除 額
平成四年度	三百六十億円
平成五年度	三百七十九億円
平成六年度	三百九十九億円
平成七年度	四百十億円

## (交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

## 附則第五条第一項中「平成二年度」を「平成二年

度分の借入金限度額」を「平成三年度分の借入金

度分の借入金限度額」に改め、同項の表を次のように改める。

平成八年度	四百三十億円
平成九年度	四百六十億円
平成十一年度	四百八十億円
平成十二年度	五百三十億円

附則第六条中「平成二年度」を「平成三年度」に改める。

## (一般会計からの繰入金)

第七条 第四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成三年度にあつては同条の規

定期により算定した額から五千円を減額した額とし、平成四年度から平成十三年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に次の表の上欄に掲げる該各年度に応する同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

市町村	土地開発基金費	人口	一人につき	三、〇〇〇
二 地域福祉基金費	人口	一人につき	八〇〇	
三 財源対策償償還基 金費	昭和六十年度までの各年度から昭和六十三年の當該各年 度において発行を許された地方債の額	千円につき	九七八	

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつ

ては人口の多少による段階その他の事情を參照して、財源対策償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

**5** 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成三年度分の予算から適用する。  
**(新産業都市建設及び工業整備特別也或整備の交付税及び譲与税配付金特別会計法の一  
部改正に伴う経過措置)**

6  
ための国の財政上の特別措置に関する法律の一  
部改正に伴う経過措置)  
第三条の規定による改正後の新産業都市建設  
及び工業整備特別地域整備のための国の財政上  
の特別措置に関する法律第二条の規定は、平成  
二年度以前に発行を許可された地方債に係る平  
成八年度以降の各年度における利子支払額に對  
する利子補給及び平成三年度以後に発行を許可  
された地方債に係る利子支払額に對する利子補

第三条の規定による改正後の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第四条第三項の規定は、平成三年度以降の年度の歳出予算に係る国のは負担又は補助（平成二年度以前の年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される國の負担又は補助を除く。）について適用し、平成二年度以前の年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される國の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で平成三年度以

係る国の負担又は補助（平成二年以前の年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く）について適用し、平成二年以前の年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成二年以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

8  
第四条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の郊外整備地帶等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第三条第二項の規定は、平成三年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、平成二年度以前に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給については、なお従前の例による。

**附 則**

理由 公害防止対策事業の促進を図るため、関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置を引き続き講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方財政の状況にかんがみ、平成三年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、新産業都市の建設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講ずることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

正誤	段行	八二末一	考えてく	正
		三三末三	二六	二十六
		三一	拡大してみて	拡大して見て

平成三年三月十九日印刷

平成三年三月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局